

午前九時五十九分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第三号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十三番（野口哲男君） いろいろ意見もございますが、きょうは、ちょっと新市長様にいろいろなところで公約あるいはマニフェストといいますが、これからかなり市民の皆様方の期待をこめて、市長に期待するところ大でありますから、そういう意味で、私が前期四年間取り組んでまいりました観光振興について、浜田市長が非常に今回腰をどっぷりはめて取り組もうとしているということについては、私個人としては非常に歓迎するところがあります。そういう意味で観光行政についてちょっと市長の公約といいますが、この手法あるいはこれまでの市長選における浜田市長の公約とか、そういうものについて市民を代表して具体的にどのように考えているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

第一番に、「温泉を生かした観光立市を目指す」。これは別府観光推進戦略会議、民主的手法を取り入れた実践的な取り組みということ、先般の提案理由の説明の中で申されております。そういう意味で、この「温泉を生かした観光立市を目指す」ということはどういうことなのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。どうぞ、よろしく願います。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

観光、温泉の別府八湯を生かしたまちづくりを中心に観光立市再生を目指すということで言ってまいりました。その一つの、今お話がありましたように、観光推進の戦略会議という、仮称ですが、こういう形で提案の中にもお話をさせていただきました。観光立市を標榜する別府市にとりまして、私は、緊急の行政課題は観光の振興であるというふうにまず位置づけております。それで、観光再生に不退転の決意をもって取り組みたいということが、私の最初の考えでございます。この課題への積極的な取り組みを、私は、市内外に専門的な知識や経験豊富な方々の英知を結集していただいて、全国的・世界的な視野に立って御提言をいただきたいということで、仮称ですが、この戦略会議という提案をさせていただきました。

委員の候補といいますが、十人程度ということで、きのうお話をさせてもらいましたが、具体的にはまちおこしのリーダー、それからイベントプロデューサー、温泉ヘルスコーディネーター、女性リーダー、都市工学のデザイナー、国際観光アナリスト、温泉観光学の研究者、トラベルプロデューサー、ホテル・旅館若手経営者、さらにマスメディアということで十ほどのお願いをいたしたいと考えております。

きのうの議案質疑で泉議員から、「わかりやすい政治」と言いながら横文字を並べ過ぎ

るという指摘もいただきましたので、具体的に私はこの十人をどのように考えているかということ、簡単にこの際お話をさせていただきたいというふうに思います。

イベントプロデューサーというのは、もちろんもうおわかりと思いますが、お祭りやイベント、そういったプランニングをさせていただくという方がイベントプロデューサーというふうに私は考えております。それから温泉ヘルスコーディネーターというのは、今、温泉と健康というものを非常に結びつけた取り組みが各地で行われようとしておりますし、私もこれも大賛成ですから、こういうコーディネーター、いわゆる調整役として温泉と観光を結びつけた調整役をお願いしたい。それから都市工学のデザイナー、これは観光温泉文化都市としての一つのデザイン、いわゆる道路とか町並みとか景観とか、そういったものを含めたデザインを考えていただく、そういう都市工学のデザイナーを専門家としてお願いをしたい。それから、国際観光アナリストというのは、これも国際的な視野で提言をいただける造詣の深い方をお願いしたいなど。さらには、温泉観光学の研究者。これは先ほど言いましたように、温泉と観光を結びつけていくという関係の専門家でございます。それから、あとトラベルプロデューサーは旅行関係者、ホテル・旅館の若手経営者。さらにマスメディアというのは、もう新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等を情報手段としてぜひマスコミ関係者の代表が提言の中に入れていただくといいなという考えで、十人程度考えておるということで御理解をいただきたいとしたいと思います。

○十三番（野口哲男君） 考え方はわかりました。非常にそういうプロ集団をそろえて、まちづくりに取り組むということを考えておられるんだらうと思います。

これまで別府市も、過去いろいろ私もひもといて勉強させていただきました。そういう観光振興に取り組む姿勢というものは、いろんなことをやられております。ところが、そういう専門家とかそういう意見とか提案が、はっきり生かされて抜本的な観光振興を考え直す道筋が立っているかと申し上げますと、残念ながら、これまでこの別府市の観光産業の凋落傾向あるいは観光の凋落傾向が、歯どめもかからずにいささか問題が大きくなってきているということを考えますと、果たしてこの別府観光推進戦略会議、今、市長が説明された方々の考え方をそのまま取り入れることができるのかどうかというのは、非常に厳しい問題があるのではないかな。確かに提案は提案として受けとめて、それをどういうふうに改革に結びつけていくのかということが大事でございまして、これまで一番問題なのが、やっぱり行政、あるいは市民を中心としたそういう提案に対する取り組みというものが、例えば景観条例一つをとっても、景観条例という条例がつくられている、あるいは環境条例という条例がつくられておりますけれども、全くそれが絵にかいたもちというような格好で、実施段階で具体的に実効が上がるような条例とかそういうものが見えていない、つくられていないというところに問題があるわけでありまして。だから地域開発とかまちづくり、地域振興というものは、自立それから自律的、そしてもう一つは内発的、これが一

番大事なことで、この内発的というのは、今別府市が抱えている力ですね、内発力。例えば温泉とか景観とか、それからまたいろんな観光にかかわる資源、そういうものをいかに開発して、それを開発していくのは、やはり人の力ということになるわけでありまして、その内発力をいかに発揮していくのか。そして、それが永続的に続けられるかどうかということが、一つの大きな地域開発、地域振興のパロメーターになるわけでありまして。

確かに別府観光推進戦略会議というのは、非常に考え方はすばらしいものがあると思います。これから先は、こういう方々と共同することが悪いとは私は言いませんが、問題は、行政に携わる市職員の方々、シンクタンクとしてのこれからの働きをどうするのか、どのように市の職員をうまく使っていくのか、活力を引き出していくのか。それと、市民とが共同する中でどのようなまちづくりが行われるのかということが、非常に重要なことだと思えます。

温泉を生かした観光地、今、温泉観光都市というのは、日本に六千カ所以上あると言われております。そういう観光地に、今いかに競争の原理を働かせ勝ち残っていくかということが、観光地として求められているわけでありましてから、そういう意味で温泉資源の活用策、あるいは今市営の大型温泉、テルマスとか湯都ピアとか、それから今いろいろ問題になっております市有区営温泉、そういうものの各温泉の管理あるいは活性化のあり方、これが二つ目。

それから、本当に温泉を生かした魅力あるまちづくり、医療とかエステとかいろいろ言われております。そういう問題について具体的に市役所としては、観光戦略会議以外に今、喫緊の課題としてそういう問題を解決しなければならないということがあるわけですが、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

全国的に、議員さん言われるように六千カ所ということでございます。御存じのように別府温泉は、源泉数、温泉、湧出量とも日本一でございます。その取り組みといたしまして、日本温泉協会による天然温泉表示看板の制度があります。多くの方が温泉の泉質、温泉浴槽の利用形態や温泉の管理状況など関心を持つ本物志向の時代の中で、利用者側の立場に立った情報公開と言われておりますけれども、行う中で信頼を確保するというのが、この制度でございます。具体的には源泉、引湯方法、泉質、かけ流し、循環、湯水の有無、新注入の五項目について、日本温泉協会の審査を経て、適正度等を段階的に協議されるという制度でございますけれども、平成十四年におきまして、柴石温泉とあと五カ所でございますが、天然温泉の表示看板を設置いたしているところでございます。

温泉資源の市有化等とその活用ということでございますが、別府市に源泉数、平成十三年度保健所法によりますと、二千八百五十の泉源があるわけでございますが、大半は個人、私有のものでございます。古くから市内の至るところで自噴していた温泉を利用してきた

別府独自の形態であろうと考えられております。権利関係等の問題で市有化等はかなり難しい面があるかと考えますが、有効利用ということで、いわば議員さん言われております医療、エステ、園芸、湯の花、調理、地獄などに使われているわけでございます。有効利用といえ、大分県自然環境保全審議会において温泉掘削制限とか引湯制限などの規制が現在行われているところでございます。一方、別府の地下水の低下が指摘されておりますが、世界有数の温泉資源が将来枯渇することがないように、保護にも取り組んでいかなければならないと考えておる次第でございます。

観光産業における温泉を生かした魅力あふれるまちづくりということでございますが、我がまち温泉地の別府でございますが、ここ数年来、「温泉ブーム」という言葉が使われ、全国に「温泉地」という名のつくところが数千あると言われます。このような傾向は、日本人多くが温泉に対して何かを求める魅力があると考えられます。現在、人気のある温泉地として取り上げられているところは、昔懐かしい風景を思い起こさせるような山合いにひっそりとたたずむ和風の建物や、四季を感じることができる露天ぶろをつくって利用者に提供しているところでございます。行ってみたい、全国的に、行ってよかった、そういう別府では三位になっておりますけれども、温泉地というのは、その温泉地がお客様に対して作り上げたイメージのよさがあると思っておりますので、それは温泉だけでなく観光、スポーツ、食事どころなどさまざまなものを複合して完成させたブランドイメージであり、その温泉独特の文化であると考えております。お客様が実際に体験した感想がもとになっております。こういった気持ちを持ってお客様がふえることは、温泉地にとって理想的なことだということで、温泉課としましても、温泉施設を持っております老朽化した温泉施設を逐次改修なりを考えているところでございます。

市営温泉につきましては、北浜温泉、湯都ピア等ありますけれども、公の施設に対し、民間利用を含む地方公共団体が指定するもの、指定管理者による管理の代行制度を認める地方自治法の改正が行われようといったしておりますので、そういった法的な面で各関係課と調整を図りながら導入を検討していきたいというふうに考えております。

○十三番（野口哲男君） 残念ながら、浜田市政の第一歩として、これは市長の考え方としてとらえさせていただきますけれども、今の答弁の内容では、抜本的に別府市の観光産業、観光振興を図っていく、建て直すということに結びつくのかどうか、いささか疑問を感じるところであります。特に大型温泉も含めて、今後民営化とかいろんなことが図られていると思っておりますけれども、基本的には温泉を生かしたまちづくり。きょうは考え方のみ聞かせていただいて、今後の中で一つ一つ検証させていただきたいということを考えておりますので、新市長の発足に当たり考え方のみを聞かせていただきます。いい、悪いは、後ほどまたいつかの機会にやらせていただきたい。

次に、「自然環境をしっかりと生かしたまちづくり」。これは非常に大事なことなのです

けれども、この考え方について、どのようなことを考えておられるのかについてお聞かせ
いただきたいと思います。

○環境安全課長（高橋 徹君） 自然環境を生かしたまちづくりということで御質問でござ
いますが、別府市では、平成十四年二月に別府市環境基本計画を策定いたしまして、自
然と共生し、環境への負荷の少ない循環型を基調とします社会の実現を目指すというこ
を目標としました環境基本計画を策定しております。これに基づきまして、現在、別府市
が策定しております総合基本計画の中に記載されております事業実施に当たりましては、
この環境基本計画の精神に基づきまして、自然を生かした環境に配慮した施策を講ずるよ
うにということで基本姿勢を定めております。この考え方に基づきまして事業を推進する
ことによりまして、総合的には別府市全体が自然環境を生かしたまちづくりにつながって
いくものと期待しているところでございます。

○十三番（野口哲男君） 環境条例そのものが、別府市全体の自然環境を生かしたまちづ
くりにつながっていくということが言えるかどうか。これはまた後ほど言わせていただき
ますが、現在定められております環境条例そのもの、例えば地域環境美化条例、こういう
ものは条例はできておりますけれども、全く実効が上がってない。例えば駅周辺の自転車の
放置あるいはたばこの吸い殻、空き缶のぼい捨て。一番観光客が、まず別府におりたっ
て別府市に接する場面でそういうものが全く生かされてない。ただ条例だけをこさえて、
それで済んだというような位置づけでは、「自然環境をしっかりと生かしたまちづくり」な
んということ、絶対にこれは期待ができないというふうに思われるわけでありまして。い
ま一度、新市長のもとで、例えば歩きたばこ禁止条例をつくって、後ほど私はまた言わせ
てもらいますけれども、少しは課徴金といいますか、罰金等をいただく中でモラルの向上
を図っていく、意識の改革を図っていく、そういうことも必要ではないかと思うのですが、
森の再生、川の再生。川も今、見てください、コンクリートを張って全く自然が失われた
ような川ばかりです、別府市は。そういうふうなものをどのように今後つくりかえ、ある
いは考え直して、自然環境をしっかりと生かした、お客様に魅力あるまちづくりをしてい
くのか。今答弁された内容では、全くそれは我々に伝わってこない。これから先に環境破壊
がいろんなところで指摘されております。例えば川とか海とか山、それから森の再生、川
の再生、海の再生、それから車の排ガス規制。特に別府市は坂が多いのですが、ディーゼ
ル車の後をついていったら、窓をあけて後ろをついていけない状況であります。そういう
排ガスの規制も必要でしょうし、中心市街地への車の乗り入れを規制することによって観
光客が安心してそぞろ歩きができる観光地としてつくりかえていくのかどうか、そういう
ことも必要であろうかと思えます。

そういうことで、今、余りにも答弁が通り一遍でございましたので、ちょっと言わせて
いただきましたけれども、やはり自然環境をしっかりと生かしたまちづくりというものは非

常に重要でありますので、もう少し具体的に実効の上がる取り組みをしていただきたいということを申し添えて、次に移ります。

「住んでよかったまち」、これはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○企画調整課長（安波照夫君） 「住んでよかったまち」というようなことでございますけれども、住んでよかったという基準を考えてみますと、一般的には交通、情報、生活空間のインフラが整備されていること、それとか快適、利便性、安全性、この辺の都市機能が充実していること、さらに保健、福祉、医療体系、この辺が整備されているということが、「住んでよかったまち」ということの基準ではなかろうかというふうに思っています。

○十三番（野口哲男君） 通り一遍では、そういうことになろうかと思えます。今市民が、別府市あるいは行政、あるいは自分が住んでいる地域に対してどのように考えているか、ちょっと調査をしてみましたところ、ごみの問題、あるいはまちづくりの問題、まあインフラ整備、そういうものについて非常に不満を感じている。例えば下水道一つとっても、今、一生懸命下水道の整備を市も挙げてやっております。貸付金まで整備をして、垂れ流しをしないようにという制度をつくっておりますけれども、これ一つをとっても、一生懸命まじめな市民といえますか、そういう方々は、環境を守るために直ちにお金を借りても市の下水道につなぎ込みをする。ところが、それに関心がない方々は、お金があってもそういうことをやらない。あるいは生活污水の問題でも、洗剤とかそういうものについてもどのように規制をしながら、どのように川を守り海を守っていくのか。そういうことが非常に市民の中では不満に感じている部分が多い。

それから、税金の問題。まじめに税金を納めている方々にとっては、どのように税金が使われているのか、そしてまた滞納状況とか、そういうものを見た場合に、あれだけの滞納額があるということについては、税金をまじめに払うことのばからしさ、そういうものを非常に不満に思っている市民が多い。その税金を払ったところ、後の税金の使い道というものに対して、市民の方々が注文をつけられない。本来であれば税金を払う者は、自分が払った税金がどのように使われるのかということについては、一定の形、何らかの形でそれを具現化していく必要があるのではなかろうかと私は思っているわけでありまして。特に行政の中で予算のつくり方、立て方、そういうものについても市民の声というものが反映されているのかどうか。今回、市長は、「市民が主役のまちづくり」ということを挙げておりますけれども、そういうこと一つとっても、全くそういうことがなされてないというのが現状であろうかと思うのです。そういうものを含めて「住んでよかったまち」。簡単に言いますけれども、これはなかなか厳しい、難しい問題があるわけでありまして。その辺のとらえ方として、先ほどの答弁以外に何かありましたら、御答弁をいただきたいと思います。

○建設部次長（亀岡丈人君） お答えいたします。

今の御質問の中で、地域の市民の方々が特に望んでいる環境問題ということで、下水道の一件が出ました。現在、別府市の環境基本計画におきます下水道関係第四章に、「望ましい環境像の実現に向けての取り組み」ということで水環境等の整備が行われるようにということでございます。これは言いかえますれば、海の再生また川の浄化が基本でございます。当然公共下水道を整備することによって川、海の再生がなされるわけでございます。現在、別府市では二千七百五十六ヘクタールの市街地の中で千七百四十六の認可区域というのを決めまして、現在その千四十ヘクタールを整備済でございます。その中で河川に沿ったところを重点にしておりますが、なかなか幹線はいくものの、枝線がなかなか追いついていけないというのが現状でございます。そして、御指摘にありましたように、排水設備といいまして、管は通ったけれども各家庭からの接続がなされてない。これは私ども、一番懸案でございまして、鋭意本当に説得して、税を投資してそれが表に出てこないということでございますので、これは各家庭、お金がかかることでございますが、接続に向けて管の整備と、それ以上に管整備が終わったところの接続のお願いを職員一同で啓発に回っているところが現状でございます。

○十三番（野口哲男君） それは一端でございましょうけれども、私が言いたいことは、ここで「住んでよかったまち」をつくるというのは、これは市民が主役ということが言われております。ただ、ここで市民が主役、主役と言いますと、市民は、すべて何でもかんでも市がしてくれるという観念に陥りやすい。だから、あくまでも市が何かをしてくれるのではなくて、市民が何をするかというふうな方向に導いていくという行政のあり方をつくっていかなければ、今後大きな問題が起こる、禍根を残すということになるのではないかと。確かに市長の言われるように、市民が主役、市民の目線で。それだけ権利と責任、義務をきちっとわきまえた市民をどのように意識改革していくのかということも非常に必要ではないかということをお指摘して、次に行きます。

「歴史ある建築物の保存、美しい町並みを守る」。特に歴史ある建築物、今いろいろ問題になっております。この点についてと、この「美しい町並み」とはどういうふうなところを指すのかについて、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

私ども温泉課の取り組みといたしましては、平成十四年三月一日、別府市にとって歴史的・文化的な価値の高い、代表的建築物の保全等のあり方について総合的な調査・研究を行うため、歴史的建造物の保全等に関する調査委員会を設置いたしたところでございます。それで平成十五年四月二十二日、保全する歴史的建造物の選定に関する中間報告が、市長の方に提出されたところであります。温泉課の取り扱いとしまして、旧浜田温泉のことでございますが、保全する歴史的建造物の選定要綱に基づき、六月六日に保全する歴史的建造物の選定のための評価委員十名を委嘱し、旧浜田温泉の評価を現在お願いいたしている

ところでございます。今後その評価委員により、まず第一に、旧浜田温泉の美術的評価、意匠的評価、まちづくり効果、費用対効果など、項目に基づく評価が行われることとなります。現在、取り組みということで、二回目で現地調査を行っているところでございます。

○十三番（野口哲男君） 浜田温泉の問題は、もう私もよく存じ上げておりますので、それはそれで結構ですが、ほかに歴史的な建造物とかそういうものがあると思うのですよ。これをだれがどのように認定して、そしてその保存に要する手続きとか、今後の費用の対策とか、そういうものについてどのように考えているのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、教育委員会の中に、生涯学習課が担当課ですけれども、文化財調査委員会という会があります。ここには、公の分につきましては、それぞれの管轄しているところから、例えば市の指定文化財にしてほしいとか上がってくるわけですが、それを審議するようになっております。私立については、その所有者がそれを上げてきて、それを審議すると。そのときに、これまでは建造物の建築の専門家がおりませんでしたので、昨年度から建築の専門家も入れておりますが、それで十分審議できないときには、さらにこれを拡大して、その専門家を入れないと審議ができませんから、そういうふうにやっぺいこうというふうを考えております。あくまでもそれぞれ管理しているところから上がってきたやつを審議する、そして、それで決めていくというのが文化財の調査委員会というのでございます。

○十三番（野口哲男君） 基本的には手続きはわかりましたけれども、その費用等については全く答えがありませんでしたが、かなりの費用がかかります。それから、横浜市あたりは歴史建造物保存条例というもの、条例をつくって細部にわたって、木造建築物には二千万円まで、その他の永久的な構造物については六千万円まで年間の補助金を出しながら歴史的建造物を保存していくという具体的な取り組みがなされているところもあるわけがあります。別府市において、言葉だけで歴史ある建築物の保存とかいうことを言われておりますけれども、これも具体的に全く実効が上がっていないということに大きな問題があるわけでありまして。新市長の今回のこの「歴史ある建築物の保存」、具体的にもう少し前向きに取り組んでいくのだろうという期待をこめて、今質問をしたわけでありまして。

それからもう一つ、「美しい町並み」というのはどの辺を指すのでしょうかね、別府市内の。どこら辺をどのように、「美しい町並みを保存する」ということについて。それをお聞かせいただきたい。

（答弁する者なし）

○十三番（野口哲男君） ちょっと、質問時間とめてくれんな。答弁がなされんときは、とめてください、質問時間を。（笑声）

（答弁する者なし）

○十三番（野口哲男君） もういいわ。これはちゃんと私はどういうふう回答が出るのか、質問通告をしたつもりなのですからけれども、何かこの辺が余り……。抜けていたのでしょうか、答弁がなされないということは、今後ちょっとこれを勉強しておいてください。

では、次に行きましょう。「だれもが参加できるいきいきとした祭りの実現」。祭りとかイベントというのは、別府市では非常に大きなポイントになるわけでありまして、観光振興の中でも。うがった見方をすれば、この観光振興の五〇%ぐらいはお祭りとかイベントが占めるというようなことも言われておりますけれども、その中であって、市民総参加型の祭りの計画というのを市長が打ち出されておりますが、それはどういうふうなお祭りなのでしょうか。

それともう一つは、「全国に誇れる祭りやイベントの充実を図る」――どなたか回答者はいらっしゃいますか――それから、まつり協会のあり方について、見直しをするのかどうか。それから、今は非常に不景気で、お祭りが民間からの寄附金とかそういうものがなかなか集まらなくて、だんだん規模が縮小される。規模が縮小されるということは、魅力のない祭りになってしまうというようなことになるわけでありまして、そういう費用の関係等についてどのように考えているか。この四点について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

市民総参加型の祭りの計画ということでございますが、現在、別府市では、別府八湯温泉まつり、それから別府夏まつり、ドリームバル、べっぷクリスマス花火ファンタジア、これが四つの基本的な祭りと考えております。その中におきまして、温泉まつりにつきましては、別府に春を告げるお祭りで、豊富な温泉の恵みに感謝する祭りであると認識しております。また、別府で最も長い歴史のある祭りでありながら、盛り上がり欠けているのではないかという御指摘もございます。そういった中、旧態依然の方法で推移しており、毎年参加する団体は決まっていますし、一部の市民が参加している祭りになっている現状とも言っております。

また夏まつりについても、花火大会、また音頭大会をメインにやっているわけですが、こういった中でも亀川のまた花火等ございまして、二週続けてやっているという問題も提起・指摘されております。

また、ドリームバルにつきましても、今回見直しをしまして、国際交流の原点から、もうちょっと市民国際交流広場、そういうものを銘打ってヨーロッパ村やアジア村、そういった村の中で学生と市民と触れ合うような、そういう場を提供しようということで見直しを図っておるところでございますし、また、べっぷクリスマス花火ファンタジアにつきましては、二日間にわたって九年間開催してきましたが、多彩な行事を随時取り入れながら、年々着実にスケールアップしているし、現在では県内外から二十万人の市民・観光客が集

まり、大分県を代表する冬の風物詩的なイベントとして定着しております。実行委員会も機能しており、民間主導のモデルケースとして高く評価しておるところでございます。

そういった面を合わせまして市民総参加、これは先ほど議員がおっしゃっていますように、市民が何を求めているのか、我々もそういうことを十分認識しながら祭り、イベントに対しまして、庁内にまつり・イベント見直し企画委員会、そしてさらにまつり・イベント見直し検討委員会を早急に設置して、これはまつり協会ともども、それから民間の方々とは知恵を絞りながら検討委員会の中で検討していきたいと今は考えておるところでございます。

また、全国に誇れる祭りやイベントの充実ということでございますが、これにつきましても、今申しましたように、この四つの祭りをどう生かしていくのか、またドリームバルにつきましても、これを温泉まつりと統合して大きなものにしていきたいというふうなことも考えておりますし、これも検討委員会の中で随時検討していきたいと考えております。

また、まつり協会のあり方につきましても、これにつきましても、やはりただ、今まつり協会というのは、別府市それから商工会議所、観光協会の中にありますが、ほとんどが別府市観光協会の方で事務的なことをしておるわけでございます、また人手も足りなく、なかなかいい知恵も出てこないのが現実でございます。そしてその中にまた、実行委員会もございますが、決められた方だけでの実行委員会組織でございます、なかなか思うようなことも、また予算面のこともございましょうが、なかなか難しい部分にもなっているのが現実でございます。

その費用の関係と申しますと、クリスマス花火ファンタジアは協賛金等を集めております。それから温泉まつりにつきましても、市民からいろいろと寄附金を募ってやっている部分がございます、温泉まつり、夏まつりにつきましては。そういった中で、不況の中でございますので、これをどうするか、また市が全部補助金を出すということはなかなか困難なことですし、これはやっぱり市民そして行政と一体となってこれを考えていかなければいけない、このように思っておりますので、すべてこの庁内イベント委員会、そしてまつり・イベント検討委員会の中でさらなる協議を重ねていきたいと考えております。ということでございますので、よろしく願いいたします。

○十三番（野口哲男君） 検討委員会の設置、これは非常にいいことです。ただ、その場合に、新規のお祭りの設定があるのかどうかわかりませんが、既存のお祭りあるいはイベント、どのように思い切って整理をしたり新しいものをつくっていくのか、それが一つの成功のかぎになるのではないかと思いますので、ぜひひとつそこら辺の研究もあわせてお願いを、できればというふうに、これは要望でございます。

次に、環境行政についてお聞かせをいただきたいと思っております。

先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、地域環境美化条例、別府市内何カ

所かに限定をして、基本的にはばい捨てとか、そういうものに対して罰則も含めた規定、条例をつくるということをつくったのでございますけれども、この実績についてどのようなことがあったのか、ちょっとお聞かせいただけますか。現在どのようになっているのかということについて。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

地域環境美化条例につきましては、御存じのとおり平成十三年四月に施行になりまして二年を経過しようというところでございます。現在までには指定を行うために関係住民、自治体それから商店街等に対しまして説明会を行いまして地域の限定をしていったという経過がございます。また施行の際には市報に特集号を掲載いたしまして、市民全体に対しましてPRを行ったという経過でございます。その後につきましては、別府駅前通りを中心といたしまして、あそこがございます放送施設を利用いたしまして、啓発の広報を行っていただくとともに、街頭啓発を職員で行っているところでございます。さらにエコライフ広場、今年度につきましては、かおり風景フォーラムにかえさせていただきましたが、毎年行っておりますエコライフ広場の中でPRを重ねてきているところでございますが、なかなか徹底していないのが現状でございます。ただ、この条例の施行に伴いまして、関の江にありました放置車両につきまして、国に協力をお願いいたした経過がございます、やっとあの地域から放置車両が撤去されたというような状況もございますが、他の地域ではまだ放置車両すら残っている部分もございます。今後ともその辺につきましては、協力をお願いしていくとともに、一般市民に対しましては、啓発活動を続けていきたいというふうに考えております。

○十三番（野口哲男君） 放置車両等については、十二月議会でも一般質問で取り上げられて答弁をしておったようですが、こういう問題についてもさることながら、やはり市民が、こういう条例ができたことをほとんどの方が知らない。「こういう条例があるのを知っていますか」と我々が自治会あたりでお話をしますと、全く知らない。だから、市報に書いたからどうかぐらい……、一回か二回書いたのか知りませんが、結局そういう条例をつくっても、ほとんど実効が上がらない状況になっているということをもっと深刻にとらえないと、条例だけつくったから、例えば審議会の中で意見をいただいて、条例をつくってそれで終わり。審議会報告があって終わり。そういうものを、今後どのように実効が上がるようにしていくのか。今言いましたように「啓発を続けていく、啓発を続けていく」。啓発だけでは……、条例をつくってその実効を上げなければ意味がないわけがあります。だから、その部分についてはもう一步踏み込んだ答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○環境安全課長（高橋 徹君） もう一步踏み込んだという内容でございますが、確かに条例で定めております罰則につきましては、現在のところ適用をした例はございません。

罰則の内容といたしましては、たばこのぼい捨てを初めとしますごみのぼい捨てに対する罰則と、自動販売機の設置者に対しまして、回収容器の設置義務の違反、それから回収容器を設置した管理上の違反に対する罰則は適用するようになっておりますが、前者につきましては対象としてとらえるのが大変難しい状況がございまして適用がされてないのですが、後者につきましては、今のところ設置義務違反をしている自動販売機等はございませぬし、管理も十分に行われているようにありますので、現在のところ適用はされてないという状況でございます。

○十三番（野口哲男君） では具体的に聞きますけれども、全市的にこの適用を拡大する中で、監視員、実際に監視員が歩いているのを見たことないわけです。別府駅とか私はかなりあちこち動き回るので、ほとんどそういうのを見たことがない。権限の強化、その監視員に対する権限の強化。例えば東京あたりでは二人、三人監視員がチームを組んで、必ず歩きたばこをしている人には、いろんなトラブルがあっても、きちっとそれを伝えていく。そうすると、くわえたばこ、歩きたばこをしている人たちも一定の理解をしてそれをやめる。そういうふうなことが全くなされてないのです。今後そういうことについてどのように取り組むのか、それについてお聞かせいただきたい。全市的な取り組みと、監視員を実際にその場所に派遣しているのかどうかということをするのかどうか。それから権限の強化等についてどのように考えているのか。この三つについて、お答えをいただきたい。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

地域を全市的に拡大してはどうかという点と、監視員制度を設けて監視員の強化をしろということでございますが、地域を全市的に拡大する点につきましては、この条例の制定の趣旨であります「玄関口を美しくしよう」という限定された地域内だけでもきれいにしていこうという趣旨で制定をした経過がございまして、その地域が十分に、議員さん御指摘のとおり遵守されていないという状況の中で、広げることについては検討が必要ではないかと考えております。

また監視員につきましては、この条例に基づく監視員制度というものは設けておりませんで、市職員がみずから監視に回っているというのが状況でございます。千代田区等で歩きたばこの禁止条例を制定したところに問い合わせてみますと、確かに監視員を委嘱して遵守をしているようでございますが、二、三人の監視員に対しまして、必ず市の職員が一名以上ついて回って、実際の料金の徴収、千代田区の方では「罰則」ではなくて「料料」という形で違反金を徴収しておるのですが、その徴収につきましては、市の職員が行うという形をとられておるように聞いております。そういう制度で、監視員と市の職員が一緒に回るという制度をつくることにつきましても、今後検討をしていきたいというふうに思っています。

○十三番（野口哲男君） 要は、これはやる気ですね。現状の中で検討も必要と。その検討をしてない、全く。実効が上がらなくても条例さえできればいいという考え方に立脚した今の答弁だと思います。そういう条例なら、もうない方がいいんですよ、はっきり言って。だから結局モラルの向上を求める、啓発活動をやる。今、啓発だけで済まないからこういう状況が続いているわけですよ。だから、日本全国あるいは世界においても、シンガポール、韓国あたりも罰則規定を設けて、観光客であろうが市民であろうが、それに違反した場合には必ず罰金をとっている。だから、その観光地に行くことは、観光客も、このまちは清潔なまちなのだ、ごみを散らかしてはならないのだという情報がすでに入るわけなのです。例えば飛行機でおりたときにバスに乗ると、そこのガイドが、必ず観光客に対して注意するのですよ。ここでたばこのぼい捨てをしないでください、ごみを捨てないでください。罰金を取られます。結局、福岡市の条例があるのですが、これは全体的な条例の中に喫煙者の責務ということであってあります。これは喫煙に限って言いますけれども、「何人も歩行中または自転車の乗車中に喫煙しないよう努めなければならない。何人も屋外で喫煙するときは、吸い殻入れを携帯するよう努めなければならない」。だから、こういうことを決めて、ちゃんとここで罰則規定をつくっているわけですね。

だから結局、もう私はこれを何回も言い続けてきましたけれども、毎回同じ答弁、「検討しなければならない、検討しなければならない」。もう検討の時期は終わったのですよ。今、市長もかわられて、ここで本当に清潔で礼儀正しい、観光地としていつも私が言いますよ、清潔、礼儀正しく、花いっぱいであればならない。これは観光地の最低の基準ですよ。その最低の基準さえも守られてない別府市が、観光の再生を図るなんて言えますか。だから、ここは審議会の答申を経て、少なくとも何力所かの地域環境美化条例を決めたのではありますけれども、その実効が上がらないとすれば、もうあれができて二年たつのですか、その間の、これこそ行政評価――ね、市長、そういうことなのです――行政評価そのものを考えていかなければならないのです。それが別府市にはないわけなのであります。だから、私はこの点についてずっと言い続けてきましたが、もう一度聞きます。市民とか旅行者に、清潔で明るく礼儀正しく花いっぱいのまちをつくるために協力してください。それに協力できない方々についてはこのような措置をとりますよということの取り決めがされて、環境美化条例が実効あるものにできるのかどうかということを考えていくのかどうか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

今、議員さんが御指摘の問題点につきましては、条例制定につきましては、住民のコンセンサスも必要となりますし、お客様に対する適用方法、規制地域、取り締まりの体制等の問題点が考えられますので、十分に研究させていただきたいと思います。

○十三番（野口哲男君） それは、もう毎回同じ答弁ではないですか。住民のコンセンサ

スなんて、住民がそれを求めているのに、何で住民のコンセンサスが要るのですか、これは。そうでしょう。住民のコンセンサスは、住民がそれを今求めているのですよ。車の中からたばこをぼんと捨てる、ぼい捨てする、空き缶を車座になってー高校生か何か知りませんけれどもー飲んでる。それがそのまま、円をかいたそのまま、食べた後もそのまま散らかしてどこかに行っている。そういう意識を持たないのです。そこに置いてもこれでいいのだという意識になっているわけなのです。だから、住民のコンセンサス、我々が住んでいるまちの中では、私もごみ拾いをしたり、今回もカラス対策でごみ捨て場の設定をして網を張ったりいろいろしました。だから、そういうボランティアでやる部分とこの部分ははっきり分けて、やっぱり意識改革をしてもらうためには何が必要なのかということ強く打ち出す必要があるのではないですか。だから、もう今、大変申しわけないですけども、コンセンサスが必要であるとか、何かしらいろいろ検討しなければならないという時期は、もう二年前にこの条例を制定するときに、必要性があったから制定しているわけですから、その条例をいかに実効あるものにするかということは、これが今、もう見直しの時期でしょう。もう去年十二月も私はこの点についてはちょっと触れたのですけれどもね。毎回毎回こういうこと言わなくて、もう少し前向きにやっぱり取り組まないと、別府市全体が、いろいろ口ではいいことを言っても、実態が伴っていきませんよ。

だから、そういう意味で環境部長にお願いしたいのは、きょうからぜひそういう意味で歩きたばこ禁止条例とかそういうもので結構ですから、実効の上がる条例をこさえてほしい。そして、それに監視員とかそういうものをきちっと設定をしましてやっていただきたいということを要望して、二分残りしましたけれども、終わります。

○十五番（堀本博行君） それでは、通告の順に従いまして質問を進めてまいりたいと思いますが、きょうは、浜田新市長の、一つは一般質問の初陣の議会ということでありますけれども、今十三番議員の質疑を聞いておりまして、若干答弁がかみ合わない部分とか、我々議員も、今回、市長が新しくなってそれなりに浜田新市長のいろんな行政に対する思いかいいうふうなものをお聞きをしたいというふうな形で、一つは腰をはめてやっているわけでありまして。その中で特に部長席に座っている方々の姿勢というものが、非常に何かこう、伏し目がちで様子見のような、そんな感じがします。仮部長という、そういうふうな感じであるのでありましようけれども、恐らく来月、新しい部長になるのでしょうか。その辺はよくわかりませんが、やっぱりしっかりとした活発な論議といえますか、やっていきたいと思っていますので、部長席に座っている方々には、「面を上げよ、胸張れ」、こういうふうに言いたくなります。そういうひとつ苦言を申し上げて、質問に入らせていただきたいと思っています。

私は、市長の政治姿勢についてというところから入ってまいりたいと思いますが、私は、浜田市長を個人的には全く存じ上げておりません。これまでも余り、余りというか全然お

つき合いもございませんし、社会党の県会議員であったということぐらいで、その辺ぐらいいしか知りませんし、選挙が上手だなというふうなことも聞き及んでおりますが、（笑声）そういった中で、私も議員になって三期目であります。二期八年間、井上市政とつき合ってまいりまして、今回、浜田新市長になりまして、いろんな意味でいわゆる政治手法の違いというふうなこともあろうかと思えますし、全く違ってくるのであろうというふうに思っておりますし、また恐らくそうになっていくのでしょうかけれども、その中で特に行革について私もいろんな意味で発言もさせていただきましたけれども、特に浜田新市長の選挙公約のことが出ておりました。私も興味深く拝見をさせていただきましたけれども、この行革の中で、特に行政改革については、浜田市長もおっしゃっております。私は、幹部職員の意識改革というものが、これが一番大事だというふうに思っております。この幹部職員の意識改革をしっかりとやるということと、もう一つは、よく言われる民間企業並みのコスト意識というものが大事であらうというふうに思っております。

そういうふうな意味でも、市長の選挙公約を拝見させていただきますと、「住民サービスの向上を考えた行政改革を進めてまいります」、さらには、「スリムな機構改革、適材適所の人事を行い、むだなことには手を出さず必要なことをやる」、財政改革、「むだなことには手を出さず」というのが、ちょっと意味がよくわからないのですけれども、こういうふうなことで行革に対する市長のいわゆる漠然とした思いは伝わってくるわけでありませうけれども、具体的にどのような形で行革を進めていくのかなというふうに思っておりますし、これは各自治体の大きな問題であることも承知の上でありますけれども、そういう観点から行財政改革に当たっての市長の今後の意気込み、具体的な形が見えてくるような答弁があればぜひやっていただきたいと思えますし、この行革に対するまず一点、御見解をお伺いしたいと思えます。

それともう一つ、市長の公約の中にありました、「大型公共工事については、建設後の管理運営コスト効果を考慮し発注をいたします。特に市民に大きな負担を伴う問題は、住民投票を行います」。こういうふうに言い切っておられますから、この住民投票を行う規模というのは、大体どのぐらいの規模を言うのか。住民投票一つやるにしても、選挙の局長にお聞きをすれば、大体四千万円ぐらいかかりますよというふうにおっしゃっていただきましたけれども、その辺のことと、もう一つ、三点目は、特に行革の中で言われる民間導入といえますか、民間委託に対する市長の見解、この三つをまずお聞きをしておきたいと思えます。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

まず一点目の、行財政改革の問題でございます。

行財政改革というのは、行政の永遠のテーマであるというふうに認識をいたしております。常にベストを尽くして、市民の皆様からお預かりをした税金をいかによいサービス

をして効率よく還元できるか、こういうことに尽きると思います。また行財政改革は、それ自体が私は目的ではない。あくまでも手段であって、行財政改革によって財源をつくり出していく。その財源でまちづくりを進めて、市民のためによいサービスを還元していく。いわゆる市民サービスの向上を行うためのものというふうに考えております。

現在、別府市の行政の改革推進審議会におきまして、行政改革大綱の見直しを行ってある段階でございまして、職員定数さらには人件費等の問題も重要な課題として議論をされることと思っておりますので、見直しの趣旨に沿ってそういう行財政の健全化を進めてまいりたいとまず考えております。

また、財源というのは今後ますます逼迫する情勢にあるということは予測されますし、市民ニーズ、いわゆる行政需要は反対にますます増加してくるというふうな状況があります。限られた財源や限られた人員で行政運営を行っていくわけですから、職員全体の意識改革、コスト意識を養うための職員研修、さらには人材育成も必要だと考えております。

なお、機構改革も行財政改革を進める上で不可欠である。限られた財源や人材を有効に活用して市民ニーズを的確にとらえ、事務の流れを見直して、いわゆる情報技術、ITを利用した組織の統合や再編を行わなければならないというふうにも考えております。

また、同時にスリムで迅速な判断ができる組織のフラット化や、また予算権、人事権の分権委譲、状況に応じまして柔軟な対応ができるグループ制とかスタッフ制、その導入についても検討しなければならないのではないかなというふうにも考えております。

次に、大きな負担を伴う問題についての住民投票を行う問題についてどのように考えているかということでございます。

市民と直接に対話をする機会をふやしたいということと、より多くの市民の声を反映させる市政を推進するということが基本ではございますが、住民投票というのは、今、全国的な例を見ましても、市町村合併の問題、さらには市民の声を聞くことが望ましいというような問題が、住民投票にかけられているというふうに推察をいたします。将来的に、多額な経費を要するような事業、いわゆる住民の知らない間に何十億もの箱物がいつの間にかここに、この場所に、この時期に建設するようになったとか、こういう状況は、私は行政の手法としてよくないのではないかなという感じから……（「議会がちゃんとあるだろう」と呼ぶ者あり）あります。もちろん議会にかける前です。議会は、私は、市民の声として認識をしていただきたいのは、一番大事なものは議会の声、市民の声の代弁者として皆さんが選出されているわけですから、市民の声を聞いて議会を無視するのかということは毛頭考えていませんし、その辺の誤解はぜひ解いていただきたい。そのことを基本に市民の声に立脚した市政、これを掲げているわけですから御理解をいただきたい。その市民の声の大部分は、議会が何千人もの方の代弁者として出られている方が一番だということは当然でございますので、御認識をいただきたい。

だから私は、この賛否両論がある箱物とかいろんなものを含めて、巨額な経費を要するような事業という形で出しましたが、市民の議論が市を二分するような、そのような大きな問題について――もちろん議会の問題もあわせてですよ――そういう中で市民の皆様に賛否を問う必要があると認めたときには、当然議会に相談をしながら住民投票の実施も考えていきたい。先に住民投票ありきではないということを御理解をまずいただきたい。具体的には、あと新野球場の問題等々が質問等々で出されてきていると思いますので、そういった時点で具体的にお話をしたいと思います。（「民間導入については」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。民間委託等の問題については、民間活力の導入という視点で、私は、そういった行財政改革の中で本当に民間に委託する、そういったものが果たして市民にとってプラスかマイナスかという視点で十分にそれを踏まえて論議をしたいということでございます。

○十五番（堀本博行君） 大体わかりました。市長の選挙中のお話の中に、人員削減のみが行革ではないというふうな、そのような感じのお話をいただきましたので、そういう質問もさせていただきます。

特に、市長のこれからの政治手法といったふうなものを、特に私なんかは初めての市長とこれから四年間か八年間かわかりませんが、やっていくわけでありませけれども、その中で少しでも理解できるものは理解をして進めていきたいというふうな思いがありますので、お聞きをさせていただきました。

次にまいります。次に各種イベントの取り組みについてということで質問を進めていきたいと思っておりますが、特に農業祭それからドリームバル、サテライト、それからラクテンチ問題、カジノ構想、この五点について簡単に質問を進めてまいりたいと思います。

農業祭の件につきましては、過ぐる三月議会でも、私も当時の井上市長に質問をさせていただきましたけれども、これも選挙前の市長候補の商工会議所の女性部会の懇談会の折にこれも当時の浜田候補のお話の中から、農業祭は、別府市がもうやめたのだというふうなお話になって、某有名新聞に出まして、初めて私なんかは知ったわけでありませけれども、その経緯について、そのやり取りの中で当時の井上市長もいろんなお話をしておりました。農業祭にかわる農産物フェアなるものを、それに農業祭のような位置づけをしたいというふうなお話もされておりましたけれども、浜田市長としては、この農業祭については、今後、どのような方向性で進むのか。過去、去年、おとし、平成十三年と十四年は大分農業文化公園でありました。参加人数も、見せていただきましたけれども、かなり激減をしております。特にあの大分農業文化公園については車でしか行けませんので、このような人数になるだろうというふうに思っておりますけれども、別府公園の開催の三分の一に満たないような売り上げ、それから参加人員となっております。ことしは大分のサ

サッカー場であるようになっております。サッカー場ね、あるようになっておりますが、ぜひ……（「ビッグアイ」と呼ぶ者あり）ビッグアイ。失礼しました、ビッグアイであるようになっておりますが、今後どのような形にしていきたいのかというふうなことでありますけれども、これは浜田新市長のこれまでの経緯についてもしっかりと答弁をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

大分県の農業祭は、昭和五十六年の第五回から平成十二年第二十四回までの二十年間にわたりまして、別府市で開催をされております。先ほど議員がおっしゃったとおり、平成十三年の第二十五回、平成十四年の第二十六回が、山香町の大分農業文化公園におきまして開催をされております。また、この二年間の開催におきましては、最初の平成十三年は三万九千人、平成十四年は二万九千六百人ということで、入場者が別府の開催時に比べまして激減をしております。

また、本年度の開催につきましては、大分スポーツ公園の方ですすで開催が決まっております。そういう中で、今後のこの県農業祭の取り組みでございますが、私どもといたしましては、別府市の開催の誘致をこれからは強力に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、さきの議会で答弁をいたしましたが、別府市独自の農業祭の開催につきましては、この県農業祭の別府開催を積極的に働きかける観点から、開催を見送るということで決定をしております。ただ、毎年十二月に行っております「わくわく農産フェア」につきましては、例年どおり開催をしたいというふうに考えております。（「市長の考え方は」と呼ぶ者あり）

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

いろんな経緯・経過等については議員の方が詳しいと思いますが、これからの方向として、今、課長が答えたとおりでございますが、私は、農業祭のかつてのにぎわい、さらにはいろんな生産者・出品者の皆さんの声、市民の声を十分聞いておきまして、何とかまた別府に取り戻してほしいという声を十分聞いています。もちろん議会の皆さんと相談をしながら、ぜひともあのかつてのにぎわいを取り戻したいという気持ちで、ことしはもうビッグアイに決まっていますから、県選出の県議団の皆さんにも一緒をお願いをしながら、来年度は別府開催をぜひお願いしたいという気持ちでございます。

○十五番（堀本博行君） ぜひ来年度別府開催というふうな形で、推進方をお願いしたいと思います。

次に、ドリームバルについてお話を伺いたいと思います。

このドリームバルについては、市長の意向がかなり新聞紙上にあらわれております。ドリームバルを刷新ということで、実行委員会の組織も立ち上げておりますし、若干の変更

等も報道されております。例えば賞金が商品に変更されるとか、フリーマーケット等を別府公園に移す。具体的な動きはこれからなのでありましようけれども、これまでのドリームバルについても、議会のたびに私もドリームバルについては若干触れさせていただきました。非常に不満も持っていた一人であります、このドリームバルについては。例えば、これからのドリームバルについては、推移をしっかりと見守っていきたいと思っております。特に参加人数とか、毎回言いますけれども、みんなが納得するような人数の報道をしていただきたいということが一つであります。そういうふうな形のものを申し上げて、ドリームバルについては、ことしのドリームバルを楽しみにしながら推移を見守っていきたいと思っております。

次に、サテライト問題についてちょっと触れさせていただきます。

きのうも福岡の地裁で日田の口頭弁論がありました。早速きょうの新聞に大きく報道されておりますが、特にいろいろ事情を聞いてみますと、日田市とそれから別府市と、それから溝江建設と、それから通産とという、いろんなこれまでの経緯というものを聞くにつれて、何かこう、糸がごちゃごちゃに絡まっているような、そんな感じがします。溝江建設のきょうの報道なんかを見ますと、市長の方が、会社側とお話をするとか賠償問題の金額まで言及をされておりますが、この問題は、今後どのように推進を、推進というか解決に向けてしていくのか、わかる範囲でお聞かせください。（「質問通告にはないではないか」と呼ぶ者あり）

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

サテライトの日田の設置に関しましては、経済産業省と日田市との裁判において、経過は本年一月二十八日に、日田市の原告適格なしとの判決が出されました。しかし、日田市が判決を不服として即日控訴し、六月二十三日に福岡高裁においていわゆる一回目の口頭弁論が行われました。昨日でしたかね。新聞報道で見ましたが、私は、このような状況下の中で別府市が早急な判断をするべきではないという、この方針を取り続けております。これまでのいろんなマスコミ報道で一部――全部が報道されていませんから――誤解があった点はあるかと思いますが、今後、私は、裁判の推移を見守りながら、まずは市議会の皆さんの経緯があります。そして、経済産業省や設置者、申請者、さらに関係団体、いわゆる日本自転車振興会、全国の競輪施行者の協議会等があります。基本的には十分な話し合いによって円満に解決できる手だてはないのかなという形を取りつけないといけないというのが、自分の基本的な考え方でございます。

○十五番（堀本博行君） 非常に厳しいかじ取りになろうかと思えますけれども、どのように質問していいのかもわからなくなるような状態でありますけれども、一応おとし、否決をしておるといふ経緯がありますので、その点をしっかりと踏まえて対応していただきたい、こういうふうに思っております。

次に、ラクテンチ問題について若干触れさせていただきたいと思います。

この問題についても、今、ラクテンチの役員と社員の方々が、駅前等で署名三万人を目標に署名活動をしておりますが、先般も私は署名に行かせていただきました。しっかり署名をして、「頑張ってください」というふうなお話もさせていただきましたけれども、この問題についても、三月議会でも質問をさせていただきました。そのときには、行政が民間の企業の受け皿になることはいかかなものかというふうな答弁がなされておりましたけれども、今、あの勢いでいけば三万人ぐらいはすぐ署名も集まるでしょう。しかし、ラクテンチの方々もやむにやまれない思いで今やっているのだらうと推測がされるわけでありまして、別府市が受け皿になるというわけにはいかないでしょうけれども、何か第三の道はないものかというふうに思っておりますし、その辺、例えば三万人の署名を持ってきて、市長にお願いに来たときに、具体的にどのような対応をされるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

ラクテンチが、別府観光のシンボルとして別府観光の発展に果たしてきた役割の大きさについては、深く認識しているところでございます。その再建ないし支援についても、別府市が一定の役割を担うべきであると考えておりますが、また一方で、現下の地方財政が厳しい状況に置かれていることも、また重く受けとめておるところでございます。したがって、別府市としては、本市の財政状況、その他諸般の事情をいろいろ勘案しながら、今後別府市として何ができるか真摯に模索していきたい、そのように考えております。また、これの対処につきましては、議会の皆様方と十分御相談して対処してまいりたい、そのように考えております。

○十五番（堀本博行君）（発言する者あり）もうよかろう。しっかりと対応方をお願いしたいと思います。こればかりずっとやってられませんので、次に移りたいと思います。

次に、市営住宅の管理それから浜脇モールの管理について一括でやらせていただきたいと思っております。

まず市営住宅の、毎回毎回耳にタコとイカができるぐらい言っておりますが、特に浜脇モールの空き店舗の状態が非常に気になるわけでありまして、松原住宅の一階店舗部分、今、JAの方々等が週に何回かフリーマーケットをやっていただいておりますけれども、今後の見通しについて御説明ください。

○建築住宅課参事（宗野 隆君） お答えいたします。

現在も、両店舗ともに数件の出店の問い合わせがっております。しかし、立地条件や床面積等、希望との食い違いがあり、契約までに至っていないのが現状であります。特に松原住宅につきましては、これまで十五番議員さんから、地域の核として商業の活性化を図るよう数々の御助言をいただきました。それをもとに建築住宅課としましても、商工会

議所や商工課からの情報収集を図り、卸業、小売業等を訪問し、PRも行ってまいりました。今後とも、常設を前提に、現在、臨時的に使用をいただいています団体等との協議も含め、募集を継続してまいります。

また、商工課が県と連携し進めております、空き店舗を活用し商店街の活性化を図る目的の企業化育成支援モデル事業への店舗貸し付けについても協議・検討していきたいと考えております。

なお、これまでの出店希望者の要望を分析する中で、広い空間の区画割りの見直しや、附帯設備に必要な経費の試算等、再検討も進めております。

○十五番（堀本博行君） 実はこの件については、うちの、以前おりました、今、県会議員になりました伊藤、今はなき伊藤……、今はなきというか（笑声）、（「殺すなよ」と呼ぶ者あり）今は議場にいませんので、そういう意味であれで……。県会議員になって、今、雀躍頑張っておりますが、県議の方から電話があって、実は、先ほどお話が出ました県の商工課の企業化育成支援モデル事業、この説明を受けていた折に別府の話が出た。松原住宅の話がぼろっと出て、それで、別府の松原住宅はやれるのかというふうな話をしたら、実は議員さん、別府の商工課の方からお話を受ける中で、この松原住宅は今引き合いが来ているそうですよというふうな話を本人が聞いて、早速私の方に電話があって、「堀本君、今、松原住宅は引き合いが来ているというけれども、本当か」というふうな話がありまして、早速商工課の方にお尋ねをして、建築住宅の方にもお尋ねをしたところが、「実は来ております」というふうなお話がありまして、それで、具体的にそういう引き合いが来ているということであるのでありますけれども、具体的に名前は言えませんが、要するに民間のペースでやってくださいということをお願いしたいわけです。民間のいわゆる商談のペースというのは、行政のペースとはもう全然違いますから、前々回、一件あったときもね、要するにペースについていけなかったわけですよ、民間の。そのところをきちっとやっぱり、要するにこここのところについては、今まで何年も、五年も六年も七年もずっと、住宅が建って以来一回も入っていません。何とか一回あそこに常設というものを前提をお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、今回はやりましたというふうな結果を楽しみにしております。

次に、市営住宅の募集について若干触れさせていただきたいと思えます。

この市営住宅の募集については、私もある御婦人の方から、「堀本さん、あなたは市営住宅の募集の抽選に行ったことはあるかい」と言われたのですね。非常におしかりを受けました。実際私は行ったことなかったのです。募集の状況を見ますと、大変な人数になっています、今。特に浜脇高層住宅が建設して以来、浜脇、真光寺それから松原住宅。いわゆるマンション風のすばらしい市営住宅ができています。あれが建設して以来、募集の数がはね上がっています。その状況をちょっと教えていただけますか。

○ 建築住宅課参事（宗野 隆君） お答えします。

市営住宅の空き家募集につきましては、議会や市民の御指摘・御要望により、平成十三年度より、それまでの年四回を改め年六回といたしております。平成十四年度の募集実績で説明させていただきますと、募集総数七十八戸に対して九百七十世帯の応募があり、その競争率は十二倍でありました。さらに内訳として、エレベーターの設置された新しい住宅につきましては、平均競争率七十八倍、その他は九倍という結果が出ております。

○ 十五番（堀本博行君） そこだ、問題は。要するに私の友人の方が言うのは、例えば浜脇の高層が一棟空く。そこには四十人、五十人、六十人来る。この人たちが抽選をするときにどういう抽選かということ、申し込みの順番に抽選を引いていく、がらがらがら。私も住宅課に行ってがらがら引かせていただきましたけれども、がらがらがら。例えば五十人、六十人という方々は、浜脇なら浜脇の一棟に人数ががっぽり集まる。七十人ぐらい集まるときもある、この口数からいえば。例えば五十人、六十人集まって一棟をねらって、ねらってというか、当たるためにみんな来る。そのときに、「それでは、一番の方引いてください」、がらと引く。五十人、六十人、いっぱい来ているのですよ。がらと引いて、ぽっといった。当たりが出る、「はい、当たりました」。後ろの人は何もせんまま帰る、「終わりました、どうぞお引き取りください」。こういうやり方ですね、今。（「仕事を休んでくる」と呼ぶ者あり）うん。皆さんね、ちょっと余りではないか、これは。例えば三人、五人の中でがらと引いて、あ、私外れたわ、私当たったわの世界はまだよかった。今はもう仕事、さっき言いましたけれども仕事を休んで、やっぱり気合いを入れて来ておるわけですよ、みんな。それで来て、くじも引かんまま外れて帰れとは何事かと。こういうことを多くの人から言われました。特に高層住宅、うちの南部に多いものですから、こういう話がよく来るのですけれども、特にやっぱり一遍くじ引いてもらって、ああ、外れたわ、当たったわという世界でないと、例えば野球のドラフトなんか、監督がぽっとみんな引いて、「開けてください」と言ったら「当たった」とか言うのです。こういう、例えがあれですけれども、一回引いて外れて帰るというね。一回も引かんまま。「来い」と言うから行った。で、前の人が当たったら、「もう帰ってくれ」と。こういうやり方というのは、やっぱりもう時代に合わない。どうですか。

○ 建築住宅課参事（宗野 隆君） 御質問を突き詰めますと、予備抽選等をせよということと理解いたしますが、実は平成十三年度二月募集までその抽選方法をとっておりました。しかしながら、毎回二百人前後の方々が二度抽選するというところで、抽選会の時間をもっと短縮できないかという批判もあり、現在の方法となった経緯があります。抽選方法につきましては、これまでも公平さを最優先にし疑念を持たれることのないよう、試行錯誤しながら現在に至っておりますが、確かに御指摘の内容も心情的に理解できますので、できるだけ御要望を取り入れ、また時間の短縮もできる方法を検討し、早期に実施してまいり

ます。

○十五番（堀本博行君） 「早期に実施をしまいいります」という答弁をいただきましたので、その答弁をよしとして、次に移りたいと思います。

次に公園行政についてでありますけれども、公園については次回に回します。

次に、SARS対策について若干触れさせていただきたいと思います。課長、お入りください。

このSARS対策については、一つは、目に見えない敵と戦っているというふうな感じがするわけでありましてけれども、昨日、台湾がSARS指定地域から外れたというふうなことで報道もなされておりましたけれども、特に別府市の先般会議等もあったように新聞報道でお聞きをいたしておりますが、あの会議はどのようなことが議論されたのか、また別府市の対応はしっかりしているのかどうか、お答えください。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

どのような会議であったかということでございますが、五月二十七日に関係団体の皆様方に急速お集まりをいただきまして、会議をいたしました。関係団体と申しますのは、医療機関関係や観光経済団体、それから三大学でございます。それと、中央保健所と市の関係の約三十名でいたしました。

会議の内容でございますが、まず最初に、大分県が作成しましたSARS行動計画というのがございます。これは第二版でございますが、これに基づきまして、中央保健所が患者の認定方法や搬送方法の説明の後、各団体からの取り組み状況が報告されました。旅館・ホテル組合連合会からは、感染者の入国を未然に防ぐために、台湾に渡航自粛を求めました沖縄県のように、水際対策の強化を求める要望や、医療関係では疑わしい症例があれば事前連絡を徹底してほしい、また大学からは、秋の入学延期の検討やサマーセミナーの中止といった対応が報告されました。（「市の対応は」と呼ぶ者あり）

失礼しました。市の対応では、SARS対策情報として、感染について、また疑われる症状について、予防策についてなどをホームページに掲載しており、また公共機関にはパンフレットを掲示いたしております。WHO、これは世界保健機構でございますが、六月十八日に事実上の制圧宣言を発表いたしました。しかし、万が一にも感染者が発生したときに備え、各団体と連携を密にするためにも、連携システムの構築や役割分担で中央保健所や関係団体と合同で作成中であり、また七月に中央保健所におきまして、感染者の搬送用の車が納入されますけれども、これが入ればシミュレーションも行いたいと考えているところでございます。

○十五番（堀本博行君） 非常に先ほど申しました水際対策から、一つは目に見えない敵と戦っているという、そんな感じがいたします。万全の対策をお願いしたいと思っております。

次に、リバース・モーゲージの導入についてということで質問をさせていただきます。

これは、何回かこの制度の導入を私も訴えさせていただきましたけれども、このことを勉強すればするほど難しいハードルがあることも確かでありますし、非常になかなか難しいのかなというふうな思いであったところでもありますけれども、特に別府は高齢者の方が多いということもありますし、一人で生活をしている方が多い。その中で家・土地を持ちながら年金が少ない、無年金の方というふうな方がかなりおられます。マンションを買って一人で住んでいる。大きな家と土地であるのだけれども、年金が少ない、生活が苦しい。何とかならんかというふうなことで、家がある、土地がある、マンションがあるということになれば、一つは生活保護の対象にもならない。非常に厳しい中で生活されている方が、別府市内にもかなりおられます。そういう観点から、私はこのリバース・モーゲージの制度を導入してはどうかというふうに提案を、今回で二回目か三回目でありますけれども、しているわけであります。

その中で、生活資金の銀行の話し合い。特に独居の方の法定相続人のすべての了解が要るとか、その中に保証人が二名、それは各県によっても違うのでありましようけれども、そういう非常に高いハードルがあるのも事実でありますけれども、そういう制度の導入に向けてはいかがでございましょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

厚生労働省が昨年、各都道府県に通知を出し、その中で現在、大分県社会福祉協議会が中心となりまして、市町村社会福祉協議会にも先月説明会を開催し、準備をしているところでございます。

別府市の社会福祉協議会も同様で、窓口を開設するよう指導を受けており、来月の初旬には担当者レベルの実務説明会も開催、中旬には県の社会福祉協議会が相談の受け付けを開始するようというふうに今、進行しております。

それから、相続人、保証人の問題、そういう問題等につきましても今、内部で調整を詰めておるというふうに私どもは聞いております。

○十五番（堀本博行君） というところまで、やっと来ました。すばらしいことだと思います。特に東京、大阪の中央の方ではかなり進んでおりますし、都道府県別でもかなりこの制度を導入して、多くの方々が申し込みをされるということはないと思うのでありますけれども、この制度が立ち上がるということだけで助かる人が非常にたくさんいると思いますし、特に制度のPRをしっかりとやっばりしていただきたいと思っております。「リバース・モーゲージって何か」という世界ですから、まだ、ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

次に行きます。障害者の自転車つき車いす、これは「ザ・デュエット」と言うのですけれども、これも私はある人から、相談に乗ってくれんかなという話でお話をさせていただ

きましたけれども、自転車の前に車いすがついているという、非常に軽快な車いすであります。特に小さい子供が、重度の身体障害者の方がいらっしゃって、それで自分で車いすが運転できないといえますか、そういう子供たちのためにつくられた車いすであります。

これは、実はある雑誌に載っております、この雑誌の中身をずっと見ますと、別府市に在住の方で、さらには別府市に何度か補装具として認めていただけないかということで、障害福祉課の方にもお願いに上がったという経緯もお聞きをいたしましたけれども、特に障害については「身体障害者」という一言でくくれない部分があります。そういう意味ではぜひ補装具として認めていただきたいというお願いでありますけれども、現在どのような状況でございましょうか。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

補装具と申しますが、身体障害者の失った機能の代替を図るため、国が支給する用具でございまして、厚生労働大臣が定める種目に基づきまして、福祉事務所が交付または修理の決定を行うものというふうに規定をされております。

この自転車つき車いすにつきましては、私どもは、大分県の身体障害者更生相談所に判定を依頼いたしました。補装具には該当しないとの回答がっております。なお、更生相談所も厚生労働省にも見解を求めた結果でございます。

○十五番（堀本博行君） 冷たい答弁をいただきましたけれども、この件については、私もさらに勉強をさせていただいて、何とか努力をしていきたい、このように思っております。

次に行きます。野口原の軟式野球場の件について、若干触れさせていただきたいと思えます。

この野口原の野球場については、スポーツ振興課の田仲次長を初め、一生懸命改善に向けて、少ない経費で大きな効果というふうな観点から努力をしていただいております。感謝をしているところでありますけれども、ことしの三月に、実はスポーツ少年団の総会が毎年あるわけでありましてけれども、そのときに、特に私はスポーツ少年団の中でもジュニアベースボールの方に、担当ではないのですけれども、所属をしております。その中で特に野口原の傾斜地といえますかね、草むらの。傾斜地の改善をお願いしたいということで、早速すばらしいスタンドのような、あれは何でつくったのですかね、丸太の。見に行きました、田仲さん、次長が「行ってこい」と言うから、「はい」と言って行ってきました。私も座りましたけれども、本当にすばらしいベンチでね。草むらでしゃがみ込んで野球を観戦するというのは、ものすごくきついのです。私もずっとあそこでやっておりましたので、その中でいろんないいベンチのような形で、非常に高く評価をしておりますが、もう一つは、今回の特に中体連でもそうでありましたけれども、雨がずっと続いて、朝やるといって、特に野口原でやるといったら雨が降り出して、二日か三日ぐらい順延になりました。

たけれども、要するにあの中でもやっぱり少年野球にしても中学校ぐらい、高校も今はそうなのですけれども、父母会という組織がしっかりしておりまして、お父さん、お母さんが見に来るのですよ、ざあっと。子供の野球の観戦に。自分のところの子供がヒット打てば、うわあっと喜んで一喜一憂しておりますが、その中でやっぱり急に雨が降ったときのいわゆる逃げ場がないというのが一つあります。それともう一つは、スポーツ少年団の要望の中にもあったのですけれども、足洗い場がない。特にAグラウンド。Aグラウンドの水道、知っている方はあると思うのですけれども、あそこは垂れ流し、ずうっと。何でこんなつくるのかというぐらい、よく考えてみると、水道の蛇口を回しても受け皿が何も無い、Aグラウンドのところに。だから天気の良い日でもびしょびしょですよ、あそこはいつも。試合があるたびに手を洗ったり足を洗ったりします。あそこの方の改善をまずしっかりしていただきたいというふうなことと、もう一つは、これはジュニアベースボールの、これはずっと前々からお願いしたのだけれども、市長杯を設置していただきたい、これも要望であります。この三つの要望をしたいと思いますが、いかがですか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

別府市の体育施設の整備・改修につきましては、逐次補修・改修をいたしております。議員御指摘の野口原軟式野球場の施設の改修につきましても、既存の施設の老朽化また利用者から要望等、対応できるものにつきましては、逐次対応して改修しているのが現状でございます。

今、議員から御指摘のございました、まず手洗い・足洗い場ですね、その件につきましては、でき得る範囲で対応していきたい。また、雨よけの屋根、それから市長杯につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、これは参考でございますが、平成八年度からこの野口原の軟式野球場の改修の経過を申し述べさせていただきます。平成八年度にはダッグアウトの改修、平成十二年度には内野の改修、それから平成十四年度には簡易な観客席の設置またスコアボードの補修、これも議員から御指摘のあった分でございます。それから、松林の駐車場からの階段の通路の設置、また、今、議員が申されましたけれども、平成十五年度に先ほどの軟式野球場と陸上競技場の斜面の芝面に木製の簡易なベンチを取りつけたという経緯でございます。

○十五番（堀本博行君） しっかり聞いていただいておりますが、しっかり要望を。私の場合は、観客席からの要望という観点で要望をさせていただきましたけれども、しっかり対応していただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後 零時五十九分 再開

○副議長（野口哲男君） 再開いたします。

○二十五番（岩男三男君） 議席をいただきまして、六期目の改選を市民の負託を受けまして当選させていただきまして、最初の質問でございます。今まで数多くの議会に出席をしましたけれども、副議長が登壇して拍手があったのは、今議会が初めてではないかと思えます。

さて、浜田市長、あなたは「浜田博の約束」あるいは「七つの約束」ということで、「約束」という言葉は公約ですけれども、公約を掲げまして、別府市を再浮上させる、観光浮揚もさせると多くの公約を掲げて登場してきました。

そこで、さきの提案理由の説明の中でも、「清くまじめでわかりやすい政治」あるいは「市民が参加できる政治」、「国際交流を深める政治」、このように要約されております。特に「清くわかりやすい政治」。公約を着実に実現していく、それはあなたの市民との約束でございますので、きょうは全部をお聞きすることはできませんけれども、市長とは、市議会議員としても席をともにしたこともございます。また県会議員になられても、朝日中学で入学式、卒業式でずっと顔を合わせてきました。選挙中も「みっちゃん、別府を変えようや」、こうマイクで呼びかけられた言葉が、いまだに脳裏に残っております。

さて、そうした中で、「浜田博の約束」の「市民参加の市政を進めます」。冒頭に、「豪華な市長室を廃止し、市民と対話できる一階に簡素な市長室を設置するとともに、市民情報公開室を新設する」、このように第一番目に掲げられた市長室を廃止する。その後、一階に市民と対話できる談話室を設置するという報道もなされました。まさかこういうことでお茶を濁すことではないと思えます。私はどのように理解していいのか、これは談話室は市長の公約の第一段階として受けとめていいのかどうか、まずこの点からお伺いいたします。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

市長室については、確かに公約は掲げてまいりましたし、その公約を実現したいという思いは、今も変わっておりません。ただ、就任後、即私は担当課並びに関連する課とも協議をまいりました。正直にその経過を申し上げたいと思えますが、当初、余り利用頻度が少ないであろうと私なりに考えておりましたレセプションホールに市長室の機能を移したらどうなのかなという最初の問いかけから検討をお願いした経緯があります。市長室並びに秘書さらには助役室、精密機器等も設置されておりますから、移設するにはかなりの費用がかかるという実態も把握をしました。会議室の少ない市役所にあって、レセプションホールは利用頻度がかなりある実態もわかりました。そこで式典とかイベント、たくさん的人数を擁する会議等を行うことができる大変貴重な会議室であるということで、この場に移設するには少し問題があるなというふうに気がついたということが事実です。では、一階の一部の課を二階に移して、そして二階にある市長室を全部下に持っていくこと

ができないのかなという検討もしていただきました。御案内のとおり一階には福祉関係の課も十分ありますし、移設するとなれば、かえって市民の皆さんに不便をおかけすることになるのかなと、そのことを率直に考えました。

また、市長室のみを一階に移設するということになれば、イベントや各種会議への出席とか、市を代表しての面談とか内部協議等を分刻みで今公務をこなしている現状を考えますと、助役室や秘書課と離れることは、大変自分にとっても便利が悪くなるなという部分も考えまして、助役、秘書課との連携がスムーズにいかなくなることも非常に予測されたわけで、市長室を一階に設置することによる問題点がたくさんこのように出てきたわけでございます。

以上のことから、市長室そのものは当分といたしますか、言い方は悪いのですが、現状のまま推移をさせていただくしかないのかな。ただ、公約に一步でも私は近づきたいという気持ちは変わりませんので、対話ができる、お約束でありますそのねらいは、市民との対話ができる場ということでございましたので、そういう部屋を一階に、「市民ふれあい談話室」として一階の上がったところにぜひ設置をさせていただこう、そして市民の声をお聞きしていきたいというふうに考えたところでございます。

○二十五番（岩男三男君） 知事室を市民との触れ合いのために移した長野県の田中知事、こうしたことを見たときに、やはり市民としては、市長の公約は当然実現するだろう、このような見方をされると思うのです。ここまで豪華な市長室、普通の会社員とか作家が市長になったのならともなく、あなたの場合は市議を二期そして県議を経験され、市長室もこれまで体育館の建設等で前市長に要望にも行かれた経緯もあると思うのです。全然知らないのではない。それを安易に公約を、そのような形で引き下がるというのはいかなものかな。これは今後市民が判断することで、これを多額な金を費やしてあの市長室を廃止して一階に持ってくる、そういう議案が上がってくると、またそれなりに論議をするところでしょうけれども、この件について余り深く行っていると、時間が、あとの問題がなくなりますから、市民談話室、こういう今、市長から発言がありましたけれども、この市民談話室に充てようとするところに受付がございます。この受付は、市民が入ってきていわゆる死角、後ろ側になっております。「総合案内所」という立て看板はあります。

そこで、市長公室長といろいろ打ち合せをする中で、あの受付を中央部分に持ってこれないか、こういう話をしまして、それはいい方向だ、市長もそういう意見が耳に入っているようだ。その後、私が調査に行きましたところ、あの受付のテーブルの下には放送、あるいは火災関係、いろんな放送の機材というか配線、そういうものがありまして、私も少しばかり建築をやっていたので、これを移すと大変だなということで、あそこの囁託の女性の方に聞きましたところ、「議員さん、ここがいいのです。トイレに間違っって高齢者が入ろうとすると注意したり、向こうで子供が手すりにつかまって落ちようとする、そ

うした注意もできるし、この場所を動かしてもらおうと全体の管理ができません」、そういうことでした。

そこで市長、この公約のことについては、これは市民が判断することとしまして、もう少し……。今、こうした「かぼたん」という、県が出しているこれが今受付の真ん前に立っていますけれども、こうした何らかのマスコットといいますか、ハーモニーランドのキティちゃんではありませんけれども、そうした別府市のキャラクターになるようなものをあそこに人形なり立てて案内、そういう方向、もう少しわかりやすい方向に、総合案内所をわかりやすくしてもらいたいと思いますが、その点を簡潔に答えてください。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

受付の案内所につきましては、これまでも若干市民の方から見てわかりにくいといういろんなそういうお話もございました。今回、議員よりそういう御指摘を受ける中で考えましたところ、実際あの受付の場所には精密機械が非常に多くて、あれを移設するにはまた相当な経費もかかるということと、それから、現在囑託を配置いたしておりますけれども、その職員の意見を聞きますと、やはりあその場が、市民の方がお見えになったときにいろんな目で十分視界がいいというような観点でございましたので、あの場所を移設するよりも、あの場所を市民の皆様から見てはっきりとわかるような形で何らかの指示なりそれをする必要があるというふうに考えております。

今、御提案のありましたキャラクターについては、内部でまた検討させていただきますが、いずれにしても市民の皆様から見てわかりやすいような対策をとってまいりたいというふうに考えております。

○二十五番（岩男三男君） 了解しました。

次に、一つ飛ばしまして、「大型公共事業については、建設後の管理運営コストや費用対効果を考慮して発注する。また市民の大きな負担を伴う問題については、住民投票を行う」、このような公約があります。

さて、こうした「市民の大きな負担を伴う問題については、住民投票を行う」。早速上がってくるのが野球場。別府市新野球場建設推進協議会、こういうものを設置して野球場をつくらうということで、前市長から引き継いでおられると思うのですがけれども、体育館をつくることに対しても市民の間から、あんな大きなものをつくって、またまた赤字のもとではないか、こういう批判の声もあるのは事実です。しからば、市長はこうした野球場を住民投票をもって変更しようとするのか。また、この公約の中に掲げられております、温泉科学博物館の建設、そして図書館、美術館、これらのものも後年度市民負担が伴うことです。これらに対してもあなたは、こうした住民投票を行う。そうすれば議会は何のためにあるのか、こういうことになりましたが、これに対する見解をお伺いいたします。

○市長（浜田 博君） 午前中の質問にもお答えをいたしました。この住民投票に対す

る基本的な考え方は、簡単に申し上げますと、賛否両論が市民、いわゆる市を二分するようなそういう問題を生じたときに、市民の皆様には賛否を問う必要があるのではないかな、そういうふうに認めたとき、前段で当然議会に相談をしながら、住民投票の実施についても考えていきたいということで、先に住民投票ありきではないということをご理解いただきたい。

具体的に、今、野球場の問題が出ました。新野球場建設につきましては、もう前市長時代からそういった答申をいただいているようでありまして、今の公式野球場が、高校生が別府で大会ができないという状況、いわゆる別府球場がなくなったという、ゼロになったということでございますから、これは当然早急につくるべきだという考えは、私も全く同じでございます。ただ、この野球場については、住民投票にかけるのかといった問題が具体的な質問でございますが、これは、私は多くの市民の皆様から新野球場の早期待望論が出ているというふうに把握をしておりますので、住民投票を行うことは考えておりません。

さらに、温泉科学博物館等問題も出ましたが、これは基本的には、私が市が建てるということを前面に出しているわけではありませんし、県議会時代も私はこの温泉科学博物館、大分県に博物館がない、全国でただ一つ博物館がない。特に温泉については別府、日本一の湧出量を誇る温泉の温泉科学博物館はぜひ別府につくったらどうか、県立でつくったらどうかという主張をずっとしてきた経緯がありますので、そういう意味で私の気持ちとしては、別府には温泉科学博物館が欲しいなということで上げてきた問題でございますが、当面は、私は県立なり国が建てていただく方向をお願いをしていくと同時に、PFI方式も含めてこれからは十分に検討していくということで、これは住民投票の対象とは当然考えておりません。

そのほかの問題も含めて、先ほど言ったように、住民投票が先にありきではなくて、そういう二分するような状況、もちろん議会の判断をいただきながら、住民投票に付した方がいいという結論をいただければそういう方向に行くということで御理解をいただきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 理解できたようなできないような部分もあるのです。新野球場の建設は推進するということで理解できました。こうした住民投票、これらに対して市民の、あなたのこのインターネットによる公約、見方によったらこうしたものもかけてくれるのだな、そう理解する人もいるのではないかな、そういう思いがいたしましたので、質問しました。市を二分するようなそういう具体的に今あるのかといたら、今のところないわけですね。別府市は、市町村の合併問題もありません。だから、この公約って一体何なのかなという思いがします。しかし、この二つはちょっと腑に落ちない部分があるのですが、あなたの掲げている公約、私が今まで主張してきた部分に多くが一致するところがあります。

次に行きます。「住民サービスの向上を考えた行政改革を進めます」。この中で、「コンビニ等で各種証明が取れるようにします」。「コンビニ等で」という表現が出ています。さきの市長の所信表明といたしますか、市長の話の中で、これは地区公民館、中央公民館を含めて十カ所でやるのだと。ここには光ファイバーも通っていますし、経費的にもそれほど多額な費用を要さないと思うのですが、この十カ所、市庁舎を含めて、各地区公民館、中央公民館を含めて、なおコンビニでもやろうとするのか。これで「コンビニ等」という問題は、「コンビニ」という言葉を出すと、やはり守秘義務とかいろんな法的な問題が生じてこようと思うのですけれども、地区公民館をもってこれを公約とする、実現とするのか。しからば、地区公民館で住民票とか印鑑証明が取れる時期はいつごろなのか、その費用についてはどう考えているのか、簡潔に答弁してください。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

現在、御存じのとおり別府市におきましては、国の施策の一つであります電子自治体実現に向けてもろもろの情報化推進事業を進めております。そのような中で市長の選挙公約でございます、コンビニ等を含めた民間施設から、また各公共施設からどのような住民サービスができるのか、種々検討してまいりました。それで、その中で現在、市役所本庁と、それから中央公民館及び地区公民館、これがネットワークで、光ファイバーケーブルで接続されております。それで、このネットワークを活用することによりまして、中央公民館や各地区公民館から、住民票や印鑑証明、この発行業務が技術的に可能になります。それで当面これの実現に向けまして、市民課や生涯学習課など関係課と連携を図りながら、できれば八月の早い時期の運用開始を目途に、現在準備を進めております。

また、これが実現すれば、とりわけ次の二点から住民の利便性の向上が図られます。まず第一点が、住民票、印鑑証明の交付場所の拡大。現在、印鑑証明、住民票、これは本庁と三出張所のみでございますが、今度この新たな六施設が追加されることになりまして、合計十施設、中央公民館とそれから北部、西部、中部、南部、朝日・大平山地区、この公民館からも可能になります。そして、これが可能になれば交付時間の拡大、今申し上げた各公民館、この休館日は年末年始以外でございます。したがって、平日はもちろんでございますが、土曜・日曜・祭日、この日も交付が可能になって、会社員の方等予約なしで取得ができる、このようなことになってまいります。当面この二業務であります、今後、利用範囲の拡大を図って調査・研究を重ねてまいりたいと思っております。（「費用」と呼ぶ者あり）

それで、費用は、このシステム開発に伴うパッケージ購入費が百十万、それからパソコン等ハード類購入費が二百十万、計三百二十万であります、今のところ、これは五年リースでやる予定でございますので、一年間六十四万程度になる予定でございます。

○二十五番（岩男三男君） 市長、これは一つ公約が実現できた、このように理解して、

もうコンビニ等は余り拡大する必要もないかなと思います。

冒頭に申し上げようと思いましたが、今申し上げますけれども、私は、市長と対立しようとは思っておりません。我が党は、是々非々で今までも、中には公明党は与党という理解をされていた方もあるようですけれども、決して与党という立場をとったことは、過去において一度もありません。今回も、あなたの政策面でいい分はいい、しかし悪い分は悪いですよ、きちっと評価をしていきたいと思えます。私どもも各種証明を取るために総合窓口をエレベーターがおり着いたところに十一番総合窓口を設置するよというこで、これは長年言い続けてできました。今回のこうした土・日も、そして夜七時まで発行できる、こういう体制というのは大変いいことだと思えます。こういう体制ができると、今度は出張所の人員配置、そうしたものも関連づけてくるかと思えますけれども、でき得れば出張所は人員を減らさないように、ここはまた今後の検討課題でしょうけれども、お願いしておきます。

さて、「ごみのないまちを目指します」。この件につきましては、後刻時間があれば質問をさせていただきます。

次に、「日本一の温泉を生かした観光立市を目指します」。これは、今まで私が再三取り上げてきたこととございます。そこで温泉課長、入ってください。

さきに堀田温泉が、バリアフリーの行き届いた、そしてオストメイトのトイレも設置されたすばらしい、温泉課の皆様そして建築課の皆さんの英知を結集して、大変に今人気を博しているようであります。聞くところによると、五月は入場者数が一万四千名。それで柴石温泉が減ったのかというと減らない。実にすばらしいことです。

そこで市長、ここで私は二点にわたってあなたの公約の中で、「老朽化した市営温泉の改善」ということとありますけれども、まず最初に、この市営温泉のあり方、特にこの別府市の市営温泉の入浴券、いわゆる市民入浴券。議長、恐縮ですけれども、市長のもとに事務局職員、届けていただきたいのですけれども……。

○副議長（野口哲男君） はい、許可しますので、届けてください。

○二十五番（岩男三男君） できることから、これは市長にも後刻答弁をいただきたいと思えます。（事務局、資料を市長に渡す）

まず、市民入浴券。例えば別府市のふるに入ろうと思いますと、浜田温泉、竹瓦温泉等に入浴しますと、市民入浴券を利用しますと六十三円で入れます。ところが、堀田温泉では百五円、柴石温泉では百二十何円ということで、同じ市民が入浴券を購入しても、市営温泉でありながら全部のふるに入れない。特に堀田温泉につきましては、前々のいきさつから多くの住民が入浴をします。堀田温泉の人が浜田温泉や竹瓦温泉に行って入浴しようとする、またそこで新たな市民入浴券を買わなければならない。こういう問題がありますが、何も南立石の堀田地区に住む人たちだけが、ほとんどがそこを利用するわけですけ

れども、この人たちだけが何で百五円払わなければいけないのか、この問題です。

そこで、いろいろ調査いたしましたところ、湯都ピア浜脇という温泉があります。ここでは……、せっかく温泉課長がいるのですから、湯都ピア浜脇の料金はどのようになっているのか、その点を答弁してください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

湯都ピア浜脇の料金につきましては、平成十二年のときに温泉課の方に再開発課から所管がえになっております。料金につきましては、湯都ピア設置条例及び平成三年三月三十日、規則第十四号で別府市湯都ピア浜脇の使用料の額を定めております。使用料の額は、個人会員年額券二万五千四百八十円です。また個人会員券の有効期間が一年ということになります。四月から三月までということです。また、個人会員券を年の途中において購入したときの使用料は、月割り計算した額とするということになっております。一年券になりますと二万五千四百八十円でございますが、半年券は一万二千七百四十円。一カ月に換算しますと二千二百二十円。ちなみに半年券になりますと、九月と一月券の場合は、三月の購入というふうなシステムになっております。

○二十五番（岩男三男君） 市長、実に不思議なことがあるのです。この湯都ピア浜脇の入浴券発行に当たっては、六カ月券と十二カ月券を発行するのです。ところが、市長の手元にお渡ししましたように、期間を三月三十一日までとする、緑色の方です。三月三十一日までとすると、こうなっているのです。今言われた一カ月分を購入するには、ただ一回だけしか一カ月分は購入できないのです。六カ月券、十二カ月券。六カ月を過ぎましたら、五カ月券、四カ月券、三カ月券、三月のみが一カ月券を購入できるのです。何のために六カ月券、十二カ月券を定めているかということ、六カ月券も一カ月券も料金は一緒なのです。そして、この料金たるや二千二百二十円。しかもこれはパスポート方式です。こちらの市民券は、これは一回一回判を押して、一回入浴したら使えないのです。こちらは何回入浴しても使える。そこで、これを計算してみると、一カ月当たりを、二千二百二十円を割ってみると、一回の入浴料は八十円です。朝晩入ったら四十円です。何でこうした問題が起きるのか。こういうことを調べてみると、条例によってその年度しか発売してはいけません。実に不思議なことがあるのです。

そこで私は、この湯都ピア浜脇については、また後刻ほかの件でも言いますけれども、市長、こうした中でこの市民券、湯都ピア浜脇には浴槽の数も多い、そして二階には体育施設もきっちりそろっている。そして堀田温泉よりもはるかに安い料金で、一回八十円です。しかも朝昼晩入れるパスポート方式。そこで、私は、問題提起としてさきの三月議会でも六月議会に要望しますよという予告をしておきましたけれども、少なくとも市民券は、竹瓦に入ろうと浜田温泉に入ろうと、柴石であろうと堀田温泉であろうと、料金改定まで待たずに同一にするようにぜひ検討していただきたい、このことを強く要望いたしま

すけれども、いかがでしょうか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

料金改定につきましては、平成十二年、平成十三年、二年間で十六年ぶりに入浴料金の改定を行いました。料金改定については、四年ごとの見直しというふうに考えております。料金改定につきましては、平成十七年度で改定いたしたいと考えております。しかし、議員さんが言われますように、市民券につきましては、現在では七カ所の市営温泉で使える共通市民券、堀田温泉、柴石温泉、それぞれの市民券、決まった温泉でしか利用できませんのが現状でございます。どの温泉でも利用できる方法をこれから温泉課としても内部検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○二十五番（岩男三男君） 市長、就任して初めてですけれども、こうした矛盾点。浜田温泉の人が堀田に行って入ろうと思っても、もう一回市民券を買わなければ入れないので。だから、これは市民入浴券は、権利の権ではありませんけれども、市民の権利として平等に入れるように、料金改定の時期が十七年という今答弁がありましたけれども、この件については、そうした四年ごとの改定ではなくして、市民券を統一したものにします。できれば早期に。きょうの朝、テレビを見ていました。たまたま見ましたところ、東京都の都知事が、私の一番感心することは何かといたら、「すぐやる課」。これは千葉県松戸市、そして今度は世田谷にも「すぐやる課」というのができたそうです。私も今回の市民の皆様と約束したいろんなことを公約として提言してきました。その大部分は市長の公約と同一するものです。ただ一点、一点というか、何かを実現する。それは「すぐやる課」ではありませんけれども、電光石火、もうすぐこうした問題、できる問題を早くやる。スピーディーな行政、これを要請いたしますが、市長この点についていかがでしょうか。

それとあわせてもう一点。湯都ピア浜脇、ぜひ一回行ってみてください。ここは体育器具を備えているにもかかわらず、外から階段を上がって受付があります。受け付けをして下におりる。そして入浴をして、また上に上がって機能回復の運動器具を使うという、まさに健常者を対象にした施設であって、高齢者や、あるいは障害のある人がこの入浴施設を利用するという場合、何段階段を上がって、何段階段をおりてふるに行かなければならないのですか。担当課長、どうですか。受付まで上がるのに何段階段がある、ちゃんと把握していますか。把握してなかったらしないで結構ですけれども、先般、一緒に見に行きましたら、たぶんあなたのことですから、記憶していると思いますが、いかがですか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

先般、議員さんが言われましたように、一緒に議員さんとお伺いいたしました。階段数につきましては、広場から受付まで二十五段というふうに記憶しております。受付フロアから入浴に行かれるまで階段数が三十段というふうに私は記憶いたしております。

○二十五番（岩男三男君） 二十五段上がって、車いすの人は上がれませんよね。受け付

けをして、三十段おりてふるに入って、もう一回上がって健康器具を使用する。行かれたかと思いますが、市長、こうした問題、車いすの方や高齢者が下から出入りできるように、大規模改造でも構わないですけれども、別府市の温泉としてこれはもう恥です。素人が設計したのではないかというぐらい。私も遠かったために余り関心がなかったので行きませんでしたけれども、先ほど言いました市民入浴券とあわせてこれらを調査して、早期改善。

もう一点。この市民入浴券、余りにも薄っぺらで、ふるから上がって汗に当たったらぐしゃぐしゃになってだめになる。もう少し硬質な、温泉課に言ったら、「カバーをつくりませんか」。カバーをつくるよりももう少し硬質な、ふるに行って濡れたタオルの間に挟んでも傷まないような、そうしたものに早期に取りかえるように検討していただきたいと思いますが、答弁できる範囲で市長、市民入浴券についてぜひ内部検討をして進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

貴重な御提言をいただいたものと思います。私は公平公正が原則でございますから、その市民券や市民入浴券や個人会員券の問題については、精査をさせていただきます、平等になる方向で前向きに検討させていただきます。

それから、「すぐやる課」の問題等々が出てきましたが、スピーディーという問題、これもできるだけ私は、すべての問題に関して早くできるものは早く解決したい。しかし、そういう中で十分に時間をかけてやらなくてはいけない問題もたくさんありますので、十分な慎重審議を議会の皆さんと相談させていただくという方針で御理解をいただきたいと思えます。

それからあとは何だったか……（「湯都ピア浜脇」と呼ぶ者あり）浜脇等の、私は、浜脇湯都ピアだけではなくて、すべての市営温泉を見せていただきました。やはり定期的な改善計画なりを含めて市営温泉をしっかりと改修することが、別府のお客さんをもてなす一番の中心にならなくてはいけないという基本的な考えを持っていますので、バリアフリーも含めて十分に検討していきたい、このように考えています。

○二十五番（岩男三男君） スピーディーな「すぐやる課」の話をしましたけれども、今、別府市の建設部、その他すべての課、対応できる部分については非常に素早く展開をしていただいております。だから、さらに要望したことについてもスピーディーな願いをしました。市長もそういう方向ですので、理解をします。

さて、そうした中で、「市民にやさしいまちづくり。段差の解消、狭い交差点の隅切りなどバリアフリーのまちづくり」。もう大変にありがたいことです。市長、これ、もうずっと言い続けてきているのです。そうした中で、たしか去る十二月議会だったと思うのですけれども、七番議員が、扇山の十七組と十九組の件を指摘しました。市長も、あの扇山の半分舗装ができて、半分まさにながたがたの道を選挙の際、あるいはほかの際お通りにな

って気づいていると思いますが、ここの住民の方々は、三十数年にわたってこのがたがた道に悩まされ続けて、建築許可がおりるから家を建てた。私も何度も通りました。きのうもけさも通りました。まさに車のタイヤがめり込んで、底をこさぐ状態です。市は、何か十二月議会で前向きな解決をするような、七番議員に答弁をされていましたが、その後、何らの手だても加えていない。しかも、市道部分が完璧に行われているかというところ、全く舗装もあちこちが穴ぼこであり、特に中央部分においてはアスファルトが大きくほげている。ここを大型の別府市の公用車であるごみ収集車が通る。穴がほげたところをさらにほがしていく。そして、これは私権にかかわる問題だから手が出せない。私が議員になって二十年。なった当時からの問題を指摘してきましたけれども、あなた方は、こうした別府市の市道、そしてそれに並ぶ道路占用の私道、まさに危険地域ではないですか。こうしたところに住む住民の方々は、だれに救いを求めるのですか。行政に「何とかしてください」と言う以外に方法がないではないですか。かつてこの地権者が、ここに鉄条網を張って入らせないようにした、そうした経緯もあるようですけれども、こうした住民の方々、ここを利用する人たち、こうした人たちにあなた方は、こうした危険箇所をそのまま放置して、一言、私権に絡む問題だから、私道だから。私道であっても公用車が通っているではないですか。ましてや何かのときに救急車が通る。あの場所を危篤状態の人を乗せて通れば、まさにもう救急車の中で死ぬというのと一緒ではないですか。こうした問題に対して市としてどのように取り組むのか、まずこの経過と今後の見通しについて答弁をしてください。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

具体的な箇所の御質問でございますので、私の方から説明させていただきますが、現在、市道は二千三百三十四路線、約六百二十キロという路線数がございます。その中で段差の解消、狭い交差点の隅切りなどバリアフリーに努めておるところでございます。現在も都市計画街路、その他既存の市道の拡幅。現在の手法といたしましては、歩行空間の確保ということで整備は順次しているところでございます。御指摘の扇山の十七組、十九組の道路につきましては、さきの議会でも質問を受けまして、御答弁差し上げた経緯がございます。

経過につきましては、たびたび経過を申し上げますが、若干経過を申し上げますと、昭和四十年ごろに、これは都市計画法、宅地造成規制法などの法が定まらない前の宅地造成の地区でございます。その後、道路の半分につきましては、市道に寄附していただいた。そのあとの残りの半分については、寄附をしていただけて現在に至っているわけですが、その中で議員が先ほどおっしゃいましたように、バリケードを張って通行禁止をしたり、またこの土地を沿線の住民の方、また市が購入せよと。そのときの単価が、経過を見てもみますと坪三十万というようなことございました。到底それでは住民

の方も買えない、市も到底、それを市が買って市道に認定するということになりまして、市内にはかなりそういう類似のものがああります。そういうことで現在に至っております。そして、現状も私ども把握しております。さきの議会でも答弁して、まだ実施には移っておりませんが、住民の方々のみならず通過交通もあります。そして、私道に面する道路では穴ぼこがかなりあるという現状は承知しております。これを全面舗装を市がやりますと、私権の制限ということを受けかねない部分もございます。そしてまた、それを寄附いただくとなりますと、底地に第三者権利等が入っているところもございます、なかなか前に進まない。また、私どもも開発業者、もう今は倒産しておりますが、開発業者を追跡しまして、大分また佐伯等に行ってみましたけれども、その住所に行き着かないという現状もございます。

それで、それを放っておくのかということにはならないと思っておりますので、今できることとすれば、私道の部分につきましては、完全な舗装は、市としてもちょっと手が出せない状況でございますので、部分的な穴ぼこの補修、それから、どういう手法で私権の制限を侵さないでできるのか、その辺は一番苦慮しているところでございますが、何らかの手は打たないと悪いのかなと思っておりますが、とりあえず市道部分で、市道と私道半々になっておりますが、その部分が段差がかなりできております。その部分は、早急に市道の部分の舗装の据えつけ等はできるのかなと考えておりますので、その点はできる範囲でやりたいと考えております。

○二十五番（岩男三男君） 検討しますから、できる範囲でやりますという、少し進んだかなと思うのですけれども、半分は私道で半分は市道です。次長が答弁しましたけれども、まさに半分の別府市の道路の部分があちこち欠けて、そこに夜間に離合等をしますと、大変な音が出て周辺住民は寝られない。あるいは石が飛んでくる、危ない。高齢者がつまずいて転ぶ。車は、まあまあ何ぼか舗装が残っているという表現はよくないかと思えますけれども、傷んだ舗装でも舗装側を通る。歩行者は、私道である穴ぼこによけなければいけない。こうした問題。これは今、建設部次長の答弁がありましたけれども、多くのこの地域の方々が、私一人ではなく、また七番議員のみではなくして、多くのこの地域に友人や知人がある議員さんは要望を受けております。だから行政に頼ってくる住民の皆さん方、それも一度や二度ではない。先日もこの地域の自治会長さんとお話をしました。自治会としても要望書を出したいのだ。しかし、今言う私権に関する問題があるので市も困るだろうと思って出さないけれども、何とか対策を講じてほしい。したがって、住民の皆様方もも借りながら、この危険箇所の解消に向かって、特にこれから間もなくお盆も来ます。盆前に、今梅雨ですから、工事が難しいかと思えますけれども、スピーディーにこの対策を講じていただくよう強く要望し、市長も、あと答弁があるのはしてもらいたいと思えますけれども、扇山の方々の気持ちに立ったら、私は本当はこの問題だけを一時間費やして

やりたい、そういう思いでいっぱいですけども、後でと言わず市長、この現状についてあなたはここを歩かれたと思いますけれども、状況を見、そしてこれに対する対策に対して、あなたとしての思いを語っていただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） 現地の実情については、私ももう早い時期から承知をいたしております。その地域の解決にかかわった経緯もあります。今、次長の方からお答えをいただいたように、市道部分と私の部分が、境目が非常に段差ができています。そして市道部分に穴がほげている部分というのが確かに現実あります。せめて市道部分の補修と、それから段差の部分のやはり改修は早急にやりたい。そしてまた、あとは相手のあることでございますから、いろんな法的な問題等をクリアしなくてははいけませんので、十分慎重に論議をしていきたい、このように思っています。

○二十五番（岩男三男君） 今、市長からも、できる部分は早期にやる。私道部分につきましても、行政だけがやると何らかの問題点が起きると思います。行政上のあなた方の、特に土木課の苦しい立場も私権にかかわる問題ということで私はよく理解できますけれども、それでは、ここで何らかの事故が起きたときどうなるのか。市は、いや私権にかかわる問題だからといって、危険箇所を放置した市の責任はないのか、こういう問題に発展しようと思います。赤ん坊ならおぼれるぐらいの深い水たまりができています。あっちこっち、それも。特に横通り。こうした問題解決に向けて、公式の場所では答弁ができないかと思っておりますけれども、今、次長、市長が答弁したように、別府市の道路部分に対しては早期に実現してもらいたい。

それと、今度はつるりん通りですけども、これは市長、上の横通りですけども、特に朝日出張所、朝日農協のある場所、あそこは非常に交通渋滞が甚だしく、ひどい場合はあの海南荘、朝日小学校の上までも原の方面から行った車が渋滞する。そして、右折車線がないために一向に進まない。また、右折しようとするれば、今JAの土地になっております、駐車場になっておりますあそこに少し隅切りをすれば右折もしやすい。市長の公約の中にも、「隅切り」ということが出ております。

さて、そうした中で、このつるりん通りが県道であることは百も承知しております。しかし、今このつるりん通りを中心にどんどん発展していく。こうした中で県の市街地道路といえますか、拡張路線にも認定を受けております。したがって、行政としてあのつるりん通りの車いすも通れない、最近における電動三輪車、電動四輪車あるいは自転車も通れないこうしたつるりん通りに対して、県に対して拡張を働きかけると同時に、この農協の場所あるいは朝日出張所の場所は、別府市の土地であります。したがって、県と協議しながらこの部分の改善あるいは全体の拡張、こうしたものに対してどのように取り組むのか。

あわせて、今まで旧坊主別府線、いわゆる原の交差点からあの旧坊主地獄に抜ける道、この歩道の悪い部分、これらに対しても指摘をしてきましたけれども、こうした市長の言

う「隅切り」。かつて隅切りをするときは、県の予算が反則金、飲酒運転とか信号無視、スピード違反の反則金が、別府市に五千万ぐらい来ていた。それが使えていたのですが、その隅切りの費用については、市長は、これはどのようにお考えなのか。単費をもってやるというのか、ここらも含めて御答弁をください。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

まず最初の、鶴見から鉄輪に至る道路でございます。これは県道別府山香線、通称、地元の方は「つるりん通り」という愛称で呼んでいる場所だろうと思います。議員御指摘のとおり県道でございますが、私どもは県にお願いするということになると思いますが、現在、狭いところで六メートル、歩道が一メートルという現状でございます。確かに身障者、高齢者の方が歩けない状況でございます。この拡幅につきましては、これは都市計画街路という位置づけになっておりますが、都市計画街路という位置づけだけで遅々として進まないのが現状でございます。

それで、今考えられますのが、ＪＡ—固有名詞を出していいかわかりませんが—の交差点、これを国道五百号、やまなみ道路でございますが、五百号、この隅切りができないかということで県に要望した経緯がございます。ＪＡの持ち分につきましては、前向きな回答だったと思っておりますが、北側につきましては、民地がございます。そしてまた、右折車線となりますと、かなりな右折レーンの確保が必要になります。そうなりますと、どうしても農協ＪＡの用地、別府市の用地となっておりますが、その用地の確保が第一だと考えておりますので、これは交差点の隅切りとあわせまして、県の方に再度強くお願いしたいと思っております。

また、二点目の旧坊主別府線。これは原の交差点から扇山、大畑を通過して国道五百号に抜ける道路でございますが、この段差解消、歩道の整備ということをたびたび指摘されております。これは市道でございますが、全幅員が狭うございまして、歩道を確保するためには車道を侵すというようなことで、なかなか前に進めないということで、これも都市計画街路でございますが、都市計画街路となりますと、現道を一部変えて進むというような計画になっておりますけれども、それもなかなか進まない。では、現道をどうするかということで、かなり前の年度に一部改修はしましたが、何せ車道を侵せない、どうしても二車線は確保しなければならないという、また近年の車は大型になりましたので、車道を今以上に狭めるということは、なかなか手法としてできません。それで、沿線の皆様の御了解を得られれば歩道だけの確保ということになるのかと思っておりますが、これも地権者の方がかなり数多くございますので、この辺もたびたび御指摘を受けておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 非常に難しい問題をはらんでいることは承知しておりますけれども、市長あなたが一番よくお通りになる道ですので、この場所、早急なる対策が必要

であるということは身をもって感じておられると思います。多くの市民の方々があなたに期待をし、この別府市のかじ取りを浜田市長にお預けしたわけですから、きょうもまたあなたの公約を問うという質問通告を出しましたところ、多くの市民の方々が傍聴に来ていただいております。こうした市民の方々の期待にぜひこたえる、そういう方針を進めていただきたい。そして、このバリア把握に最も大事なことです。高齢者の多いまち。なぜか私は最近、救急車に乗る機会がたびたびありまして、あなたはお乗りになったことがあるかどうかわかりませんが、さっき言った扇山のみならず別府市の市道はでこぼこが多過ぎて余りにも、かつての荒金市長時代、その前から舗装を改善してない、そういう部分がたくさんありますので、ぜひ。強く心を痛めているようではございますけれども、この市道整備に対する予算には十分配慮して取り組んでいただきたいと思いますが、最後に市長の見解をお伺いして、終わりたいと思います。

○市長（浜田 博君） 趣旨・提言はもっともでございますし、私もその方向でしっかり頑張りたいと思います。

○十二番（池田康雄君） 今回は私は、いつになく欲張って質問事項を挙げております。場合によっては後半、九月議会に譲らなければならないところも出てこようかと思いますが、通告順に質問してまいりたいと思います。

まず最初は、昨年十一月十八日に南立石で真昼に火災が起こりました。不幸にして一名の殉職者と三名の重軽傷者を出してしまったわけでありまして。別府消防の歴史にも残るかという出来事だったかと思いますが、そういう意味では非常に大きな事件・事故だったかと思うのでありますが、それにしてもあれから八カ月近くが過ぎようとしておりながら、その事故の集約がいまだ明確にされていないことに、個人的には大いなる不満を抱いております。私は、この問題におきまして、十二月議会、三月議会と触れてきましたが、とりわけ三月議会の場合におきましては、一月の末に立ち上げた調査委員会が、三月末を目途に調査報告をまとめるべく努力している最中なのでということで、ほとんどの場合をその結果待ちにしてくれというような形で流れてきた経緯があったかというふうに思っております。三月議会が終わりまして、四月が過ぎ、五月が過ぎ、六月もきょうはもう二十四日の段階に来ました。幾ら何でももう消防本部のこの事故に対するさまざまな点の最終見解が出てきているであろうというふうに思いますので、幾つかの私のこれまでも提示した疑問点をいま一度明確にしてもらおうべく、やり取りをしていきたいと思っておりますので、このやり取りを通して不信がさらに募るといふことのないような誠実な答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず一点目は、十二月二十八日付で消防署長名で、ある負傷した家族に報告書なるものを届けていますね、これは郵送したのか手渡ししたのかわかりませんが、その中でフラッシュオーバーという項目の下に、①、②、③で三つの点から室内進入をする必要が

あったし、室内進入が可能であったということを言っています。一つは、子供がいるかもしれないという要素があったからだ。一つは、黒煙の状態がまだほかの色に変わるような状況にはなかったからだ。一つは、室内が高温ではなかったからだというような趣旨の三項目から、室内進入の必要があったし可能であった、だから進入したのだと、そういうふう書いておる。（議長交代、議長清成宣明君 議長席に着く）

その後です、私が注目したいのは、その後に署長はどう書いてあるかということ、こう書いておるのですよ。「人命検索の必要のない場合は、通常の防御活動（外部からの注水）等を行うため、負傷者の発生はなかったものと考えられます」と、こういうふうに出ておるのですね。要するに十二月二十八日の時点で、人命検索の必要があったがゆえに通常の防御活動の対応ができなかったのだ、こういうことだと思ふのですね。私も十一月十八日の事故から、直後にありました十二月頭の十二月議会では、そういう話を前提に、それは子供がいるということであれば、多くの消防署員が自分の人命を顧みず消火・救出活動をしていった、こういうふうに、私はそれを前提で消防署の皆さんとやり取りをしたのですが、その後、私の手元にその事故直後に書いたと思われる、その母親と現場で直接対応した二人の人の文章が手元に届きました。そこにはこう書かれてあるのです。一人は、「放水準備ができる。放水の前に三〇三号室の住民が来る（奥さん）。『部屋の中に息子がいる』と言い、ドアを開け、中に呼びかける。返事もなく、息子のバイクもなかったため、いない可能性が強いと確認」、こう書いてあるのですね。もう一人の人はどう書いておるかということ、「三〇三号の奥さんが、息子の確認に来て部屋に入ろうとしたため、『M』ととめるーつまり、さっき文章を書いた人。一緒にとめたー息子の名を呼んでもらい、いない可能性が強いと判断」。つまり、私たちは、事故直後に子供がおったのだということと知らされておる。子供がおればしようがなかったらうな。消防署長も、家族の報告書の中に、子供がおったのだ。もし、どうですか、正確に言いますと、人命検索の必要のない場合は、通常の防御活動を行ったのだ、こう書いておる。ところが、今みたいに子供がいるかもしれないという状況があるにはあった、間違いなく。だけれども、その母親とのやり取りの中で動いた二人の署員は、いない可能性の方が強い、そういうふうに認識したのだ、そういうふうに確認したのだと言っておる。

そうするとこの場合は、「通常の防御活動（外部からの注水）を行う」べきが妥当だった局面なのかなというふうに素人には思えるわけですが、このあたりは調査委員会ではどのように整理されて、最終的にどのように認識されておるのですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

その前に、今までの経緯を簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

十二番議員さんには、三月議会でその事故の報告書について、どのくらいのめどでまとめができるのかというふうに御質問をいただきまして、私もその時点では、十二月末を目

途に努力をしていきたいというふうにお答えをしております。（「三月末、十二月末ではない」と呼ぶ者あり）失礼しました、本年度末ということで三月末までに何とか報告書をまとめさせていただきたいというふうにお答えをしたところでありますが、現実的にはなかなかそういう状況にはならず今までずっときたわけでございます。

一月二十八日に事故調査委員会を設置いたしまして、今日まで十回ほど協議を重ねてまいったところでございます。部外の委員さんもこの十回、時間的には相当かかっておるかと思うのですが、慎重審議していただきまして、今まで努めてきたという現状でありますけれども、そのまとめをしようという段階になりまして、一点は、当時、死傷者の隊員が着ておりました着装の防火衣、呼吸器等、これにつきまして、専門機関で調査を行っているというような現状がございまして、やはりこの結果を待つべきではなかろうかというようなことが、委員の間から出てきたわけでございます。もう一点は、六月四日の時点で、警察署の方から一応関係職員の事情聴取をしたいというような申し入れがございましたので、それに応じていきたいということでございます。私どもは、恐らく警察の方も事実調査を確認したいというようなことだと思っております。

そういうような背景の中で、調査委員会の資料というものは、もうまとめの段階に入っておりますけれども、やはり結果的には捜査の方を優先させるべきではないかというような委員さんの意見もございましたので、今までおくれておるという現状でございます。

それにしましても、今までおくれてきたということについては、深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。

○消防署長（首藤正喜君） それから、後段の方についてお答えを申し上げます。

事故調査委員会のメンバーとして私も加わって、誠意演習しておりますけれども、先ほど十二番議員からの御質問の、二人の隊員からの「不必要である」というような内容のものについては、調査委員会としても聞き取りが行われて、あるいは確認して……確認というのでしょうか、そういう証言は得ておりません。

○十二番（池田康雄君） 何ですか、それは。さきの二月の調査委員会、総務文教委員会の調査委員会の席上でも、私は、この件はあなたたちに、「こういうことがあったというのですが、どうですか」と言ったら、その時点であなたは私に何と言ったか覚えていますか。「そういう報告は受けていません」と、こう言ったのですね。だから、そういう報告を受けてないことを、私からそういうことがあるのではないかというふうに指摘をされれば、当然次にどういうステップを踏まなければいけないのですか。つまり、あなたが私に言いたいのは、そういうことがありもせんことを私が言っておることが言いたいのですか。

○消防署長（首藤正喜君） 私どもの方は、その該当する二名の職員からは、そういう行為があった、なしは、いわば何というのでしょうか、確認は取れてないということです。

本人たちは、そういう行為はなかったということでございます。

○十二番（池田康雄君） そういうタッチの答弁を今までもしてきたわけですよ。けれども、それからそういうことも含めて最終的に市民に報告するような調査委員会をもってそういうことをやるので「待ってくれ」といって待ってこさせておいて、まだ今になってそんなことは受けてないとか、事実としてないとか。僕のところの手元に本人の文書があるのに、それがあなたのところがないといって以前言われて、それがまだなお今確認がとれてないのだなんというようなことが、何かそんな段階で、もう調査委員会が報告書をまとめるような段階に来ておるのだという今の消防長の発言と、そんな段階でまとめられた報告書なんというのはどんなものになるのか早く見てみたいなというふうに思いますが、そういう答弁しかいただけないのなら、それでは次に移ります。

二点目は、事故後二週間ほど経過した十二月四日ぐらいだったですかね、最初に総務文教委員会の調査委員会が行われました。その席でも、また十二月の私の議会の答弁の中でも繰り返されたことは、室内に進入して他の隊員の援護注水のために注水をしていたI司令補の放水中に突然水がとまった。その原因は、残念ながらわかっていない、こういうことを言ったのです。十二月四日の調査委員会の席上でも、十二月の議会のときでもそのように言いました。いいですか、よく聞いてくださいよ、そう言ったのです。ところが、これまた、事故の直後に本人が書いた文書の中にはどう書いているかということ、こう書いておるのですよ。「『放水をとめ』とSが言う」、Sさんという人が言ったというのです。けれども、「（はっきりわからない）」、黒煙の中ですからね、はっきりわからない。「放水をとめて待機していると、熱風が来る。逃げ口（進入口）が炎で囲まれる。玄関から脱出。周りにはだれもいない」、本人がこう書いておる。いいですか、本人が、「放水をとめて待機している」、こう書いてあるのです。それが、何で放水中に急に水がとまったのだ、その原因がわからないのだということになったのですか。

○消防署長（首藤正喜君） お答え申し上げます。

放水どめ、「放水やめ」という号令があったことは事実でございます。筒先を絞り待機をしたということも事実でございます。それから、この「放水やめ」の号令が外部に伝わり、消防ポンプ自動車の放水口を閉めたということも事実でございます。

○十二番（池田康雄君） いや、私の言っていることが事実だと繰り返して、どうするのですか。私は事実に基づいて言っておるので、どうしてそういう事実がありながら、あなたは事実とは違うことを調査委員会でも言い、議場でも言うというようなことになったのですかと言っている。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

私どもが事実を隠したわけでもなし、その委員会あるいは議場において、その時点において判明していた事項をお答えしたのみでございます。

○十二番（池田康雄君） そういう幼稚な、責任逃れの発言してはだめですよ。

はい、それならもう少し進めましょう。その後、放水停止というようなことを室内で、あなたたちの言い方をすると二度三度、だれが言ったかわからないけれども言ったと、中で言っていると。それを玄関口の者は、三度目に聞いて後ろに伝えたかどうかしたと。そして、とにかく水をとっている消防車まで伝令を走らせていますね、「放水とめ」の伝令を。つまり無線ではない。それは無線がなかったということですか、無線が機能していなかったということですか。どういうことから伝令が走ったりしたのですか。

○消防署長（首藤正喜君） 我々の調べた結果では、伝令は走っておりません。無線による放水停止をかけております。

○十二番（池田康雄君） 間違いありません。間違いありませんか。

○消防署長（首藤正喜君） 我々の現在の調べた結果では、間違いございません。

○十二番（池田康雄君） はい、ごめんなさい。はい、わかりました。それでは、それならちょっと切り口をちょっと変えなければいかんようになったのですが、まあ、いいです。とにかく、それでは一たん無線で、無線が機能して無線で放水がとまったとしましょう。その放水をとめたわけですね、一たん放水をとめた。その後、幾つかの出来事が起こりますね。I司令補がホースを置いて、身の危険を感じて脱出してきましたね。その時刻認定は、調査委員会ではどうなっておるのですか。

○消防署長（首藤正喜君） その件につきましては、先ほど消防長が申しあげましたように、警察の調査が行われておりますので、その推移を見守りたいと思いますので、回答は控えさせていただきたいと思います。

○十二番（池田康雄君） 何を言っておるのですか。ちょっと待ってくださいよ。警察が、あなた方は何かすべての隠れみのになるがごとき対応をしておりますが、あなた方は、調査委員会を通し、そして議会を通し、幾つか私どもとすでにやり取りをしてきておるではないですか。そのやり取りの数字と一緒にいい。調査委員会でもし変わっておいたら困るから、最終的な認定時刻を聞いておるだけで。それでは、こう言い直ししましょう。十二時十二分、プラスマイナス一分ぐらいの幅はあるかもしれませんが、そこでI司令補が出てきたということで、この先話を進めていいですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

消防活動の中で時間を認定するというのは、非常に難しいわけでございます。その判断の基準となるのは、通信で確知したはっきりした時間が認定されたもの、それから、あとは職員がそれぞれ消防活動した積み重ねの中からある程度の時間を見定めるといような状況でございまして、時間そのものを問われますと、非常に私どももお答えがしにくいという場面がございます。

○十二番（池田康雄君） 何をあなたは、今ごろになって言っておるの。それなら、ここ

まで言いますよ。十二時何分か前に一たん火事のようにあるという調査が来て、鎮火したのは十二時二十八分でしょう。だから、ここ三十分の火事だったのですよ。その中で大きな事故が起きてしまいましたけれどもね。その中で、なに、時間を言われますと困ります。あなた、何ですか。これは何ですか、それならこれは。私にくれたこれは。これは何ですか、これ。これは適当なのですか。消防長、適当なのですか、これは。こんなの見てもらったら困る。こんなのはできんことだから、こんなのを基準にして物を言うなというのですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

池田議員さんにお渡ししておる時系列については、その当時、確かに隊員の消防活動を積み重ねたものだというふうに認識をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、今どうしても司直の方が捜査をしておるというのですか、事実関係を調査しておる段階で、時間的には私どももある面では不確定な部分がございますので、できますれば、はっきりしたことが言えないということではありませんけれども、差し控えさせていただければありがたいというように思っております。（発言する者あり）

○十二番（池田康雄君） わかりませんね。事故調査委員会とは、それでは何だったのですか。あなたたちは、（発言する者あり）あなたたちが、待て待て、とにかく結果が出るまで待てと言ったそのものは何だったのですか。そして私のところには、これは十二月の段階で積み重ねてきたことだったと。そうしましょう、それなら。それなら、一月に積み重ねたことが出てきて変更したら変更のものを持ってきて、そして二月になってまた変更が出たら変更のものを持ってきて、三月が出たら三月で変更になったものを持ってきて、そういうプロセスを経て、それからあと二、三カ月たっておるから、その時間は特定できんからちょっと待てよと言うなら、僕も理解できますよ。僕も理解をしますよ。あなた方が議員に渡して、その渡したものに変更が生じたときに、その変更の知らせをせんでおいて、こういうときに、それはちょっと違うのかもしれないのだなんかというような言い方ができるのですか。それはちょっときついのではないかと僕は思いますが、まあ、ちょっと次に行きましょう。

時刻のことは、それでは何も言わんということになると困ってしまうのですが、言ってくれんのだったら、こっちの方から言いますと、私は、十二時十一、二分プラスマイナスにフラッシュオーバーが起こったというふうに、いろいろな事柄を根拠にして推定しているわけですが、調査会や十二月議会等々で主に消防署長を中心に、それが消防本部の考えまでになっておるのかどうかは別にして、公式的には私は十二時十八分プラスマイナス説を消防署はとっておるのだというふうに思うのです。そのことに対して私は非常に、もしそれならば大きな矛盾点が出てくるので、そこをしっかりとあなたたちとやり取りをしたいと思っておったのですが、しかしそれは、あくまでも今、十二時十八分とかい

うような時間にかかわるので、これまた消防長、何も答えるつもりはないですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

十二番議員さんのお手元には「十六分から十八分」というような資料が届いているのではないかと考えております。その後、私どもも隊員と何度も調査をしまいましたが、もう少し早目にフラッシュオーバーが起こっておるのではないかというような今の状況ではありません。

○十二番（池田康雄君） 耳を澄まして聞いておってもよくわからん。要するに私は「十一、二分プラスマイナス一分」説ですが、署長は「十六分から十八分」を譲ってこなかった。しかし、今、消防長の言うことが僕の聞き間違いでなければ、やっぱり「十六分、十八分」というような説はきつい。調査委員会でいろいろ調べた結果、やっぱりもうちょっとフラッシュオーバーは早かったのではないかということの方になっておる、しかし、その時間は勘弁してくれということなのかなと思いますが、しかし、その辺の時間がやっぱりしっかりとしないと、私は今から入っていきますが、どうしてこの三十分間の火事で、そして、どうしてあの延焼もほとんど、ほかの家の延焼もないような火事の中で、大切な消防署員たちが死んだり負傷したりしなければならなかったのか。ここの中にやっぱりどうしても避けることのできなかつた要因も間違いなく多くあるだろう。しかし、避けることが要因にはどういうものがあって、それは速やかにどう改善できていくのかというようなことがやっぱり一番大切なのではないかと考えておるわけで、それであるがゆえに早い時期に、なるべく早く、誠心誠意早く今回の事件に対する集約をして、短期・中期の消防行政の新しい体制づくりというものを急いでほしい。そして、職員ももう一回懸命に働くぞという意欲に、しっかりと団結していただいて、市民も比較的安心して生命と財産を任せることのできる消防署であってほしいと願っておる以外に私は何もありませんよ。

だけれども、私が、あなたたち消防署の幹部が本当にそういうふうに思っておるのかな、本当に思っておるのかなというふうに思えてならぬぐらい、あなたたちはやっぱり何か誠実ではないというか、何も隠しておるのではない、その時その時のわかったことを言ったただけだというふうにして、僕は、明らかに事実と違うことを言ってしまったでしょう、どうしてそんなことになったのですか、そこを反省しなかったら、また同じことを繰り返すでしょうと、こう言っているのに、何か居直られたのでは、私は前に進むのかなというふうなことを心配してならんわけではありますが、そうすると、次の問題もまた無理なのではないかな。

亡くなった消防士長草牧君が、いわゆる入室ほどない時刻に呼吸器の警報ベルが鳴り出した。その警報ベルを、入って室内で活動していた人も聞いておるし、三人聞いておるし、入り口におった二人も聞いておる、こういうことであります。

まず一点目に確認したかったのですが、一点目は教えていただければ教えてください、

教えてくれなければ、次にまた展開しますが、一点目、草牧君が、警報機が鳴り出した時刻あるいは場所が、事故調査委員会の中でどの程度推定できたのですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

時間については、先ほど申しましたように、はっきりと何分ということがなかなか言えない状況であります。

鳴り出した場所でございますが、これにつきましては、一応他の隊員がその後中に入っております確認をしておりますので、わかっております。場所につきましては、玄関のすぐ入ったところというところでございますから、玄関土間というふうに私どもは認識をしておるところでございます。これにつきましては、時間的なものはいつごろかということでございますけれども、先ほどから言いますように、ちょっと時間だけは何分というようなものを今は申し上げられないというのが実情でございます。

○十二番（池田康雄君） ありがとうございます。いいです、それでいいですよ。玄関土間。玄関土間というのは、私の玄関土間という解釈と、今、消防長が言ったのが違うとまずいのですがね。まず扉を開けますね。土間が半間ぐらいありますね。それから半間の廊下があって、そしてその突き当たりには台所のある、流しのある部屋がありますね。つまり土間というと、入り口から九十センチ以内、九十センチプラスマイナスのところがいいのですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○十二番（池田康雄君） そこで、呼吸器の残量が少なくなったぞ、もう余りてれてれして室内におると呼吸器がなくなるからというような警報音が鳴り出した。中にいる人は、「お前、出る」、あるいは「ホースを伝えて出よ」、こう言った。そうして、入り口付近で、僕はもうちょっと聞いておってもいいのではないかと思っておるのですが、消防長たちは、とにかく入り口で二人だけは間違いなくその警報音を聞いた、こう言うのですね。そして、消防署員ですから、当然その警報音は何を意味するかというのがわからなかったなんかいうことはあり得んわけですね。あり得んです。ところが、その警報音が鳴り始めた。つまり鳴っているのを聞きながら、本人は出て来ないのです。大変な状況だという認識はだれでもできるのですね。そうでしょう。そして、その警報音が鳴って……、時間を言ってくれんかな、時間を言ってくれたら僕はそれを基準にまた時間を言いますけれどもね、その時間を言ってくれんから、僕の次の時間がずれると悪いのですが、ともあれ、その警報ベルが鳴り出した後にI司令補が脱出してくるのです。退避命令が出てだれもいない入り口のフロアに脱出してくるのですね。そうでしょう。ところが、彼の警報音が鳴っていたのとだれかが思ってしまったのでしょうか。もし彼ののではない、それは草牧のだよということをI司令補が言えば、少なくともまだ草牧君は、警報が鳴っておるのにもかか

わらず出てきてないということがわかっておるわけです。これは、当然事故の認識の出発ですよね。それを議会の中で消防署長は、十二時十八分、草牧君――後に草牧君とわかる消防隊員――が、浴室のドアから窓を開けた、そのときが事故の出発だという認識をしているというふうに言うのですが、まだそういうことを言うのですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

署長は、「十八分」というふうにはお答えはしてなかったのではないかとというふうに私は思っております。「十六分から十八分」というようなことでお答えをしておるのではないかなというふうに思っております。

○十二番（池田康雄君） それはあなた、勉強不足ですよ。それは、もうはっきりと前の議事録を読めば一目瞭然わかることを、今ごろになってそこを「十六分」とか「十八分」とか。「十八分」と言っているのです。なら「十六分」にしましょうか。「十六分」にしたら整理がつくのですか。何が言いたいのですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

時間的な経緯等につきましては、先ほどから申し上げているとおりに警察の方が入って捜査をしておりますので、私どもが、もう何時何分にどういうことが起こっておるといようなことは控えさせていただきたいということでございます。

○十二番（池田康雄君） あなた、よく聞いてくださいよ。事故の認識というものを議場で消防署長は、草牧君と後からわかったその消防署員が、ふる場の窓を開けて助けを求めたその時点が、事故の認識の出発だと言ったのですよ。だから、僕は前の議会でも、そうではないでしょうと。そうではないでしょう、黒煙が噴出して退避命令まで出して、数人の隊員が半階のところまで逃げた、退避した、その後にI司令補が出てきた、そこがもうすでに事故の認識の出発でなくて、いつが事故の出発なのですかというような指摘を、やり取りをしておるのでしょうが。そして、ましてや草牧君も出てこぬのでしょうが。警報ベルを聞いておるのでしょうが。当然、大変な事態になっておるとい認識を持てるでしょうが。だから、そのときに中に子供がいるかもしれないと思ったというのは、僕はちょっと疑わしいと冒頭言いましたけれども、まあ子供もおるとしましょう。が、仲間もまだ三人おるのですよ。そのときにどういう司令がどういうふうに出されて、それがゆえにどういう隊員が救助の活動に動いたのですか。それが全く、私の今までの手元の資料の中では見えてこんのですよ。

いいですか、これまた僕が時間を言いますが、あなたたちが時間について触れなくなったら触れんでいいですよ。十二時二十一分に自力脱出でK君が南側の窓を突き破って出てきますね。あれが十二時二十一分ですよ、プラスマイナスでしょう。そして、すぐにそこにI小隊長とE隊員が駆けつけたら、ある……、もう細い声で「中に草牧がいる」と聞いた。それは大変だと思ったというのですから、そのときにひょっとしたらE隊員なんか

は、初めてその中に草牧君がおるといふのを知ったのですか。そんなことも詰めて調査委員会ではそこをどう認識したのかのやり取りをしたいのですが、どうもきょうは何も答えるつもりがないようですからね。だけれども、私が言いたいのは、その二十一分に出てきた、そして、その一分後には「草牧がおるかもしれない」と思って、そのE隊員は、仲間の注水を受けながら入って行って、「草牧」と思ったS隊員を救助しておるのですよ。つまり出てきて、一分後には中に入って行けた状態がもうすでにあったわけですよ、援護注水を受けながらではあっても。そういうもし状況にあったのなら、もっと中に隊員がおるといふ状況があれば、脱出する前から仲間を助けるべき動きがもうちょっとあってもよかったのかなということはわかりますかね。だけれども、そんなこともこんなことも、もう「貝」ですか。黙って、今言うつもりはないのですか。いや、そんなことない、おまえが知らただけで、こんなことをやったということをお教えいただけるのですか。（発言する者あり）

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

フラッシュオーバーが起こった時点から、その後、隊員が室内に入れる状況の中、精いっぱい活動の中で救出に入っておるといふことでございます。

○十二番（池田康雄君） 消防長も、何といふかな……、わかる。わかる、立場とか気持ちとか、全く知らん間ではないからわかりはするけれども、それで許されることと許されんことがある、やっぱり。ちゃんとどうしてもこれだけは答えておかなければいかんという部分は、やっぱり何があっても答えねばいかんよ。一人が死んでおる。あなたの部下がやっぱり大けがをしておるのだから、そういうところにかかわる問題なので、それを本当に重く受けとめておる人間ならば、「重く受けとめておる」といふ発言がないといかんよ。私が言いたいのは――もう一回言いますよ――二十一分に飛び出してきて、中に草牧がおるかもしれんぞと聞いた、「それは大変だ」といって、すぐに入れた状況があったのですよ。あったからすぐに助けたのでしょ。あの状況がなかったら、まだこうやってあったなら、それから聞いて入ろうと思って入れんかったから、そこまで五分かかったとか七分かかったとかいふ状況ではなかったがゆえに、一分後には連れ出しておるのでしょ。しかし、それは、西側のベランダの方からの攻めの場合にはそれができた。入り口がなかなか、狭い半間のドアですから、そこにこうやって、まだもやもやと来ておれば、中の実態がわからん状態ならば、それはやっぱり入りにくかったかもしれん。事実入りにくかったし、入れんかったから入らんかったのでしょ。こっちは。だけれども、こっちは、西側からは入れたから入ったのでしょ。だから、それがもし的確に、「伝令が走った」と僕が言ったら、あなたは「そんなことはない、無線だ」と言ったのだ。そういう無線の機能がしっかりとあるのなら、あなたは、無線の機能が今しっかりしておったと言ったのだから、それでは、そのぐらいの無線を飛ばして西側におる人間に、こ

うこう、こういう今状況になっておるのだ、おまえ方から入れんのかよ、入れるのだったら、ちょっと入ってくれ、こっちは無理だからというような、そんなことがやっぱり、こういう活動をやったのですが、うまくいきませんでしたというふうに、やっぱり家族や、いわゆる死んだ家族やけがをした家族に真摯にその状況を報告できるようなことをやっておくべきだったし、やるべきだったし、やったらやったでそのような報告が出てきておるべきですよ。そういう種類のものが、全くどこの親にも知らされていないし、報告の中にも出てきてないのです。それが私はどうなっておるのかなというふうに思ったりもするわけではありますが、次に行きます。

十二月十八日にこの火災が起こったわけではありますが、それから正確には五日、六日前に（「十一月」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、昨年十一月十八日に事故が起こったのですが、それから五日、六日前に消防署で「装具」と言うのですか、「装備」と言うのですか道具というのですか、ある民間団体に委託して例年やるのでしょうか、あることをやっていますね。どういうことをやったのですかね。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防装備の保守点検を実施いたしております。

○十二番（池田康雄君） 十一月十八日の直前の十一月十二日と十一月十三日の二日間なのか、最低二日間以上、道具の点検をS製作所というところに委託して検査をしています。そのときに、こんなことというのがあるのかなと思ったのですが、草牧消防士長とS隊員の着けていた呼吸器及びヘッドハーネス（面帯バンド）等が、要修理箇所があるという指摘を受けていますね。この要修理箇所を受けたものを、結果的には草牧君とS隊員がしておいた。K隊員の場合には、たまたま要修理箇所の該当箇所がなかったわけではありますが、この十一月十三日それから十二日、つまり事故の五日、六日前に要修理、つまり修理の必要がある、国語的に書いてあるのでしょうかね、修理の必要がありますよというものを、何で草牧君やS隊員がしていたのですか。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） 私の方が、ちょっとお答えさせていただきます。

その、現在の消防の装備品につきましては、事故の後に警察の方で押収されて、今調査いたしております。そういった関係で、その辺につきましては、御答弁を差し控えさせていただきます。

○十二番（池田康雄君） もういいでしょう。答弁は控えるなら控えていいです。要するに僕が言いたいのは、この要修理、修理が必要なのですよというものを、一人死に、三人重軽傷を負ったうちの二人がつけておいた。それと、やっぱり死んだり大きな負傷をしていたこととの因果関係はなかったのか。あったとしたら、やっぱりこれは人為的な部分というような指摘もできるわけですから、この辺をやっぱり科学的に調査することが、あなた方が時間延ばしにやってきた事故調査委員会の本来のやるべき内容だったと思うの

ですが、そういうようなことも含めてちゃんとやっているのかな。そして先ほど来、この私の質問に対して、何かがあると警察が云々と言いますが、私は、あなたたちが一生懸命自分たちの部下の言うことをもとに、あるいは自分たちの消防体制のより充実した体制の確立のためにもしなければならぬことを一生懸命したならば、何もびくびくすることはないのと言いたいですよ。そして、私たちが調べた結果がこうだった、こうなったというようなことをもっと堂々としゃべるぐらいの日々の仕事をしてほしいなというのが、きょうの私のあなた方とのやり取りの感想であります。

その後、私は教育行政、公園の整備についてあるいは国際都市としてのまちづくりについて、また歴史的建造物の保全等に関する調査委員会について、また最後に新市長の政治姿勢について等々お聞きしたいことがあったから質問項目に挙げましたが、残り時間が少なくなったので、何を聞きたかったのかだけを、いま一度つまみながら九月議会で譲りたいと思いますので、担当課の方々はよろしくお願いします。

まず、教育行政の一番目に挙げております小学校の残り四校の統合計画であります。平成十一年度に十年の計画で六校を三校にしたいというような目標というのですか、そういうことを一つのアドバルーンにして、子供の学習環境の整備というようなことも一方で旗印にしながら、浜脇、南の統合をすでに終えた段階であれば、当然の次のステップを早く踏む必要があるということをいつも言っておるわけですが、なかなか次のステップが見えてこない。その次のステップはどういうような計画のもとに進める予定なのかというようなことについて確認をしたかったわけでありまして、昨年からはまった週休二日の対応も、私は私なりに生涯学習課はやや前向きな取り組みがあるのかな、学校教育課は、まだまだ学校の中ではなく外に子供を出す問題だから、比較的私のところの領域は少ないのかなというふうにして誤解しておる動きしかしてないのが学校教育課かな。私は、スポーツ好き人間ですから、スポーツ振興課に大いにいつも期待しておるわけですが、事、子供の対応に対しては甘いかなというようなことを自分なりに評価しておるわけですか、実際一年を経過してその辺の課題と、その課題に基づいた新しい見解の内容について明らかにしてみたかったということでもあります。

次の公園の整備については、大きな市内の公園、いろいろにだんだん整備されております。海門寺公園もあと一年計画で、またかなりいいものになっていくのではないかと思います。これはこれでまた実に喜ばしいことでもありますし、必要なことだという認識を持ちながら、しかし、また一方、私たちの身近にある公園の整備も忘れてもらっては困る重要な課題なのではないですかということで、昨年の九月に前向きな答弁をいただいたので、その後どうなっておるのかということで、もう一回確認をしたかったということでもあります。

また、国際都市としてのまちづくりについてということでもあります。私は、国際交流

都市宣言というのを、もう三年ぐらい前になりますかね、六月にやりまして、そのときから言っておるのですが、残念ながらアドバルーンだけで実質がないということでもあります。特にソフト面では国際交流課を中心にそれなりに何とか国際都市に近づくための取り組みをしなければいかなという事で日々努力されておる部分を感じるけれども、ハードとかインフラとか、その辺のまち全体の国際都市という視点というのが、別府市には全く見られてないが、その辺はどうなっていくのかなというようなことが聞きたかった等々、また九月議会もあることでありますので譲ることにして、本日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後二時五十五分 休憩

午後三時 十五分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○六番（萩野忠好君） 質問の前に、議長にお許しをいただきまして、私事ですが、一言お礼を申し述べたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今回、私も市議会議員の一人として仲間入りさせていただきました。別府商工会議所、市観光協会在職中には、別府市議会議員の皆様方そしてまた別府市役所の皆さん、また市民の皆様方に大変お世話になりました。無事に三十年余りの私の職務を終わらせていただきました。心から皆様に、この場を借りて感謝とお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

これから、市民の代弁者として私も別府観光発展のために一生懸命頑張らせていただきます。どうぞ皆様方の温かい御指導を賜りますように、心から伏してお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、新入議員のトップバッターでありまして、私もまだふなれで不都合な面もあるかと思いますが、議長そして執行部の皆さん、ひとつよろしく対応方をお願いを申し上げます。

それからもう一つ。私は、こうしてのどが悪いものですから、ちょっと水を置かせていただきました。ひとつ飲むことをお許し願いたいと思います。

それでは早速ですが、観光行政についてお尋ねをさせていただきます。

まず、本年の観光事業についてよろしくお願いいいたします。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

本年度の観光課の主要な事業ということでございます。主要なイベント、祭り関連といたしましては、温泉まつり、それから夏まつり、ドリームバル、冬の花火ファンタジア、このほか、由布岳山開きを初め神楽女のしょうぶ鑑賞会等、実施済みのものも含め各種イ

イベントを開催いたします。また、市民の船の運行、福岡でのPRイベントも予定しております。また、別府観光促進協議会におきましても、観光懇談会の開催や内外に向けた各種事業を実施いたします。さらに全国タウン誌大会、春・秋二回のオンパクの開催補助、県との共同事業、他都市との広域観光組織による事業を実施してまいりたいと考えております。

○六番（萩野忠好君） 今の回答の中ですが、イベントが主力となっております。私の観光協会在職中と余り大きく変わってはいないと思っておりますけれども、確かに継続事業も大事であります。常に観光客や市民のニーズに合った事業を考えていかなければなりませんということは、もう皆様も御承知のとおりですが、今や国内はもとより国外においても非常に観光地間の競争が激しくて、しかし、今は世界も不況下の中でありますので、非常に厳しい戦いをしているのではないかと考えております。このような時代には、ぜひ魅力ある観光地づくりと個性のあるまちづくりがなされるところにやっぱり観光客が求めて行くのではないかと、そういうふうに思います。過去の議会におきましても、観光関係の議論がいろいろとなされてきたと思っておりますけれども、よく別府市は、観光立市であるということをご皆さん言われます。しかし、観光関係者はもちろんでございますけれども、市民はどう思っているのでしょうか。中には、別府はだめと言って無関心な人もふえると、これは大変困るわけであります。したがって、事業をする場合は、行政側の一方的な考えではなくて、観光関係者、市民の皆さん方の声を反映していただきたいと思うわけであります。したがって、今後どうすれば別府のよい観光地づくりができるのか。こういう面については、観光懇談会などを通して実のある事業を展開するようにお願いを申し上げたいと思っております。

それから先ほど、市民の船が本年度も計画されているようでございますけれども、別府市民が観光宣伝と研修を直接体験できるのは、この事業であります。私も一回、奈良市の方に参加させていただきました。別府市民が他市を研修して、そして交流を深めて帰ってくるということは、別府観光発展にとってもよいことでもあります。たしか三年前から始まったと思っておりますけれども、市民の船につきまして、ちょっと実績等の報告をお願いいたします。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

平成十二年度より実施いたしまして、平成十二年度は奈良方面へ四回、合計で五百三十四名の御参加をいただき、奈良より二回の訪問を受けまして、合計で二百十名の皆さんを迎え入れました。また平成十三年度は、これに広島方面と鳥羽・伊勢方面を加えた三コースに広げ五回実施しまして、八百十四名の御参加をいただく一方、奈良市、鳥羽市、柳井市から五回、三百六十三名のお客様をお迎えいたしました。平成十四年度は、柳井、広島方面、奈良、鳥羽、伊勢方面へ各一回、二百四十四名の御参加をいただき、奈良市から一

回、それから鳥羽市から二回、合わせて百九十一名お越しいただいております。三カ年合計いたしまして十一回、千五百九十二名の別府市民を御案内し、十回七百六十四名のお客様を迎える中で、それぞれ市民レベルで交流を図ってまいったところでございます。

○六番（萩野忠好君） 今お聞きしますと、三年間で十一回の訪問研修で、約千六百名の別府市民の方が参加しており、相手方から十回の約半分ですね、八百名が来別されたとの回答ですけれども、これは市民レベルでの交流ができて、お互い大変よい勉強の会ではないかと思っております。願えば、もう少し相手側から――今、半分でございましたので――多く別府の方にお越しただけるように呼びかけていただきたいと思っております。

次に、広域観光への取り組みについて質問いたしますが、広域観光というのは、言うまでもなく重要であります。現在どのような組織でどのような事業を展開しているのか、よろしくお願いたします。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

県との共同事業で大分県全体として取り組み、四十二市町村で構成されている九州観光都市連盟での「九州は一つ」という合い言葉で観光都市としての取り組みのほか、九州横断ルート、これは四市でございます。東九州観光ルート、これは三市でございます。やまなみブロック観光協議会、一市二町でございます。大分自動車温泉ルート協議会、二市四町、別杵速見広域観光推進連絡協議会は、これは二市二町の組織の中に加入しております。

事業に関しましてはそれぞれの組織の位置づけや考え方、また構成している都市のメリットなどを総合的に判断しまして、さまざまな内容、方法で国内外に向けて積極的な誘致・宣伝活動を行っているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 今の回答の中でも、大きく分けて六つの広域観光事業ということではありますが、私の経験からいきますと、二つは私も行ったことがございます。あとについては、観光課、担当者のみ主体の事業ではないかとは思っておりますが、これは悪いことではありません。市として市の観光担当者の交流を深め、そして研修をなされて、それぞれの都市・地域で観光事業を展開していただければ大変いいことであります。しかし、その中で私も感じたことは、主にする事業というのが、共同パンフレットの作成とか、あるいは街頭宣伝、招待費用などが主でありました。これから、それぞれ広域観光については、やはりルートづくりというのが一番大事なわけでありまして。そこで、こういう広域観光については、専門の旅行社、そしてよく旅行される人、若い人などの意見も取り入れた企画を広域観光で実施していただきたいと思っております。

次に、観光動態の統計及び来客数について質問します。

この件については、大変難しい問題であるということをおは承知をいたしておりますし、たしか議会の中でもいろいろと質疑応答があったようでございます。まず、観光地の統計

における最近の観光客数と総宿泊数については、どのようになっていますでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

観光動態統計における総観光客数と総宿泊客数でございますが、平成十四年分につきましては現在集計中でございますので、平成十三年中のものを報告させていただきます。総観光客数一千百九十九万二千八百八十九人、総宿泊客数四百五万二千四百六十人となっております。

○六番（萩野忠好君） それでは、総宿泊数のみについて質問しますが、一番多かった年と一番少なかった年の人員についてお答えください。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

昭和三十六年から統計をとっておりますが、その中で総宿泊客数の最高は昭和五十一年、これは「アフリカンサファリ景気」と言われましたアフリカンサファリが開園いたしました年でございまして、六百十三万一千五百二十三人となっております、最低は昭和三十八年の百四十四万一千六十一人となっております。

○六番（萩野忠好君） 私も前々からこの数を見ていますと、本当にこんなにたくさん別府にお客さんが来ているのだろうか、結果がもし本当ならば大変ありがたいなと思っておりますけれども、やはりいろんな方とお話しする中で疑問視される面もあります。私自身も率直に言いますと、悪いけれどもこんなには来てないのではないだろうか、そういう感がいたしておりますし、調べた中で、最初の昭和三十六年に日帰り客が三百九十九万三千八十九人で、その中で宿泊が百八十万九千九百人。このときは、昭和三十六年は合計で五百八十万二千二百七十九人でした。その後三年後に九州横断道路の開通とちょうどオリンピックの年でございまして、三十九年には日帰り客五百三十二万四千三百四十三人、宿泊客数百七十一万七千九百三十九人ということで、トータル七百四万二千二百八十二人。わずか三年に、横断道路とオリンピックでありましたけれども、このときすでに、これから百二十万もふえているわけでありまして。それから、オイルショックの昭和四十七年には、日帰り客五百八十三万九千九百二十六人、宿泊数五百三十万八千八百三十八人、合計一千百四十四万七千六百六十四人となっております、もうすでにこのときは一千万を超えまして一千百万でありました。

先ほど回答の中で、サファリ開園の年は確かに多うございました。それは私も感じております。このときが昭和五十一年でしたが、六百九十九万四千三十九人の日帰り客で、宿泊客が六百十三万一千五百二十三人で、過去一番数の多い合計であります一千三百十二万一千九百六十二人となりました。そして今、平成十三年が日帰り客が七百九十四万四百二十九人、そして宿泊客が四百五万二千四百六十人で、今のところ一千百九十九万二千八百八十九人ということになっておりますが、私がなぜこれを言うかといいますと、観光統計を見ますと、日帰り客については統計をとり始めたときが四百万人で、そしてオリンピッ

クのとかが五百三十万人、そして昭和四十八年ごろには六百二十万、サファリの一番多いときは、昭和五十三年が七百万。ずうっと上がってきておりますけれども、そのときの観光動態のとり方がどうであったかということはわかりませんが、ちょっと日帰り客というのは、これは多過ぎるのではないかと。やはり私たちがこれから観光で一番数字を見ていくのにおいては、宿泊客を見た方がいいのではないかと、そういう気持ちがあるわけでありまして、宿泊客を見ますと、昭和三十八年百四十四万でした。その前後、ずうっと百八十万で推移をいたしておりました。四十一年には二百七十万、オイルショックの四十七年には五百三十万、サファリで六百十万、その後ずっと五百万が続いて、昭和五十六年から下がりぎみで四百五十万、現在、二年前ですか、平成十三年では四百万台に推移をいたしております。これから見ますと、観光動態表をつくるには本当に並々ならぬ努力が必要であるということは、私も承知をいたしております。

観光課もこの発表については神経もとがらせ、そして大変苦労されておるとは思いますけれども、この原因については、やはり旅館側のこういう集計を提出する側においては、やっぱりなかったりすることもあります。またもう一つは、全国的に統一されたこの統計のとり方というのがございませぬ。ですから、こういう数字に出てきますと、疑問を感じるのではないかと感じております。

そこで、これから私たちが宿泊客について、やはり増減が出たときに、この原因は何であるかということを中心に分析しながらやっぱり考えていく必要がないかと思っております。確かに日帰り客よりも宿泊客についてやはり一番重要視していくことが大事ではないかということでもあります。

ちなみに、ちょっと宿泊数で身近なところを申し上げますと、宮崎市が、平成十三年度で二百四十四万九千人です。長崎市が、十四年度で二百三十四万二千四百人、隣の湯布院さえ、多い多いと言われますが、あそこはもちろん規模も小さいのですが、十三年度で九十五万二千六百六十人です。そういうことでやはり、別府市は四百五万二千人ですから、宮崎、長崎市よりもそれでも百五、六十万多いということです。ですから、これから大変難しいと思っておりますけれども、私は、宿泊客数についてはできる限り本当に皆さん方、一生懸命努力をされておりますけれども、正確な数字をとっていただいて、今後の別府観光の基本データとして取り組んでいただきたいと思います。余りにもちょっとデータと現実がギャップをしておりましたので、今回この質問をさせていただきました。このとり方について観光課も大変と思っておりますが、ちょっと御意見があればどうぞ。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

先ほど、議員が御指摘になりましたように、全国的に確立された集計方法とはなかなかいってない部分がございます。それは諸般の事情で、集計過程でどうしても推計、推定と、そういうデータが出てくる部分がございます。これで宿泊につきましては、旅館・ホテル

に我々も調査依頼をして、返ってきて分析して集計をしている現状でございます。ただ、議員の御指摘のように返ってこない分もでございます。返ってこないホテル・旅館もございまして、その辺は若干推計というようなデータもとらせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○六番（萩野忠好君） それでは、次に祭りについて質問させていただきます。

もうこの祭りについては、私が実務担当者あるいはほかの祭りの実行委員となっておりましたので、大変皆様にはお世話になり、御迷惑もおかけしたと思います。その点期待に沿えず申しわけなく、自分自身も反省しております。

現在では、春の温泉まつり、夏の夏まつり、それから秋のべっぷドリームバル、冬の花火ファンタジアと四季にそれぞれ開催されておりますが、この中で、もう皆様御承知のとおり歴史の古いのはもちろん温泉まつりであります。それから夏まつりをずっと開催してきました。冬の花火ファンタジア、べっぷドリームバルについては、次々に後ほどできたわけございまして、現在この四つの祭りが別府で行われております。午前中の質問の中でも、その四つが出てきてまいりましたが、しかし、当初私が皆さんから言われたのは、別府は観光地であるから三百六十五日何かやっている方がいいのではないか、そういうことをいろいろな人から言われました。しかし、そう簡単には三百六十五日できません。それで春夏秋冬、この四つにおいては、祭りをひとつそれぞれで盛大に頑張っていこうという経緯からこういう祭りになってきたと思われるわけでありまして、そういうことで、先般、新聞紙上なり、あるいはきょうの質問の中で、浜田市長が就任して、この祭りについては検討委員会を設置して見直しをするということでしたので、私も大変よい機会だなと思っております。

そこでお尋ねしますが、それぞれの祭りの中身のみを見直すのか、あるいは全部を見て、二つにするとか三つにするとか、そういう検討委員会も含んでやるのでしょうか。そしてまた、いつごろからこの検討委員会を立ち上げて、いつごろ終わるのでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

三つにするか二つにするかという問題でございますが、午前中十三番議員さんの質問にもお答えしましたように、温泉まつり、そして夏まつり、ドリームバル、冬の花火、これを総合的に考えまして見直し、検討委員会の中で見直したいと考えておりますし、これが二つないし三つということも方法論でございますし、その辺も考えた中で見直していきたいと思っております。

今回、ドリームバルにつきましては、若干の見直しをさせていただきました。先日十八日の総会の中で発表しておりますが、また、温泉まつりとまたドリームバルも統合できないかというような意見もございまして、その辺も含めまして検討委員会の中で考えていきたいと思っておりますし、この検討委員会は、まつり・イベント検討委員会ということ

で、民間の方々そして市民の方々また学生、そういう方面の方々に入っていていただいて審議・検討していただきたいと考えております。その前に、庁内でまつり・イベント委員会というのを設立したいと思っております。この役所の中にも若手職員のまたいい考え方とか、そういうのも含めまして、我々と一緒に考えていただいて、それをまた検討委員会に諮って行って検討してもらおうと今は考えております。これは、早急にとということで、七月、ちょっと人事異動があるということを知っておりますので、その後に早急に立ち上げたいと考えております。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○六番（萩野忠好君） 見直し検討委員会のやはりメンバーが、私は重要視されてくるのではないかと考えています。今までは、私も主な団体とか、それからそういう今までなされた方々、そういう方たちにそのメンバーに入らせていただきまして、いろいろと御意見も賜りました。しかし、これからこうしてすべてを見直すということになりますと、やはりメンバーについては十分幅広く取り入れて、皆さんの御意見を聞いていただきたいと思っております。別府市にはいろんな団体もありますけれども、いろいろお祭りが終わった後に批判を受けることが随分ありました。ですから、私は、ただ言うだけは簡単でございますけれども、やはりこのメンバーの中にも汗をかいて一生懸命頑張ってもらって、そういう方々を入れていただかなければ、言うだけでは実績が多くなってこないのではないかと、そういう危惧をいたします。

それで、例えば市報と一緒に市民にもアンケート用紙を配布して、この別府の祭りはいかにしたらよいのだろうか、そういうことも考えたらいかがでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

各種イベントや祭りの行事終了後には反省会、それから総括会議等で提言等をいただいておりますし、またこの検討委員会の中でそういう市民のアンケート等を行うか、そういう検討委員会の中で審議させていただきたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○六番（萩野忠好君） それから、見直すに当たりまして、ちょっと私の経験から申し上げますが、やはり実施するには、財源の確保が最も大事でございます。今、不況の中で民間から金を集めるということは、なかなか集まりません。私も実際あちこちを回ってお願いしてきたのですが、やはりこういうことを思うと祭りも四回やるのがいいのかな、お金がないのに無理して小さく小さくしてやるのがいいのかな、そういう疑問点も生じますので、常にやはり財源をどうするかということは頭に入れていただきたいと思えます。

それから、若い人、女性、子供、そういう方たちがやっぱり喜んで参加できる祭りにしていただくためにどういうものがいいのかな。焦らずにやっていく中で方向変更もあろう

かと思えますけれども、そういうことをひとつ考えていただきたい。そして皆さんで一生懸命、とにかく別府の祭りをやるという意味疎通がやっぱり大事ではないかと思っております。

いずれにしても、今、観光的なちょっと質問をさせていただきましたけれども、別府市は観光立市である、そして発展するためにはどのようにすればいいかということ、この際皆さんでもう一度考える必要があるのではないかと思っております。私は、別府市民憲章を守り、そして別府の観光の先覚者であります、多大な功績を残されました油屋熊八翁の精神をこの別府市民の皆さんは引き継ぐ必要があると思います。そこで、私たちは、これから二十一世紀の油屋熊八翁になって、別府観光発展に頑張ってみましょう。そして、私もそういう気持ちで一生懸命にこれから努力してみたいと思います。

次に、福祉について質問いたします。

まず、水道料金の福祉減免制度が、平成十一年より実施されたと聞きましたが、これは大変ありがたいことであります。どのようにしてできたのか、ちょっと経過と取り組みをまずお聞きします。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

経過につきましては、近年の経済不況の中で、社会的弱者と言われる方々の経済的負担について大きな問題となっている中で、当時、市の主要施策の一つでありました福祉を掲げておりました。水道局といたしましては、何らかの対応ができないものかと内部で検討を重ねて、経済的観点から水道料金のコスト主義に温かみを持たせる、こういうような水道行政ということができないかということで、料金の福祉減免を判断、決定したわけでございます。

また取り組みにいたしましては、対象範囲を市内に住民票のある水道使用者のうち、一つは、ひとり暮らしの世帯で満六十五歳以上の水道使用者、もう一つは世帯に身体障害の程度が一級、二級に該当する方のおられる水道使用者、そういう方々とし、減免の方いたしました。この減免の方法といたしましては、年二回、四月並びに十月に一たんお支払いいただきました料金のうちから、基本料金の半額を還付するという事として、市報等に御案内の後、平成十一年二月より申請受け付けをいたしまして、そして平成十一年四月より実施をいたしたところであります。

○六番（萩野忠好君） 経過と取り組みについてわかりましたけれども、障害者は、やっぱり大きく分けると、身体、知的、精神、この三つに分けられています。しかし現在、スポーツを含めていろいろと一緒に協力をし合って、「障害者は皆一つ」という認識でいろいろの事業に取り組んでいるところであります。この減免範囲の中には、知的障害者と精神障害者についてなぜ入れなかったのか。ぜひこれは一緒に入れてほしいと思いますが、検討してください。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

当時、平成十年時でございますが、局内でも、本来は市の福祉行政の分野であることや、他都市の事例調査を行いました。その結果、全国的にも例が少なく、また九州では初めての試みであると。このことから考え、また企業財政なども考慮する中で論議を重ねて、二点に絞って判断、決定をいたしました。特別に入れなかったというようなわけではございませんし、また実施後の状況を見た上で財政面や福祉本来のあり方を考慮するという中でどうあるべきかを今後とも検討していきたいと、その当時は考えておりました。

○六番（萩野忠好君） 経過、内容などについて現状をお聞きしましたけれども、もうしかし、すでに四年目を迎えているわけです。それはもちろん財政面もいろいろ問題もあろうかと思えます。しかし、これはぜひ一日も早く実施されるようお願いを申し上げたいと思えます。この件についてひとつ市長、明るい希望が持てるように努力していただきたいし、その辺はどういうようなお考えでございましょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

「障害者は一つ」という議員の考えと私も全く同感でございますし、同じように認識をいたしております。

ただいま御質問の水道料金の福祉減免の件についてでございますが、これは中身につきましては、水道企業管理者の権限に属する問題でございます。その辺はしっかり確認をしておきたいと思えます。しかしながら、この問題は、本市の福祉施策にもかかわっておりますから、私の思いといえますか、意見を述べさせていただければ幸いに存じます。

この問題につきましては私も経緯を聞きましたが、これまで再三市議会で取り上げられているということを聞いております。議員御指摘のとおり障害というのは身体、知的、精神含めて一つであると私も考えておりますし、認識は同じでございますので、いろいろな問題点もあるとは思いますが、財政面さえクリアすることができれば、水道局として前向きに取り組んでいただければと、このように考えております。

○六番（萩野忠好君） やはり水道料金の調整額ですか、これが減少傾向にある、そしてまた財政面は確かにいろいろあるようです。しかし、この福祉減免制度をするために、今度水道料金の値上げをされると、またこれは困るわけでございますし、それは利用者負担の公平性に欠けるということも私は承知しておりますから、この件については、福祉関係と思われまますので、そのとき不足になるということになれば、やはり減免金額は一般会計から取り入れたらどうでしょうかと思うわけです。今後、この点については各課と十分な協議をしていただくように要望して、この件は終わります。

次に、配食サービスについてお尋ねします。

別府市の高齢者の現状について――課長が入りました、はい。よろしく申し上げます――お尋ねしたいのですけれども、六十五歳以上の高齢者人口とひとり暮らしのお年寄りは

何人いますか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

四月一日現在、六十五歳以上の高齢者人口は、男性が一万一千五百八人、女性が一万八千四百五十八人で、合計二万九千九百六十六人となっています。高齢化率は二四・二%でございます。そのうち、ひとり暮らしのお年寄り、男性が八百十九人、女性が四千二百五十人の、合計五千六十九人となっています。

○六番（萩野忠好君） 高齢者は二四・二〇ということですが、これは本当に多いですね。約四分の一になるかと思うのですけれども、本当に多いということで、びっくりいたしました。そのような中で、在宅福祉のサービスを各種実施しておるとおもいますけれども、配食サービス事業は、いつごろから始められたのでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

この事業につきましては、調理が困難な六十五歳以上のおひとり暮らしの高齢者などに対して定期的に居宅に訪問して、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の状況などの確認を行うことを目的にいたしまして、昭和五十四年度より開始しているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 昭和五十四年度からということですから、大変早く取り組みされたのだなと思っておりますが、それでは実施状況、十四年度の実績について、いかがですか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

平成十四年度の実績でございますが、現在六百九十四人の方が利用されております。延べで見ますと、年間に九万二千九百六十七食の配食を実施しているところでございます。

○六番（萩野忠好君） それでは、配食の個人負担額と他市の状況について、わかる範囲内で結構ですが、お尋ねします。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

介護保険の要支援以上に認定された者と介護保険の認定を受けていない者、その二種類に分かれています。介護保険の認定を受けた者については、一食単価が七百四十円で、個人負担が四百円となっています。また認定を受けていない方は、一食単価が五百円で、個人負担が百六十円となっています。双方とも三百四十円を市が補助しているということになっています。また、介護認定を受けている方は、七百四十円か五百円のどちらでも選択できるようになっています。

なお他市の状況でございますが、一食単価と個人負担については、大分市が七百円で負担額は三百五十円、佐伯市が七百円で負担額が三百円、中津市が七百円で負担額三百円。県下おおむね一食単価が九百五十円から五百円で、個人負担は四百円から大体百六十円となっています。

○六番（萩野忠好君） やはり長い間配食サービスをしていますと、お弁当の内容などについて利用者からいろいろと意見を聞いたことはございますか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

意見を聞いたかという御質問でございますが、昨年度、基幹型支援センターでは、関係者等を集め試食会を行ったり、また意見の集約をしております。また高齢者福祉課では、利用者からアンケート調査を実施しております。その実施の状況ですが、九五%の方がほぼ満足をされているという調査結果です。今後につきましても、試食会やアンケート調査、定期的にも行いたいなど、このように考えているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 今、皆さんの不満もないということで、しかも早くから取り組んでいるということは、まことに素晴らしいことと思いますが、これからも行政として、市長も言うておりましたように、「市民の目線で市民ニーズにこたえていきたい」と言っていますから、やっぱりよい事業は取り入れていただきたいと思います。

それから、もう一つこの配食について検討していただきたいことがございます。

先般、新聞に、大分市が障害者への配食サービスを開始するということが掲載されておりました。ちょっと読ませていただきます。「大分市は、七月一日から知的障害者と身体障害者を対象にした配食サービスを始める。自分で調理をすることが難しい障害者にバランスのとれた食事を提供する。一食七百円の半額三百五十円を週六食、昼食、夕食まで補助、補助分は国と市が半額ずつ負担。知的障害者は国の補助対象でないため、市が全額をする。配食業者は、すでに高齢者の配食サービスをしている業者に加え、障害者施設を運営する社会福祉法人などの参入も認める。食事を提供するホームヘルパーなどの利用者も多いため、利用込み数は十人と少な目に設定。当初予算には百九万円を計上している」、こういう新聞が出ておりました。大分市も障害者に対して優しいこういう配慮を考えて実施すると思いますが、ぜひ別府市も担当課で検討していただきたい。しかし、これにもちょっと精神という障害者が入ってないようでございますから、先ほど言いますように、三者一体であります。どうぞひとつ担当課で検討していただき、また次回のときにその結果をお尋ねしたいと思っております。ありがとうございました。

次に、措置費についてお尋ねをします。

今まで措置費でございましたけれども、ことしの四月から措置から支援移行ということになりました。これは障害者みずからが選択できまして、支援費制度に移って二カ月半たったわけではありますが、ひとつ担当課長、利用者などからの何か苦情があったでしょうか。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

四月一日から支援費制度が始まっております。現在までに在宅者の申請件数は二百四十六件、施設入所者の申請件数は三百二十九件ありましたが、事務事業、手続き等に伴う苦情はございません。

○六番（萩野忠好君） なければ、大変ありがたいことでもあります。しかし、これから先はまだ不安を感じている面もありますので、対応方をひとつよろしく願いを申し上げます。

それから、知的障害者と精神障害者の施設が、別府市には少ないのが気になります。これからこういうふうにご利用者が選ぶことができるといっても、別府市内に施設が少なければ他市まで行かねばならないということになりますので、このように障害者福祉関係の施設は、どのように策定させているのでしょうか、お尋ねします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

障害者福祉関係施設につきましては、別杵速見圏域が一つの地域としてとらえられております。その圏域内で障害者計画も作成されております。大分県日出福祉事務所を中心にいたしました会議におきまして、施設や定員数などについて検討をされております。その計画の中で認められた施設や定員数などにつきまして、施設が建設促進されるよう施設側に働きかけてまいります。

○六番（萩野忠好君） それから、入所判定について申請が、手続きがどのように変わってきたかということをお尋ねしたいと思いますが、措置費のときは、別府市役所の窓口で申請して、そして大分県の知的障害者更生相談所に行ってもらってありました。この支援費制度では、障害区分を障害福祉課が担当するというようになっておりますが、以前に比べて何か変わったこととか、そういうことがありましたら、感じ方を述べてください。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

四月から支援費制度に変わりましたが、申請書の様式は変わりましたが、障害福祉課での手続きは基本的には変わっておりません。従来の措置制度では、支援サービスの申請をした場合は、窓口で聞き取り調査を行い調査票を作成し、大分県更生相談所に送付いたしまして、更生相談所が保護者または障害者に面談をいたしまして判定をいたしていただきましたが、支援制度になりまして、入所等が決まりました時点で障害区分の決定をし、受給者証の発行を市町村が行うこととなっております。それには障害福祉課の担当職員が、保護者もしくは本人に面談をいたしまして聞き取り調査をしなければ決定できませんので、窓口に来られない場合は家庭訪問をし、障害者の家族、家庭の状況、環境などを調査いたしております。以前に比べまして、申請した障害者の置かれた状況やどのような支援が必要かといったことが、直接的により詳しく把握できるようになってまいりました。

○六番（萩野忠好君） いろいろそういう障害者の気持ちが増してわかったということは、大変いいことと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。最後の質問は、毎年国道十号線の電線地中化を行っておりますけれども、今も観光港の先、西側の歩道で工事をしております。私もこの工事については別府市が担当でないということは承知しておりますけれども、工

事に伴う車線を規制しているために、車がスムーズに流れず渋滞を起こしていることも時々見ております。電線の地中化ということは大変よいことであって、道路の景観とか、それから観光都市としては大変きれいになれば喜ばれると思いますけれども、私もこの四月の観光シーズン、それからこれから迎えます夏の、別府では一番入り込み客の多いシーズンにこういう工事がずっと続いたら、非常に観光客にもいい気持ちを与えないと思っております。また、知らない観光客の方があそこの一車線、歩道から急に真ん中の方に割り込みをされると非常に危険なことになってきますので、ぜひこれは早目に実は終わってほしいわけでございます。

そこで、ひとつお願いですが、これは観光シーズンを避けるように工事の発注時期を考慮していただきまして、そして、なるべく短期間にするため分割発注ができないかどうか。

それから、私も先般見ましたら工期の表示があそこに見当たらなかったのです、いつまでからいつまでというのが。それで、私もおかしいなと思って、二回見に行きました。しかし、やはり私が目が悪いんですか、ちょっとなかったことでありますから、こういうもろもろのことを考えて、やはりきちっとしたことを国土交通省大分事務所をお願いすることも、ぜひ土木課の方でお願いをしていただきたいということを申し添えます。もしわかる範囲内で結構ですから、この工事はいつから始まって、いつごろ、どこまで終わるのが教えていただきたいと思います。

この質問をもって終わります。皆さんの御静聴、まことにありがとうございました。

(拍手)

○土木課長(亀岡丈人君) お答えいたします。

議員御指摘の国道十号線の電線地中化工事のことでございます。これは現在、御案内のとおり国土交通省が西側の歩道に埋設しているものでございます。これは当然ガス、水道、下水道も同時に埋設しております。この工事は、本年三月までに九州電力から観光港の交差点までは一応終了しておりますが、現在工事中であります区間は、観光港の交差点から国道五百号、やまなみの入り口までの区間約八百メートルと聞いております。

議員の、本当に渋滞はだれでも車で移動する折に大変難儀する箇所でございます。ということで先般、議員からの御指摘を受けまして、国土交通省の大分工事事務所の方に問い合わせてみました。そういう結果で、その八百メートル区間を分割発注しているわけでございますが、この工事につきましては、十五年、今年の八月に竣工予定ということでございます。それで、一応西側の電線地中化 工事は終了ということでございます。

御指摘の観光シーズンを避けて発注、また工事の短縮、工期の表示、また車線変更の案内表示等、もろもろ私どもも国土交通省の担当官、また課長の方に申し入れを早速いたしたいと思っております。

○二十六番(原 克実君) きょうは、六月二十四日でございます。我が家にとりまして

は、喜ばしい記念の日になりましたので、きょうは終始笑顔でいきたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、議長にあらかじめ御了解をいただきたいと思ひますが、質問項目の二番から質問をしていきたい、このように思ひます。まず、二番は不妊治療対策についてということから質問をさせていただきたいと思ひます。

この不妊治療対策につきましては、昨年十二月にこの議会で取り上げさせていただきまして、今回で二回目でございます。この質問通告をする前後でございますか、いち早く大分市の情報が私どもに入ってきました。大分市も今回の議会にこの不妊治療について提案をしようという動きがあるということ。それともう一つは、それにこたえてかどうかは知りませんが、影響があったかということも、もしかしたらあるかもしれませんが、大分県も大体九月ぐらいをめぐりにこの不妊治療に対して公的支援を導入しようという動きがあるようでございます。私も昨年十二月にこの問題を取り上げました責任上、やはり何らかの別府市もこの不妊治療に対して公的支援を導入する時期ではないかな、このように思ひます。昨年十二月から早半年が過ぎましたが、その間、当局としてはどのような研究・調査をされたのか、その点からお尋ねしたいと思ひます。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

厚生労働省によりますと、不妊治療を受けている人は、約二十八万人と聞いております。これは、別府市の人口で割りますと、二百八十人ぐらいになるのかな。また、体外受精で生まれる子供の数は、年に約一万二千人、新生児の約百人に一人の割合と聞いております。五月時点でございますけれども、十六県五十一市町村が実施すると報道されており、先ほど原議員からの御指摘にありました大分市も実施し、今回補正を上げております。それから、もう前年から宇佐市もやっていると聞いております。

仮に本市で女性の対象者が、二百八十人の半数の百四十人としますと、多額の財源を伴いますけれども、少子化対策の一環として必要な事業であることは、十分に認識いたしております。

○二十六番（原 克実君） そこまでの研究と情報を収集しているということなのですが、具体的に、では、これをどのように実施するかということは、要するに財政的な面でなかなか踏み切れんというのが、今の答弁と私は解釈しております。でも、私も昨年、平成十四年、厚生委員会に所属しておりましたので、石川県、富山県に行きました。輪島市のことも昨年十二月に申し述べさせていただいております。その結果、私も輪島市に、その後の不妊治療に対する公的助成の中でどのぐらいの効果があつたのだろうかと思ひて調査をいたしました。やはり輪島市は、この公的支援は一助成については七十万円を助成しております。これは全国一でございます。その中でやはり言われたことは何かと申しますと、これは非常に公的治療をすることによって成果が上がりました、すばらしい、喜

ばしいことですよという回答が返ってきました。

今少子化対策の中で一番有力な手段として考えられているのが、この不妊治療、これがやはり社会的にずっとクローズアップしてきたわけですね。その社会情勢を考えたときに、財政的な措置がというよりも、財政は、これは年度によって組み替えとか、いろんな形でするわけですから、やはりむだを省きながら、必要なところにはどんどん予算をつけていく、これはもう財政当局また行政当局の手腕でございます。ですから、大分市も初年度は七十人程度、来年度はどのくらい程度の予算編成をするかわかりませんが、やはり少子・高齢化の中で子供さんを産み育てやすい環境づくりをするには、この不妊治療は、もう現在ではやはり治療方法といえますか、方法としては有効な手段ということで取り入れている地方自治体がどんどんふえているわけです。ですから、いよいよ国も来年度に向けてこの制度を導入しようとする動きがあります。しかもそれに地方自治体、要するに都道府県の県レベルでは、もうすでに京都府がことしの四月から導入しました。それから富山県が十月からスタートします。ですから、恐らく大分県も今年度中にはスタートするのではないかと思います。県単位でもこの不妊治療に対する制度導入をされておるわけですから、先ほど課長が言いましたように、もうすでに大分県も宇佐市が去年の四月から導入しております。今回大分市が、本来は私はこれは大体情報を得ておるのは六月からということだったのですけれども、八月からとなっております。恐らく県との調整があったのではないかなと思っております。大分市も導入をするようになりました。別府市も少子化の問題で、特殊出生率が十一市の中で一番低いのは別府市だと思っておりますよ。ですから、いち早く私は別府が、この制度を取り上げてしかるべきだと、このように思いますが、再度お答えを願いたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、多額な財源を伴いますけれども、少子化対策の一環として必要な事業であることは認識しておりますので、財政当局とも十分協議し、実現できますよう検討していきたい、このように考えております。

○二十六番（原 克実君） これは課長がずっと答弁して、私は苦しい答弁をしておるのだと思いますよ、実際言って。では課長、本来不妊症の定義はどこにあるのですか。医学的にどういうふうなことが定義として定められておると思いますか。そういうところから見たときに、やはり別府は、私が言っているように、方法はそれぞれの地方自治体で違うと思うのですけれども、これは一日も早くやはり導入すべきだと、このように思っています。課長は、財政が財政がと言いますけれども、やはりこの制度を導入することによってどれだけの人が勇気づけられ、そして喜ばれるか。これがやはり私は、本来地方自治体の考えるべき問題だと思いますよ。一人の子供さんが生まれる。これは私は、その家族のみならず、やはり地域周辺も含めて行政もが喜ぶ大きな問題だと思っております。ですから

輪島市でも、一人の子供さんが誕生することに対しての喜びというのを私たちは感じております、というのが行政マンの答えなのです。ですから、私はどうも課長の顔を見ておいたら、私は、きょう一日にここにしておくつもりなのですけれども、何かこう、答弁が重たいような気がするわけなのですよね。例えば、では大分県がことしの九月から導入する、そして大分市は八月からする、国も来年度から実施する計画をしておるようにあります。では、我が別府も財政当局といろんな調整をしながら、厳しい面もクリアしながら、例えば十二月ぐらいにはめどとして提案できますとか、来年の新年度にはこの制度を導入するような見込みがありますとか、本来はそういう答弁をすべきだと私は思うのです。これはもうずうっと課長がやはり研究した結果をあなたは答弁しているわけですから、ですから、これはやはり部長か助役、収入役もいます。市長でもいいですよ、一回こういうことについては、やはり一つの大きな政策として別府市が取り上げる必要があると私は思うのですが、この点はいかがですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

別府市の特殊出生率というのが、全国平均一・三三、東京都が一・〇一、それから大分県が一・四八、別府市が一・一五と、非常に全国平均よりも低いという状況があります。こういう中で、別府市としても少子化対策の一環としてこれに取り組みたいなど、内部ではいろいろ検討しておるところでございます。今、課長が答弁いたしましたように、国、県、大分市の状況を調査しまして、できるだけ早目に実施するように検討いたしたいというふうに考えております。

○二十六番（原 克実君） もう、全国平均は一・三二になっています。これは、一つは国の政策上もあるのですけれども、やはり不妊治療の一つは、別府市の新エンゼルプランの一環として私はぜひ取り上げていただきたい。大分県も、もう市長さんも知っておられるように、不妊に悩む夫婦に対し平成十二年六月より、県立病院の中に不妊専門相談センターが設置されておるのですよ。これね、皆さん当たり前のように思っておるけれども、別府市民の方でこの制度があるというのを、不妊に悩む御家族は知らない人が結構おると思うのです。これも保健医療課の役割だと思っておりますよ。県にもちゃんとある、そういうものが設置されておる、センターが。でもそれをどのように利用していただくかというのは、やはり行政の役目だと私は思う。ですから、県もこの不妊専門相談センターを設置しておるように、やはり別府市もそういう窓口があってもいいし、また公的支援の制度があってもいい、しかるべきだと私は思っておりますので、市長、これはぜひ取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

では、次に移ります。次は、介護保険制度についてでございます。

これも、介護保険ももうすでに介護保険制度スタートして三年を過ぎて四年目に入りました。今回、保険料の見直しがありまして、別府市が二%ですか、保険料の値下げをいた

しました。これは、日田市や大分市が保険料が上がっておるにもかかわらず、別府市が2%の保険料の値下げをしたということは大変喜ばしいことだと思っております。でも、今回、私はいろんな情報を収集いたしましたら、今回は大分県の第二期高齢者保健福祉計画、介護保険事業支援計画、通称言われる豊の国ゴールドプラン²¹が策定をされております。別府市もそれに呼応してかどうか知りませんが、「ゆうゆうらくらくゴールドプラン」を策定しておりますね。県の策定によると、今回の計画に介護保険施設、これが約千二百床増床計画になっておるようですが、その整備状況、これがわかれば教えていただきたい。

そしてもう一つは、現在市内の特養施設等に待機をしている、現時点で結構なのですが、大体何名ぐらいおられるのか、その点をお知らせいただきたいと思っております。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

第二次豊の国ゴールドプラン²¹によりますと、介護保険施設の整備目標量は、平成十九年度までに県内で千二百六床の増床となっております。介護保険の施設といたしまして、三施設のそれぞれの増床の内訳を御見込みとしまして、介護老人福祉施設一ヶ所前の特養でございますが一ヶ所プラス六百四十床、介護老人保健施設がプラス四百三十五床、介護療養型の医療施設がプラス百三十一床ということで、介護老人福祉施設が一番の伸びを見込んでおります。県内圏域では、大分圏域が三施設合わせて二百六十六床と一番の増床が見込まれておりますが、第一次介護保険施設整備計画との整合性や達成状況、あわせて圏域とのバランス等も配慮する必要があり、計画的な推進を図っている状況でございます。

また、市内の特養の待機者は、約四百名でございます。

○二十六番（原 克実君） 待機者が約四百名と言いましたよね。これは課長の答弁をよしとしたいと思うのですが、私は最近ある施設の方に行きました。ある施設一カ所だけで介護保険の第一段階から第五段階までの人が、この特別養護老人ホームに申し込みができるようになっております。一施設で二百人待機が起きました。ここはどこの基準をしているかわかりませんが、介護度二の人も特養に申し込んでいる人もおります。ですから、ランクの高い人から順番に入れるようにしているのか、そのあたりはそれぞれの施設の問題点もありますから、その内容には私は触れませんが、一施設で二百人程度待っているところもあるということです。そうすると四百人を超える可能性だって、私は正式に調べた場合は出るのではないかなと思っております。ただ問題は、今回の豊の国ゴールドプラン²¹の策定によりまして、県内で千二百六床整備が上乗せされるということは、非常に喜ばしいことだと思っております。これは国のゴールドプラン²¹にも、全国的には約七万床特別養護老人ホームをふやしていこうという計画の中で、本来は平成十五年までこの整備計画があったのですが、遅々として都道府県は進まないということで、今回の整備を平成十九年をめどに今回の策定がされているようであります。そうすると、やはりこれだけ大分

県内で千二百六床ふえるということは、別府の施設の入所の待機の方にとっても、これは望ましいことだと思えるのですけれども、その点はどうなのですか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

別府市にとりまして、市外の施設整備が進めば、市外の方で入所されている方が徐々に地域に戻ることとなりますので、市内の施設も別府市民にとってバランスのとれた望ましい入所形態に近づくものと考えております。

○二十六番（原 克実君） そうですね。この計画も、先ほどちょっと申し述べさせていただきましたが、平成十九年までの五年計画ということですから、この整備によってそういうことが別府市としても望まれるということでもありますので、我が別府市にとってもいいことではないかなと、このように思います。

もう一つは、現在、別府市の施設の中にショートステイ専用の施設が何床あるのか、わかりますか。

（答弁する者なし）

○二十六番（原 克実君） 今、このショートステイを実施している施設、これは私の記憶では七施設で、たしか七十床……、六十九床ですか、あると私は記憶しております。その中で国の方は、なかなかこの特別養護老人ホームの増床計画が、地方自治体が進まない、それで国の方としては、このショートステイとも、もし余裕があれば特別養護老人ホームとして実施してもいいですよという要綱が来ているのですね。別府市のショートステイの利用率は大体どのくらいあるか、その点、課長、掌握しておれば教えてください。わからなければわからなくて結構です。

○介護保険課長（杉田 浩君） 全体で平均しますと、六〇%ぐらいと記憶しております。

○二十六番（原 克実君） 六〇%程度といたしますと、約四〇%余裕がまだあると見ていいわけですね。そうしますと、国の方針から見れば、どうしても必要であればこの余裕のあるショートステイ等を、要するに待っている、待機がたくさんありますから、そういう方に転用してもいいという国の方針ですから、できればそのあたりを施設と介護保険課とがやはり話し合っ、できるだけそれが転用できるような方法を探っていただくのも、私は一つの手ではないかと思っておりますので、これはひとつ提案しておきます。ぜひ進めていただきたいと思っております。

それからもう一点は、今、別府市にさまざまな指定在宅介護支援事業者がおられます。だんだんとこれはふえてきておるのですけれども、平成十一年四月現在で十九施設だったのが、平成十五年の四月現在では二十七施設にふえてきております。数の上からは非常に充実してきておることでもありますし、私は喜ばしいことだとは思っております。ところが、中には事業所の規模によってアンバランスな事業運営も見受けられるところが、必ずしもないとは言えない状態に来ておる。その件について、当局としては何かの対策を考

えておりますか。これは、やっぱり受ける方から見ればサービス内容にばらつきがあるということですが、その実態の調査、そういうことを踏まえて行政としてはどんなことをやっているのか、お尋ねします。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

介護保険制度も施行後三年がたちまして、普及と定着が進み、利用料も順調に伸びてきていますが、第二期目を迎えた今、介護サービスの質の向上や適正なサービスの提供が行われているかという観点から、介護サービスの内容と費用の総点検を行う介護給付適正化事業の取り組みを始めております。特に介護保険料を預かってこの制度を運営しています別府市といたしましては、いろいろと問題や御指摘があるようなことが、そういう事業者に対しましては、県との連携のもと公正・公平なサービス提供が行われますよう、指導等の強化を図っていきたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） これは、ぜひ今後必要なことだと思いますよ。施設がふえればふえるほど、やっぱりそういう問題点が出てくるようです。これは他の地方自治体もやはり問題視しておるのですよ。ですから、中には第三者的な機関を置いて、いわばオンブズマン的な制度を取り入れている地方自治体もありますので、そういうものを参考にしながらぜひこれはやっていただきたい。そして、市民が適切な、いいサービスが受けられるような介護制度に持って行っていただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、介護保険の最後なのですが、昨年から介護保険の軽減制度を導入していただいて、低所得者の方は非常に喜んでおります。ただ内容につきまして、ちょっとまだ不適切な、不適切と言ったらおかしいかもしれませんが、ちょっとまだ制度そのものがわからない人、それからまた内容等によってはまだ検討しなければならないものが多々あると思うのですが、昨年の介護の軽減制度を利用した人数と金額、それだけちょっと教えてください。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

十四年度の軽減の結果でございますが、第一段階の被保険者が、申請者が十九名中、軽減となった人が十六名、金額で十五万三千六百元、第二段階の被保険者で申請者が百四十一名、軽減となった人が百九名、金額が百五万七千三百円、合計で申請者百六十名中百二十五名が軽減となり、額としては百二十一万九百円でございます。

○二十六番（原 克実君） まだまだ当初見込んだ対象者が非常に少ないということは、やはり制度そのものにちょっと私はひずみがあると思います。それはどういうことかといいますと、私は、前回の十二月でもこの議会で軽減制度をもっと拡大してほしい、もっと受けやすい制度にしてくれんかということで申し述べました。ところが、平成十五年度の介護保険料の軽減措置については、もうちゃんと印刷ができておりまして、前年度とおりでございます。前年度とおりということは、今回いろんなPRをしても、今の人数からそ

んなに何倍もふえるようなことはないのではないかと私は思っております。これはなぜかといいますと、老齢福祉年金で生活する方それから年金で生活する方は、今回の制度が導入されて利用はするけれども、結局介護保険料が年金から天引きされて、非常に生活がしにくい。ましてや今回、年金が〇・九%下がりました。年金生活の方は、非常に苦しんでおります。ですから、私は、せめてこの介護保険の軽減は、国が認めておる生活保護水準に合わせたある程度の措置をせねばいかん、このように思います。

私が、社会福祉課と介護保険課の措置の金額にどのくらいの差があるかと調べました。そうしたら、六十五歳から七十歳を基準とした場合、ひとり暮らしの方が約二十万年間に所得の差があるわけですね。ということは、介護保険で軽減措置を受けている人の方が、生活保護を受けている方よりも低いわけです。ですから、当然そこに矛盾が出てくるわけです。ですから、せめて生活保護が国の最低基準の文化生活ができる基準額であるならば、やはり介護保険の軽減もひとり暮らし、また二人暮らし、三人暮らしの措置によって多少は格差が出てくると思いますけれども、このレベルまで上げてやはり私は軽減の措置をしてもいいのではないかな、このように思うのですが、その点いかがですか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

生活保護の基準モデルといいますか、とり方には幾種類かのモデルのケースがあるかと思えます。私のところがとった基準と議員さんのおっしゃられる基準で、確かにそこら辺でとり方によればそのくらいの格差が生じることも承知しています。そこら辺で私たちも中身を検討する中で、そこら辺の御指摘の分は前向きに検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○二十六番（原 克実君） これは、例えば医療費の問題それから介護保険料の問題、生活保護者は優遇されていますね。要するに年金暮らしの方はそれが無いわけです。だから、地方自治体はその軽減措置を、要するに国の措置にかわってしていこうというのがこの軽減措置なのですから、やはりそのバランスは確かにあります。ありますけれども、国が定めた七十歳なら七十歳、六十五歳なら六十五歳の規定の生活保護水準の下限をとるか上限をとるかということは、これはいろいろ問題があると思えますけれども、できるだけその措置を生活保護者水準に近いレベルで私は上げていただくのが一番いいのではないかな、このように思いますので、できれば、部長、どうですか、この制度についてもう少し今年度見直す予定はないのですか、あるのですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、介護保険の課長が答弁したとおりでございますが、いろいろまだ解決しなければならぬ問題、六十五歳以上七十歳、七十五歳、そういうものを内容を把握しまして、生活保護と約二十万の差が出ておる、七十歳のところでは出ておるといことも私もよく知っております。そういうものを内部で調整して、できるだけ早目に合わせるようにいたした

いと思います。

○二十六番（原 克実君） では、前向きに検討するということで了解しましたので、一応これはこの程度で終わらせていただきたいと思います。

では次に健康増進、健康増進というよりも私のあれは、市民の健康増進についてということで質問をさせていただいております。これは議案質疑でも多少触れましたので、もう余り言いません。一つだけ言わせていただきます。

教育委員会の施設の中で、温水プールというのがあります。温水プール、これは平成七年にオープンしてから非常に利用率がいい。でも、これは非常に、最近ここ二、三年利用者が減少してきておるのですね。教育委員会はわかりますね。利用者はだんだん減ってきております。約八万人毎年利用しておったのが、六万七千か九千台ぐらいに落ちてきた、一万数千人利用者が落ちてきております。ここはいろんな原因があるのではないかと思いますが、やはり温水を使つての健康管理というのは非常に有効だと言われておるわけです。ですから、もっともっとこれを市民が有効利用できるような促進方法を考えていただきたい。

それともう一つ。私は、先ほど障害者の問題で水道料金の減免の問題も出ましたけれども、今回、あそこの温水プールが、障害者の使用料を減免というか免除したというふうに聞いておるが、どのようになりましたか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

今回、温水プールにつきましては障害者の方本人から直接苦情のようなものがありまして、他市に比べましたら、大分市等は早くから障害者に関しましては免除している、そういうふうな情報を聞きまして、私の方も早速取り組んで、初めに聞いたのが四月ぐらいだったのですが、それからすぐ対処しまして、市報の掲載に間に合うようにして、六月一日から障害者に関しては手帳を持っていればすべて無料、そういうふうな措置をとらせていただきました。

○二十六番（原 克実君） これは障害を持つ方にとってはすばらしい、喜ばしいことだと思います。今まで温水プールを利用するにしても、なかなか障害者にはハンディがあつて行けなかった。今回の免除制度によって、やはり障害者に対する希望、それと健康づくり、いろんな観点から利用されて促進ができるということは非常に喜ばしいと思いますので、本当に御苦労さまでした、ありがとうございました。

もう一つ、コミュニティーセンターについてひとつお尋ねをしたいと思います。

コミュニティーセンターは、これが江戸時代の建築様式を取り入れた和風づくりということで、平成七年三月から運用されております。隣接地に相撲練習場が完成したのが平成九年ですけれども、ここが平成十四年四月より別府市総合振興センターから別府市観光協会に管理委託がえしてあります。これは条例改正をしました。私たちもこれは知っており

ます。ただ今回、観光協会があつた部屋に入つたからいいとか悪いとかいう論議ではなくて、本来このセンターの活用方法、これがコミュニティーセンターという名のもと、あそこがオープンした。ただし、その前のいきさつというのはいろいろありました。何か芝居小屋とかいろんなことも含めて江戸時代のすばらしい建築様式の和風づくりができたわけですが、市民の皆さんから見ると、これは現状非常に使いにくいという苦情があるのです。

もう一つは、あそこにあつただけの立派なお風呂があります。これは、割りかし周辺を含めて皆さんから喜ばれているのです。しかも、これは改善をいたしました。何年ですか、平成十三年からですか上野口周辺に個人の温泉が何カ所かありました。それが事情によって閉鎖をいたしました。本来、このコミュニティーセンターを建設するときもいろんな曲折があつて、地元の人にもっと使いやすいようにしてくれとかいう要望があつた。そのとき、この温泉ができて、一人二百五十円、それから子供が百二十円という料金設定がなされておつたのですが、それで終わつておつた。ところが、周辺の温泉が二カ所閉鎖によって、地域の自治会を含めて要望があつて、私もこれは教育委員会の方に申し入れをして、制度を変えていただいた。その結果、回数券をつくっていただきましたね。十回回数券をすると一回が二百円になります。それから三十回券を購入すると、一回が百五十円で入浴できる。しかも別府市内の七十歳以上の高齢者については、百円で利用できるというふうに変更をしたわけです。でも、この制度ができながら、コミュニティーセンターが本来の地域や別府市民のための施設でありながら、これを知らない人が結構まだおるのですよ。だから教育委員会も、せつかく地域住民を含めてこの温泉を幅広く市民の皆さんに利用していただくという制度をしておきながら、この制度の普及に努めてない。もっともっと教育施設であるならば、例えば振興センターに委託をしたとしても、このPR方については教育委員会がすべきだと思いますが、いかがですか。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） お答えいたします。

休憩のための場所がないとかいう、そういった使いにくさ等もちょっと耳にしております。別府市コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例の施行規則の第七条に使用料の免除等がありまして、入浴者が、入浴後休憩のため談話室を使用する場合、一時間以内に限り使用料を免除するとあります。実は市民の方々が知ってないのではないかという原議員の御指摘でございますので、こういった内容につきましても、今後、使用される方々に周知徹底して、コミュニティーセンターがより充実したセンターとして役割を果たすように努力してまいりたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） 課長、それはいいことです。でも、市民の皆さんにはこの談話室とかありますね。今、使用料を取って使用させていただいている分があります。でも土曜とか日曜にどの部屋を開放するかという掲示もありません。もし、では市民の方がこ

の談話室を使わせてくれと借りてしまった場合は、例えば日曜日全部使った場合は、もう部屋はないわけですね。だから、本来のコミュニティーセンターは、やはり市民が集える場所がないといかんわけです。それが、今、入居しておる観光協会がある場所だったので。課長、一回行ってみてください。では、今までの例えば市民の談話室それから休憩場所、これは市民の憩いの場ですよ、無料で憩える場所。そこが観光協会の隣に約四畳半、自動販売機が一つに長テーブルにイスを二、三個置いておるだけ。もうこれは何をいわずや、トイレよりは広いですよ、若干。ああいうところに押し込んでしまっている。そして堂々と、本来お客様を温かく迎え、市民にPRすべき観光協会がでんと座ってしまっておる。だから、本来あの施設は、観光協会が使うべき施設ではないのです。あれは市民が使う施設なのです。そして、あそこは、あの周辺に来る、おふろに入りにくる観光客、または多目的ホールを使用する市外の人たちが使う施設なのです。その多目的ホールも使いにくいし、何やら芝居小屋風につくっていますから、升席を取るだけです。あれは本来は多目的ホールというならば、もっといろんな面で使えるように、私は中は改善してもいいと思うのですよ。外見はもうあれだけすばらしい江戸時代の和風づくりですから、中は使いやすいように多目的ホールも改造してくださいよ。そして、本来の市民の多目的に使う休憩場所、あそこに観光協会が入るべきではなかったな。あの条例改正したのは、私たち議会も含めて、これは間違っておったかなと今思い出した。やはり土曜・日曜なんか行ってください、観光客がいっぱいですよ、観光客、市民の方。観光客か市民かわかりませんね、服を着ていますから。今、浴衣着て夜来る人はおりませんから。夜の九時まで営業です。でも、土曜・日曜は多いです、あそこは。駐車場も一部は建築住宅課が管理しておった市営住宅を取り壊してまでもあそこに駐車場をつくったのですから、立派な施設ですよ。相撲場もある。温泉もあり多目的ホールもある、談話室もある。でも、肝心かなめの市民が集える、憩える場所がない。それは何かというと休憩室がない。だから、本来のコミュニティーセンターであるならば、そういうところも含めて内容を整備し直す。これは一回早急に検討するべきだと思います。観光協会の方には申しわけないけれども、私は、観光協会があのかのコミュニティーセンターに座るべきではない、このように思います。

それともう一つ。これが私は教育委員会にお願いしてつくっていただいたコミュニティーセンターの高齢者入浴券サービス、これが毎年切りかえてやられております。それも先ほど同僚の岩男議員が言いましたけれども、これも年度ですしていますので、例えば申し込んで、十二月に申し込んだら、次の年度までの三カ月しか使えんわけです。ですから、申し込んだ日から一年使用であれば、四月から三月まで使えるわけですから、そういうことを含めてやはり検討すべきだと思いますよ。ぜひ、この点は改良の余地があるのかなのか、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） お答えいたします。

コミュニティーセンター、本来の施設の役割等あると思います。前向きに検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○二十六番（原 克実君） ぜひそのように検討していただきたいということで、課長の答弁をよしといたします。

では次に一番に戻りまして、市長の政治姿勢についてということで質問をしていきたいと思ひます。

議案質疑から、午前中の質問をいろいろ聞いておりました。市長の行財政改革については、市長の考えは非常に新鮮な、いい方向で行えると私は確信しております。やはり市長の公約の中で、「市民の目線をモットーに」ということを言われております。これは普通なかなかできるものではないのですね。よく学校教育なんかは、「子供の目線に」ということを言います。私たちが政治というのは、何のためにあるのか、やはり市民のためであり住民のためと思っておりますから、やはりこの市民に目線を向ける、市民の方を向いて対等に語り合いながら政治を進めるということは、私は一番いい、根本的なものだと思っております。ただ問題は、市長がこれから行財政改革を進めていくには、いろんな難問もあると思ひます。いろんなことも出てくると思ひます。でもやはり、ことわざにもありますように、「初心忘るべからず」。初心をしっかりと持って行財政改革を進めていただきたい、このように思ひます。

市長は選挙が終わって当選されて、いろんな方がいろんなことをよく言っております。私も市長の人柄というのは、昭和五十八年に初当選させていただいて四年間、一緒にこの議席をともしたことがありますので、よく性格はわかっております。私は、言い方は悪いかもしれませんが、「今回の浜田市長さんはどんな人か」、こう言う人が多いのですね。人柄はいいと聞いておるけれども、やはりまだ市長がどういう手腕の持ち主かということがわからない。ただ、そこでよく言われるのが、「あの人は革新市長だな」。これはいろんなマスコミを通じて聞いておりますから、「革新市長」と言う。当然言われるわけですが、今回は、市長は無所属で出ました。革新系の市長ということは間違いないのですけれども、今まで全国津々浦々いろんな革新系の市長さんが誕生してきました。それから東京都知事さんも過去には誕生してきております。そこでやはり革新系の市長さんが一番つまづいた問題、それから行財政改革なのです。ですから、そのあたりを、私はいろいろ言いません、革新系といったら旧社民党もあれば共産党系の首長さんも結構おりました。でも、それができなかったのは行財政改革だけなのです。だから行き詰まるのです。だから、やはり行財政改革を根本として行政運営をしていくならば、私は開けた市民政治ができるのではないかな、このように思っておりますので、その点をぜひ浜田市長にお願いをしておきたい、このように思ひます。

次に移らせていただきます。その中で、市長の政治姿勢ということの中で観光振興と温

泉行政ということでございます。

これは、市長が言われているように、観光行政は、市長が所信表明でも述べておりますように、本市が直面する緊急の課題、別府観光の再生を第一に取り上げております。これはいいことだと思います。でも、この再生ということが、どういうふうな再生方法をするのか。これは所信表明の中にもありますけれども、並み大抵のことではないと私は思っております。

私もこの数日前、市長さんも行きました、「二〇〇三かおり風景フォーラム・イン別府」。これは全国からいろんな方が見えておりました。これを私は聞いておりました、ずっと講演を聞いておりました。すばらしい講演。これをすばらしいと思う人と思わない人がおったかもしれません。でも私は、あの女性の方の講演というのを、これは関心深く聞いておりました。私は、かおり風景の中に何を感じたかということ、一つだけ観光行政と温泉行政で述べたいと思うのです。

よく市長も御存じのように「灯台もと暗し」というのがありますね。今回、この講演の中で、要するにその地方はその地方の香りがある。その国はその国の香りがある。ですから、別府は別府のやはり香りがある。それを言われたときに、果たして別府の人たちが本当に別府の香りを認識しているのかどうかということが第一点に上がったのです。今まで私は、この議場に議席を置かせていただきまして二十年です。前の十三番議員は四年と言いましたけれども、私は二十年置かせていただきました。ずっと一環して観光行政、温泉行政を取り上げさせていただきましたから、二十年間の私のこの議会での一般質問をひもといてみれば、私がどういう観点で行政に提案をしてきたかということは、もう一目瞭然ですからわかると思います。ですから、そういうことはもう言いません。ただ問題は何かといいますと、その灯台もと暗し、別府のよさを私たち十二万五千市民が感じてないのではないか、別府の香り、におい、よさというものを感じてない、私はこのように思います。それはなぜかといいますと、例えば後で議員が言われると思いますけれども、私は、脇屋さん、それから中村さん、井上さん、そして今回は浜田市長ですね、四人の別府の市長にめぐり会いました。その当時、脇屋さんの時代に「観光目安箱」というのを置いたのですね。置きました。この中にもいろんな観光客から別府を見る思いというのがつづられてきておったのです。これを私は議会でも取り上げましたし委員会でも取り上げましたし、いろいろ曲折がありました。ところがある一時期、もう脇屋さんが落選しておらんようになりました。そして次の中村さんの時期になりました。だんだん終わるころになったら、この「観光目安箱」が一つ消え、二つ消え、三つ消えていくのです。「何で、何で『観光目安箱』がなくなるの」と私は言ったのですよ。そうしたら、「もう古くなりましたから、もうありません」、「古くなったらつくればいいじゃない」と言ったら、「いや、内容は幾ら読んでも毎回観光客から言われる苦情、同じことですから」と言うのです。その一番

が何かと云ったら、客引きの問題だったのです。それからサービスが悪い。施設が悪い。これが全体の約七割を占めておるのですよ、別府市は。「普通」まで入れますよ、「普通」まで入れますと、約六割から七割を占めておる。ここを感じ取りきる人がいなかったということです。「普通」を入れて、「悪い」と「普通」が六〇%もあるような観光地は、観光地のランクからいくと、A、B、CのDぐらいですよ。いい観光地はAランクですよ。その次がBランクですよ。そこを私は原点を忘れておったのではないかと、今自分も反省しながらこの議場で私は市長にお願いをするわけです。

この別府のよさを忘れてる。それは何か。観光客の気持ちを受けとめきれなかった、ニーズを受けとめきれなかった。だから別府は、だんだん離れていった。ところが黒川とか湯布院温泉。湯布院温泉も今は曲がり角と言っていますけれども、それなりに努力をしております。観光客がまだ、あんな人通りの多いところに、物が高いところと言いながら、どんどん来ておる。でも今、九州で一番は黒川温泉ですね。あれは本当に素晴らしい観光地だ。では、何か特別な施設があるか云ったら、別にないのですよ。それは、観光地としての要するに魅力、それがあるわけです。泊まりに来る方から言わせれば、「あなたたちは何を感じるのですか」とマスコミの方がインタビューをしておりました。そうしたら、「遠い昔のふるさとを思い出させてくれる」。ですから、都会におる人は全部田舎から出ていった人なのです、ほとんどが。その人たちが昔、二十年、三十年、四十年前の自分のふるさとを思い出させてくれるのが、黒川温泉なのです。だから別府は、やはり国際温泉文化都市としての伝統とよさがある。そのよさをどうしていくかということが、私は、今後観光行政と温泉行政に取り入れなければならない大きなテーマだと思いますが、いかがですか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府としては、別府八湯の取り組みということで、温泉課、八湯ごとの特色ある温泉施設を整備いたしておるところでございます。平成十三年度に亀川温泉郷、海岸保養型温泉地として浜田温泉、別府海浜砂湯、それで平成十四年度には、堀田温泉郷といたしまして、田園保養型温泉地として堀田温泉を整備いたしておるところでございます。今後、別府温泉につきましては、竹瓦温泉は別府のシンボリックな温泉施設でございますので、観光客にも人気があります。それは屋内、砂湯と普通浴を有しているということでございます。施設の老朽化の部分の整備を図っているところでございます。このように八湯については、地域の特徴と時代の要求する温泉施設としての整備を図っていきたいというふうに考えております。

ソフト面でございますけれども、温泉課の取り組みとしまして、別府八湯の色を温泉のれんの色や市営温泉の案内マップの色など、気持ちよく入浴していただくようにもう一度整備を目指しているところでございます。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

今、「かおりフォーラム」の星野知子さんの講演の内容についての感想を述べていただいたというふうに受けとめました。私も、あの講演を聞きながら非常に感動を覚えた一人でございます。やはり香りというのは温泉の香り、別府に空港をおりてずっと来るときの景観、湯けむり、そういうものを含めて別府の香りのすばらしさをほめていただきました。それを別府の市民が、十三万市民がどれだけ感じていますか、という問いかけがありましたね。そこを私は非常に重要に考えたい。そして今、いろんなボランティアでまちづくりを心がけている方、別府の再発見をしていただいております。もちろん地域に住む人もそうですが、来ていただいたお客さんに対してもそういうもてなしの心が、少しずつ私はできつつあるなという実感をしております。

そして、私が就任して以降、やはり別府再生にかけるということを表明してから、大げさですが全国の別府出身者の皆さんから、全然私の知らない、名も知らない方々からも多く提言、さらには激励をいただきました。とにかく私は、ふるさととは別府です。今は離れて何十年も帰っていません。しかし、寂れていく別府を見るに忍びない。別府のよさは自分が一番知っている。いつか帰ってみたい。そういう言葉をいただいたときに、これは別府観光再生、かつてのにぎわいのまち、誇れるまち、日本一の温泉湧出量を誇るこの別府再生に向けて頑張ろうという気持ちを持ったことも事実でございます。そういう意味で私は、「かおり風景フォーラム」で自分のヒントも得ましたし、また皆さんの御指導をいただきながらそういう観光再生に向けて不退転の決意で取り組んでいきたい、このような決意を申し上げたいと思います。

○二十六番（原 克実君） そのとおりですね。私も今回のフォーラムを聞きながら、自分の、何と申しますか、原点に返ったような気がします。と申しますのは、私は昭和三十五年に別府に来て一番先に働いたのがサービス業でございます。ですから現場主義です。現場を歩いてきた人間です。ですから、観光のよさも悪さも全部わかっておるつもりなのです。ですから、私は、県外に出たときの県外の人たちの別府への思い、そして別府から県外に出ていった人の別府への思い、そういうことも含めてやはりまちづくり、人づくりをせねばいかなのではないかな、このように思っております。ですから前の市長は、一つ見れば、別府を一つの応接間として見てくださいということを言っていました。でも、大きな応接間がよくなりませんでした。その応接間は何かということ、やはり私たちが住む場所であり、そして居間です、リビングルームなのです。そのリビングルームに県外の観光客の皆様、そしてまた別府をふるさととして出ていった市民の皆様が帰ってこれるリビングルームをつくるかどうか、これが私は観光の原点だと思っております。ですから、その面から見たら、私は、市長が考えている今後の観光行政に大いに期待をしております。私もいろんなことをまた自分の議員生活の初心に返って、今から市長と相対しながら観光行

政についていろんな提言をさせていただきたいなと、このように思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

あと福祉行政、教育問題、環境問題と三つ残りました。これは九月の一つのテーマとして残しておきたい、このように思いますので、最後はにっこり笑って終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後五時 九分 休憩

午後五時二十八分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○九番（黒木愛一郎君） 職員の皆さん、最後ですので、お疲れのところ三十分ぐらい我慢してください。

まずは市長、おめでとうございます。初めてお話ししますが、別府のために観光立市別府、お客様がたくさん来るように、ゆっくりと飲みながらでも話したいものです。（笑声）。

新人議員の六人の皆さん、おめでとうございます。本当に議員になりいろいろとわからないことがあれば、先輩議員で優しい人がたくさんいます。何でも聞いてください。市長とともに別府のためにということの基本姿勢に、

頑張っていきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

市長の政治姿勢について。まず憲法について。

ちょっと大げさに質問を出しておりますけれども、まず市長は、市議二期、県議四期、旧社会党、社民党の議員としてやってこられ、昨年社民党を離党し、市民党として出馬されたわけですが、今でも本当の市民党と理解してよろしいのでございましょうか。よろしくお願ひします。

○市長（浜田 博君） 無所属、市民党を貫いております。これからもしっかりそれで頑張ります。

○九番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。「市民党」と「自民党」とは、平仮名で言えば近いわけです。（笑声）我々自民党清新会は、自主憲法制定を党是としております。社民党は護憲の立場をとっていますが、市長自身、市民党と言っていますが、今の立場は、護憲でしょうか。よろしくお願ひします。

○市長（浜田 博君） 「自民党」と「市民党」の名前が近い、さらには、市民党になったから、即自分の気持ちは切りかえるべきだという御指摘があるのかもわかりませんが、現在の私の考え方を少しだけお話をさせてください。

憲法の考え方ということでありますから、日本国民として現有の憲法を遵守するという

ことは、私は当然であろうという立場を今はとっております。しかしながら、今の憲法を絶対に変えてはいけませんよという、そういう姿勢でもありません。当然のことながら、憲法発布以来もう五十数年という年月が経過をいたしておりますから、世界情勢等の変化によりまして、憲法を改正する論議がなされているということも十分認識をいたしております。いずれにしても、私は国民の声、県民・市民の声を十分聞いて判断をしていきたい、このように考えております。

○九番（黒木愛一郎君） わかりました。国民の世論も改憲の方向に向かっております。北朝鮮問題も含めて議論が盛り上がっているところですが、別府市議会としてこのような問題に何らかの決議をするときには、協力をよろしくお願い申し上げます。

これで、一番の憲法については終わります。

次に、A P Uの評価についてお尋ねいたします。

私事ですが、私の娘もことしの春からA P Uに入学し、学生生活を送っているところであります。近年、A P Uの評価が高くなっており、学生の質も高いと聞いておりますが、そこに通う自分の娘もしっかりと勉強して、立派な社会人になってもらいたいと思っております。

ところで、質問に入らせていただきます。二〇〇〇年に立命館アジア太平洋大学が開学して四年目を迎えましたが、市内に在住する外国人留学生数について、過去四年間の推移と本年の外国人留学生数をお聞きしたいのですけれども……。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えをいたします。

市内の外国人留学生数は、平成十一年度百十三名、平成十二年度六百八十八名、平成十三年度千三百五十八名、平成十四年度千八百三十九名となっております。本年の五月一日現在で市内に住んでおります留学生数は、六十七の国と地域から千九百五十一名となっております。その内訳は、A P Uが千三百八十九人、別府大学が五百三十二人、溝部学園短期大学が三十人となっております。

○九番（黒木愛一郎君） 市内には多くの留学生が生活していますが、立命館アジア太平洋大学を誘致するに当たり、県や別府市は、大学に対してどのような支援をしたのでしょうか。お願いします。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えをいたします。

立命館アジア太平洋大学を誘致するに当たりまして、設置経費の二百九十七億円のうち、大分県が百五十億円、別府市が四十二億円、別府市の市有地を四十一・六ヘクタールを無償譲与してございます。

○九番（黒木愛一郎君） これだけ多額の補助をしてA P Uを誘致しましたけれども、このときに外国人留学生が別府で生活することにより犯罪がふえる、いろんなことを言われ三年が経過しましたが、現在、別府市内に約二千人の外国人留学生が生活していますが、

別府のまちはどのように変わってきたのか、またどのような効果があったのか、お尋ねします。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

A P Uの学生は、現在三千五百人を超えています。この三年間にA P Uの学生数だけ若者の定住人口が増加いたしましたし、大学開設に伴います経済的な波及効果があったものと思われまます。しかしながら、一部の留学生によります犯罪や国情の違いによります交通事故や違反もあったことは事実でございます。しかし多くの留学生は、勉学に励みながら別府市の国際化のために協力をさせていただいております。市内では、これまで多くの留学生と市民が交流事業やイベントなどにも参画していただいておりますし、例えば別府市では、市内の小学校に国際理解教室を開催いたしまして留学生を派遣し、そこで子供たちに国際感覚を養う授業も実施してございます。昨年の実績を申し上げますと、平成十四年度で十四回開催いたしまして、延べ留学生五十九名が派遣をしてございます。

また、ユニークな事業といたしまして、関西汽船とタイアップし、世界の留学生と別府市民の国際交流の船の事業を実施いたしました。今年で三年目を迎えますが、市民五百名、留学生五百名によります船上交流を実施してございます。

そのほか、別府の祭りやイベント、市内の各団体や自治会との交流事業も実施してございますし、現在、別府市内には百十三件のホストファミリーの登録がA P Uでございます。平成十四年度の実績では、ホームステイが三十二件、ホームビジットが二十四件となっております。

留学生の宿舎でございます大分学生交流会館や別府市の国際交流会館では、留学生によります市民対象の中国語、英語、韓国語、フランス語などの語学講座の開催や、また昨年からは、七月に開催されます海の日清掃ボランティア活動にも参加していただいております。

市民と留学生が、今後共生できるまちを目指しながら、国際色豊かなまちへと変わりつつあるというふうを考えてございます。

○九番（黒木愛一郎君） このように国際色豊かな大学や私学に多くの学生が別府に定住することの効果は、別府にとって非常に大きいと思いますが、私立大学にはどのような支援をしているのでしょうか。お願いします。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えをいたします。

A P U開設後には、平成十三年度は、学校法人別府大学に三十四号館等新設工事費補助金といたしまして一億円、平成十四年度には、学校法人溝部学園に介護実習棟建設工事費補助金二千三十七万六千円を補助してございます。

○九番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。ところで、先ほどの憲法問題に戻りますが、憲法第八十九条では、ちょっと読ませてもらいますけれども、「公金その他の公の

財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育、若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用の用に供してはならない」と規定されていますが、私学への助成については、これまでAPUや別府大学に対し補助をしてきた経過がありますが、法律の解釈としては、私学への補助は現在認められていますが、過去には憲法問題として裁判で争われた経緯があります。八十九条を文字どおり解釈すると違憲のように私は思いますが、現実の政治上、法律上の解釈では合憲ということになっています。一言一句憲法を変えるなという護憲の姿勢では、現実の政治は成り立ってはいきません。先ほどの当局のお答えのとおり、多額の補助を別府市も出しておるわけですので、柔軟な考えで市長も市政に取り組んでいただきたいと思います。

これで、次の質問に入りたいと思います。

市長の選挙の公約について。

三十人学級につきましては、きのう我々の同僚の山本議員が質問しましたのでと思ったのですが、きょうの朝ちょっと新聞を見ましたら、一応きのうの議案質疑の中でも、「まだ決定事項ではない、県との協議の内容、内部協議も十分になされていない、これから検討しながら、時代の流れを見ながら実施に向けて努力をしたいと思う」という答弁であったと思います。しかし、先ほど言いましたように、きょうの新聞を見てみますと、「来年度から小学一年より実施したい」、この報道がなされておりましたが、いつ、だれが、来年度の実施を決定したのでしょうか。お願いいたします。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

昨日の議案質疑のときにも申しましたが、私どももそういう来年度から実施というようなことは言うっておりませんし、ただ、私どもは、これから後、これはもう県との協議事項になっておりますので、前向きに県と協議をさせていただきたいというふうに思っております。（「新聞報道はうそか、それなら」と呼ぶ者あり）

○九番（黒木愛一郎君） やはりこういうことは、実施をするということだけが何かひとり歩きをしている。これは、やはり確かに市長の公約の中で三十人学級という思いが強いのかもしれませんけれども、やはり言葉とか発言というのは、活字に残ってくるわけです。確かに市長の先ほどの、「公約に一步でも近づきたい」という気持ちはわからなくはありません。素直な気持ちだと思います。しかしながら、きょう新聞を見たときに、やはり市民の皆さんも、「あ、これでできたのかな」と思う人もいるでしょうし、しかし、我々も、皆さんは恐らくびっくりしていると思います。やはり行政が政策を実行するときには、いろいろな意見を聞きながら協議を重ね、財源的な裏づけ行い、もちろん議会において市の議論を重ねて初めて実施するものだと考えております。慎重なる対応・発言をしていただくように要望いたします。

それに、きのう、三十人学級にしたら、一人一人の子供に目が届くというようなお答えが出たかと思えますけれども、それよりも教師の質を上げる方が大事ではないかと思えます。やはりいろんな問題も起きている中で、やはり教師というのは周りから見ると、一人の人が悪くなっても、周りは「教師が悪い、教師が悪い」となるわけですよ。やはり教師出身の市長であれば、まずそういうところから変えていかないと、ただ三十人学級にする、人数をふやすと、これは行革にも逆行するようなことにもなると思うのですね。だから、まずは教員の質を上げて、それから行うのならだれも文句言わないと思えますよ。そのことの方が大事ではないかと思っております。

時間も進んでおりますので、この件につきましては終わりたいと思えます。

次に住民投票については、きょうも堀本議員、岩男三男議員がいろいろと言っておりますので、私の言うところがなくなりました。これは公約の中で、市長、やはりいろんな公約を市長も出してあります。例えばこの住民投票のことで巨額な予算、では巨額とは幾らなのですか。例えば住民投票で五千万ぐらいの金がかかる。では、費用対効果はどうなりますか。やはりいろいろ考えていかないと難しい問題ではないかと思えます。やはり理想と現実。私も議員になる前は、行政に対してはおかしいな、おかしいな、やはり理想なのです。でも入ってみた。現実には、では財政はどうなっていますか。それを考えていかないと行政というのは成り立っていかないですね。まして長です。市長たるものが、財政も考えずに何でもかんでも公約する。受けはいいでしょう。でも、やっぱり考えてもらいたいと思えます。

市長、やっぱりこの中で、先ほど原議員も「市民の目線で」と。やっぱりいいことだと思えますよ。ただ、市民の目線。市長室を下に移した。抽選をします。代表しか来ないわけです。代表です。市長とお会いになる方は、皆さん代表なのです。私は、前の議会でも、まずは職員が地域に少しでも出て行って、そして地域の活動に参加しながら、地域の人たちに理解してもらえる。何かあれば、「じいちゃん、おばあちゃん、私に言え」。それが本当の目線ではないでしょうか。市長が一人で一生懸命頑張る。気持ちはわかると思えますけれども、職員さんにもお手伝いしてもらったら、もっと市民の目線が近づきますよ。そういうことでこの項を終わりたいと思えます。

次に環境……（発言する者あり）いいですか。いいです、もう答弁は。（笑声）

○市長（浜田 博君） お答えいたしますというよりも、先ほどの、まず三十人学級の問題で新聞報道がうそなのかといった部分とか、そういうことで公約も言葉がひとり歩きしているのではないかとということで、自分が勝手にやった雰囲気がありますので、少し自分の思いをお話をさせていただいて、御理解をいただきたいなと思えます。

三十人規模の学級というのは、もちろん県との協議というのは、ここで法律をつくるのか条例をつくるということになれば、県からの派遣教員をいただくとかいう部分があるわ

けですね。そういった分も含めて県との協議は、これから県の単費の教職員の配置ができるかという問題が、協議として残ってくると思います。しかし私は、最終的には単独でも、今の別府市の小学校一年生の実態を調べさせていただきました。四十二人、四十三人で現実はあるということは、もう議員も御案内のとおりでございます。いかにベテランの教員であっても、教員の質を高めた人、すばらしいベテランの先生が今受け持っておっても、四十五分の授業というものを本当にしっかりと自信を持って授業形態ができていいのか。参観に行かれた御父兄の皆さんは、どのような感じをしているのか。そういうことも含めまして、私は十分意見を聞きました。そのことを考えますと、少人数学級は、四十人、五十人という過去はあります。その当時は、社会環境、家庭環境すべて違います。そういう中でそういう学級は珍しいことではなかったわけですが、ちゃんとやられていたではないか、なぜ今教員がこれだけ資質が悪くなったとか、そういう批判をいただいていることも聞いています。その掌握が一年生四十人ができないのかという部分の意見も確かにあると思いますが、教育環境の変化によって身につける基本的な生活習慣といったもの、これがもう全然違うということは、もう御理解いただけると思います。そういう子供たちを、学級がうまく機能しない状況というのが出ているのは現実です。そして、そういう増加する傾向にあるということを私はずっと見てきていますから、そのことを考えたときに、まず学校生活の入り口である小学校一年生からでも三十人規模学級にしていけば、今まで以上に子供や保護者と教師が深くかかわり合えるだろう。「一人一人行き届く」という言葉で教育長は表現をされましたが、やはり基本的な生活習慣を身につけさせたり、今、家庭教育のしつけまで学校現場に持ち込まれている実情がありますから、そういったことを含めれば、一人一人を大切にした教育を行うことができるのではないかと私なりに考えていることとでございます。

だから、さらに一年生という時期は、特にその後の小学校生活に大きく影響するという状況、そして三十人規模学級の導入はだから重要ですとというふうに私は踏まえているのですが、ただ私は、一人一人に行き届くために人数を減らすことがいいのですよということではありません。もちろん学力の向上、基礎学力の向上も含めて教員の資質向上は当然だと思います。そのことも含めて並行してやっていくという決意の中で、できれば私は、別府市の皆さんの議会の了解が得られれば、臨時講師を派遣してでも私はそういう状況をつくれなかなということ、気持ちとして思いを述べているわけで、これはあとは教育委員会の権限でございますので、また余り深く入りますと介入になりますから入りませんが、教育長も同じ思いだと私は思います。そういう思いで来年度四月から実施できないかな。決定事項ではありません、もちろん議会の承認がなければ決定ではありませんから。そういう思いでこの三十人以下学級を施政方針の年度当初に挙げさせていただいたのは、できてから来年、再来年ということではありません。だから年度当初に挙げて早急にその

準備に入りたいという気持ちを御理解いただきたい。新聞報道が間違いとかいう以前の話題で、そういうふうに御理解をいただけたらというふうに思います。

それから、住民投票関係の問題は、巨額な財政問題。これについては、幾ら別府市のこの人口の体勢から二十億が適当なのか三十億なのか五十億なのか、その辺の見当はまだつきません。しかしながら、巨額ということは、それだけの巨額な費用を投じてやるということについては、市民の相当の合意なり、議会の合意がなければできないことですので、その辺は議会に十分相談をさせていただいて、賛否を問うような状況になれば住民投票を考えさせていただくという姿勢でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと

思います。

○九番（黒木愛一郎君） 市長と教育長との意見がなかなか合わないところもあると思いますけれども、二人仲よくけんかもせずに、（笑声）取り組んでいてもらいたい。また、これは本当に私の頭の中にどうしても市長の母体の組織があるものだから、ちょっと悪いのかもしれないけれども、本当にこの問題に関しては、まず一番の原因は親です、親なのです。親がやはりびしっとしたことを子供にやってきてない。もちろんその親が悪いのですけれども、教員も気をつけていかないといけない。これは子供のためですから、これから本当に子供のためにはみんなで二十一世紀を担う子供たちとよく言われておりますし、子供たちのためには本当に地域でも一生懸命みんな頑張っております。（発言する者あり）ちょっと静かに。一応そういうことで、次の質問に移りたいと思います。

環境行政、ごみ袋の取り扱いについて。

私はことしも四日間、臨時議会がありましたから、四日間ごみ収集に行ってきました。本当に現場の人たちの一生懸命働いている、走り回っている姿、私も汗びっしょりになりながら、残飯の汁を浴びながら頑張ってまいりました。ごみの状況とか見てみますと、やっぱり市民のモラルのなさというのが本当にわかります。行革の方もいわば少しずつ進んでいること、定年者に対して不補充で、事業系ごみということでごみ減量がなり、そのことで収集方法も路線方法から地域収集ということで一生懸命努力しているというのは、私も感じました。本当にこのごみというのは、簡単であって、なかなか守れないところだと思っております。

今回は、ごみ袋について質問していきたいとしますので、ごみ袋については、議会でも議論されているところであり、今回の市長選でも公約に挙げておりました。指定ごみ袋導入以降これまでの執行部の答弁で、ごみの減量効果、美観、収集作業の効率化、作業の安全性等がメリットとして挙げられ、ごみ袋の差益もごみ減量、町内の環境美化施策や寝たきり老人を抱える世帯の福祉施策に充当されており、手数料の改定を含めた指定ごみ袋制度の見直し・廃止は考えていないとの答弁がなされています。私も収集業務を本当に体験して収集効率、作業の安全性などを考えれば、指定ごみ袋制度のメリットは大きいと感

じております。よく議論になる別府市の手数料は、ごみ処理の有料制度を導入している他の市町村と比較した場合どうなっているのでしょうか。お願いいたします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

まず、別府市の指定ごみ袋の手数料の件ですが、サンプルとして平成十四年九月に東京都の狛江市が実施した何らかの形でごみ処理の有料化を行っている百四十の市町村を対象に調査した結果でございます。別府市が採用している二十リットルの小の袋、それから四十リットルの大の袋の手数料ですが、二十リットルの場合は平均十三・五円、最大値で四十円となっております。それから四十リットルの場合は、平均で四十円、最大値で八十円、最小値でも二十円であります。この調査の結果から、別府市の指定ごみ袋の手数料は、いずれも最小値であり、決して高い額ではないということが考えられております。

○九番（黒木愛一郎君） それでは、一世帯当たりの指定ごみ袋にかかる負担額はどの程度になるのでしょうか。お願いいたします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

平成十四年度の取り扱いの枚数から算出いたしますと、可燃物用、不燃物用の指定ごみ袋にかかる負担額は、一世帯当たり百九十四円、消費税込みで月額二百四円程度の負担となっております。

○九番（黒木愛一郎君） ごみ処理の有料制度は、全国の自治体でも導入しているところも多く、今後の導入を検討している自治体も少なくないと聞いていますが、この負担額はどのようになっているのでしょうか。やはり見直しは考えていないのでしょうか。お願いいたします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、本市の手数料は、他の市町村の手数料と比較しまして最低のランクであります。月額二百四円の負担が高いのか安いのか議論は別として、市民の皆様方に多大な負担を強いているとは考えておりません。手数料については、現状で推移し、値上げをしないように努力してまいりたいと考えております。

○九番（黒木愛一郎君） この間、私も収集作業を経験して思ったのですが、缶・瓶・ペットボトルの中にリサイクルできないものも入っていたり、不燃物の収集日に資源ごみを出したり、不燃物の中に資源ごみを混ぜているのも多く、排出状況が決してよいとは思えない現状です。これを排出する市民の側にも責任があると思いますが、平成十年十二月に缶・瓶・ペットボトルの分別収集を開始して、現在までの収集量はどうなっているのでしょうか。お願いいたします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

缶・瓶・ペットボトルの収集量は、平成十一年度の千百二十三トンピークに減少傾向にあります。昨年度は特に八百二十八トンと落ち込んでおります。消費者のライフスタイ

ルの変化により、容器自体が比較的重量のある瓶にかわって軽量のペットボトルが使われることが多くなっております。それが大きな要因だと思います。議員さん御指摘のように、分別を含めた排出状況がよくないことも事実であります。収集日の間違いを防ぐために、ことし三月に収集カレンダーを作成し、各戸に配布しておりますが、四月、五月の収集量はほぼ横ばいで、特効薬にはなっておりません。

○九番（黒木愛一郎君） 収集カレンダーを市民の向上策として出しているということですが、すけれども、お年寄りの方にはなかなかわかりにくいところもあると思いますし、カレンダーの効果については、ちょっと長い目で判断したいと考えております。

排出方法については、ひとつ発想をかえていったらいいのではないかと考えております。やはり一番ネックになっているのは、缶・瓶・ペットボトルの資源ごみを、燃えないごみ用の指定袋に入れて排出する方法だと思っております。缶・瓶・ペットボトルの資源ごみ用の指定袋を導入してリサイクルを推進していくことが、ごみ減量にもつながるし、市民の分別意識の高揚にも効果があると思いますが、どうでしょうか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

建設的な御提言をいただき、ありがとうございます。資源ごみ用の指定袋の導入につきましては、昨年、二十一世紀総合市民会議の意見書にも要望をいただいておりますので、前向きに検討させていただきます。

○九番（黒木愛一郎君） これはやはり本当、ごみ減量につながるという意味でも早目に導入していただくことを要望いたします。

また、この資源用の指定ごみ袋の手数料ですが、資源ごみや燃えるごみや燃えないごみとは処理量も異なると思います。手数料の改定については現状を維持し、将来的に値上げしない方針だとの答弁ですが、資源ごみ用の指定ごみ袋を導入した場合、排出時には市民も分別に協力するし、その手間を考えた場合、従来の指定ごみ袋等は手数料も安く、制定していただくように検討してほしいものと思います。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

資源ごみ用の指定袋の作成にかかる費用ですが、収集・中間処理等のコスト計算を行い、前向きに検討してまいりたいと思います。

○九番（黒木愛一郎君） このごみ袋についてでありますけれども、本当にごみの減量という意味では非常によいのではないかと考えております。

また、収集して本当に思うのですけれども、今、カラスが非常に多いわけですね。今、防災ネットが、市の方で半額で出されているということですが、カラスというのはなかなか利口で、防災ネットを張れば、今度は下におりてくるわけですね。どんどん今、下の方におりてきています。私もきょう、朝出てくるときに、青山小学校の前で五、六羽のカラスがつついてごみを散らかしているわけですよ。だからやはりこの防災ネットをも

っともっと地域に、自治会の方に広報して、どうしても、ごみ収集しているときでも汚いし、まして見ているとやっぱり汚いと思います。そういうことで自治会の方に広報をお願いいたします。

それと、私も体験して本当に残飯の汁、これから夏場に入れば、冬場はそうでもないと聞いておりますけれども、夏はやっぱり腐るのですよね。私も本当、今回も五月二十日過ぎに行ったのですけれども、暑かったもので、すごいのですよ、においが。これはやはり衛生面からいって、健康上という中で、そういう夏場ぐらいは職員さんにふるに入れと言っているわけではありませんけれども、やはり少しは考えてあげていったらいいのではないかと。少しこれは情が入っておりますけれども、そういうことで、質問を終わらせていただきたいと思います。

次に……（発言する者あり）いや、今の質問に……。ちょっと待って。（発言する者あり）これは、市長の答弁が長過ぎたもので、少し……。（笑声）

次、温泉に行きます。どうもすみません。ありがとうございました。（発言する者あり）

公衆浴場は――市有区営温泉ですね、別府にはたくさんあり共同温泉もたくさんあります。現状、別府の文化というのは、私は本当に、温泉の二階に公民館、これは恐らくどこにもないと思いますね。これは別府の文化ではないか、本当の文化。だから、これを僕はずっと大事にしていけたらいいのではないかと考えております。その中で本当に今、市有区営温泉が、なかなかやっぱり厳しい状況になっております。七十歳以上の方は市営温泉に行けば無料だということで減るし、子供の数が少ない核家族、やはりだんだん減っている。ましてマンション等が建てば内湯があり、どんどん減っているわけですね。やはりその中で僕たちも小さいときにこの共同温泉というのは、おいちゃんたちから怒られながら暴れまくって、いい思い出があるのですけれども、県が、公衆浴場などでレジオネラ菌の感染を防ぐために、四月より大分県が公衆浴場法等の施行条例を改正したと。これは市長が県会議員のときか何か知りませんが、本当に別府の県会議員がもっと強く、別府の温泉というのはあふれ出ているわけですよ。今まで何十年もそういう問題はなかったわけですよ。二年前に日向のレジオネラ菌問題が起きて、それは循環式の場合ですね。別府の場合は、どんどんあふれている。この中でやはりこれが施行されたということは、それはもう条例で施行されているわけですから仕方ないのですけれども、この検査をするのに一回につき一万円程度のお金がかかる。それでやはり、混浴ではありませんから、男と女と二つあるわけですね。ということは二万円もお金がかかるわけですよ。今、財政も本当に市有区営温泉が厳しい中で、市の方もこういう中でやっぱり市有区営温泉のためにもいるんな……、市有区営温泉もやっぱり努力もしていけないと悪いところもあります。けれ

ども、何かそういう補助なんかできないものか。どうなのでしょう。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

九番議員さんが言われたように、五月二十日に市有区営温泉等の温泉施設の改修等の貸付金の説明会と、県中央保健所が公衆浴場法等の施行条例の改正について説明会を開催いたしております。その内容は、浴槽水の水質基準の明確化と衛生管理の徹底などであり、水質基準ではレジオネラ菌の数は国の示す指針、百ミリリットル中十個未満、同じに定め、かけ流しの場合は年一回、循環式の場合は年二回の浴槽の形態ごとに水質検査が義務づけられ、違反した場合は、一回目は指示という形になりますけれども、従わない場合は、施設の名称、違反内容の公表という措置がとられておるということでございます。衛生管理面では、浴槽の定期的な清掃、レジオネラ菌の温床となりやすい集毛器、ろ過装置や循環配管の定期的な洗浄などを定めております。水質検査を行う場合は料金が要りますが、五月二十日の説明会においても、「助成していただけないか」という御質問も多々ありました。温泉課としましても県にも働きかけ、内部でも十分検討いたしたいというふう考えております。

○九番（黒木愛一郎君） ぜひ、よろしく願い申し上げます。

最後の、砂湯の拡充について。もう、あとすぐ終わります。

海浜砂湯ですね。昨年四月にリニューアルし、本当に素晴らしい景観の中で雨天用に、雨の日も入浴できる可動式というふうにやりかえております。本当に私もこれは毎年連休のときに、私は現場に行って砂湯をお手伝いをしているのですけれども、お客さんがやっぱり来るわけですね。来たときに、もちろんゴールデンウィークですから、確かにどこもが多いのしょうけれども、大体やっぱり二時間待ちがざらなのですね。現状が、やはり来たお客さんに「どこか回ってきてください。またその時間に来てください」。それはやっぱりお客さんもスケジュールがありますし、なかなか難しいことだと思うのですけれども、これは私は砂湯は今から別府の観光には重要ではないかなと思っております。

私たちも去年、野口議員と吉富議員と指宿に行って参りました。また、ことしも私は指宿と山川温泉に砂湯を見に行っまいりました。もちろん見に行ったときは別府観光のパンフレットも持っていき、みんなに配っております。やはり指宿が、あの南の指宿が三十万人来るのです。砂楽というところなのですけれども、これは本当に、もちろん別府と比べたときに九面があるのです。別府は二面なのですね。向こうは九面あるのです。で、三十万人です。その指宿から少し離れたところに山川温泉という、小さな温泉ですよ、五万人行くのですよ、五万人お客さんが。僕も両方入ってみたのですけれども、やっぱり地熱が熱いものなのです。上からぱっとかぶせるだけなのです。別府の砂湯というのは、やっぱり砂が違うのです。川からとった砂というのはしっとりして、それでやはり砂湯やっているあれも丁寧で、僕は腰が痛いときには必ず行くのですよ。掘って、下からの温か

さと上からの重みと、本当に腰がすっきりします。

本当にこういう……、これから確かに温泉というのはいろんなところで出ております。成分、別府の温泉には十一種類の成分がある、そのうちの十種類がある。ふろに入るときに、だれがこの成分だから入る、露天ぶろがいいという人はもう大体少ないのですよ。今からこういう砂湯を、本当に別府のために少しでも何か拡充でき、今二桁ありますよ。市長、本当に一回これを見てもらいたいと思うのですね。もちろんこれ、私も簡単な説明しかできませんけれども、またこれを本当に見ていきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府海浜砂湯は、平成十四年四月にリニューアルし、オープンしたわけでございます。ちょっと述べさせていただきますけれども、入浴者数において平成十二年度一万八千三百七十六名、十三年度一万二千七百十六名、これは工事があったものですから、若干少なくなっております。十四年度は二万九千六百五十八人ということで、前年度に比べまして二・三倍というふうになっております。九番議員さんが言われましたように、待ち時間においても二時間待ちということは、もう周知いたしております。整理券を配布して市内観光等をしていただけるように、私どもも受付の方にも十分指導いたしておりますけれども、まだ足りない面があるかと思っておりますけれども、周知させていただきたいというふうを考えております。

別府海浜の拡充につきましては、湯量の問題、今後海岸整備などもありますので、関係所管課と協議しながら、今後の検討課題と考えておりますので、よろしく願いいたします。

一言だけお願いいたします。九番議員さん二十一番議員さんにおかれましては、別府海浜砂湯において五月の連休の間、観光客等案内などしていただき、御協力いただきましたことに対しまして、この場を借りまして深く感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

○九番（黒木愛一郎君） 本当にこの砂湯は、やっぱり進めていけば、これは別府には絶対。何であの南にそれだけの人数を落とすのではなくて、別府で宣伝してここに落とす。こういうふうな考えで、また私もその砂湯から、指宿、山川から天草の下田温泉というところにちょっと行ったのですけれども、たまたまその温泉協同組合の理事長さんたちと会って、十日前に砂湯のことで、つくったらいいのではないかーその下田温泉というところですよーこの方たちは、きょうは黒川温泉で何かあるのですね。七月に来たいと言っておるのですね。もしそのときにはぜひそういう仕組みとかいろんなことをよろしく願いいたします。

用意した質問事項はこれで終わりますが、

清新の心意気を持った我々は、あくまでもいいことはいい、悪いことは悪い、是々非々で市政に取り組むものです。議論を重ねて公党としての立場を貫き政治をやっていくつもりであることを、市長及び市民の皆さん方にお伝えして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時十九分 散会